

令和元年第3回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 9月3日（火曜日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会（午前 9時00分）	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
森 雅 哉 君	6
小 林 正 明 君	13
大 谷 純 一 君	19
橋 本 和 之 君	27
酒 巻 広 明 君	36
襟 川 仁 志 君	42
大 澤 成 樹 君	49
柿 沼 英 己 君	56
○次会日程の報告	62
○散会の宣告	62
散 会（午後 3時16分）	62

第2日 9月4日（水曜日）

○議事日程	63
○出席議員	63
○欠席議員	64

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 4
○職務のため出席した者の職氏名	6 4
開 議 (午前 9 時 0 0 分)	6 5
○開議の宣告	6 5
○報告第 3 号の上程、説明、報告	6 5
○承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
○議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
○議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
○諮問第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
○諮問第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
○認定第 1 号～認定第 5 号の一括上程、説明、委員会付託	8 9
○次会日程の報告	9 5
○散会の宣告	9 5
散 会 (午前 1 1 時 1 9 分)	9 5

第 1 1 日 9 月 1 3 日 (金曜日)

○議事日程	9 7
○出席議員	9 7
○欠席議員	9 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 7
○職務のため出席した者の職氏名	9 8
開 議 (午前 9 時 0 0 分)	9 9
○開議の宣告	9 9
○認定第 1 号～認定第 5 号の委員長報告、討論、採決	9 9
○議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
○議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0

○議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○議員派遣の件	1 1 5
○閉会中の継続調査の申し出	1 1 5
○町長挨拶	1 1 5
○閉会の宣告	1 1 6
閉 会 （午前 1 0 時 1 0 分）	1 1 7

千代田町告示第20号

令和元年第3回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月28日

千代田町長 高 橋 純 一

1. 期 日 令和元年9月3日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（12名）

1 番	大	澤	成	樹	君	2 番	酒	巻	広	明	君
3 番	橋	本	和	之	君	4 番	大	谷	純	一	君
5 番	森		雅	哉	君	6 番	川	田	延	明	君
7 番	襟	川	仁	志	君	8 番	小	林	正	明	君
9 番	柿	沼	英	己	君	10 番	細	田	芳	雄	君
11 番	青	木	國	生	君	12 番	高	橋	祐	二	君

○不応招議員（なし）

令和元年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年9月3日（火）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	大	澤	成	樹	君	2 番	酒	巻	広	明	君
3 番	橋	本	和	之	君	4 番	大	谷	純	一	君
5 番	森		雅	哉	君	6 番	川	田	延	明	君
7 番	襟	川	仁	志	君	8 番	小	林	正	明	君
9 番	柿	沼	英	己	君	10 番	細	田	芳	雄	君
11 番	青	木	國	生	君	12 番	高	橋	祐	二	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君
副町	長	坂	本	道	夫	君
教	育	岡	田		哲	君
総	務	石	橋	俊	昭	君
財	務	柿	沼	孝	明	君
住	民	森		茂	人	君
健	康	茂	木	久	史	君
環	境	栗	原	弘	明	君
経	済	坂	部	三	男	君
農	業					
事	務					
局	員					
兼	長					

都市整備課長	荻	野	俊	行	君
会計管理 兼会計課長	高	田	充	之	君
教育委員 会事務局長	宗	川	正	樹	君
監査委員	白	石	正	躬	君
農業委員会 会長	蛭	間	泰	四郎	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	荒	井	稔
書記	荒	井	美香
書記	久保	田	新一

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（高橋祐二君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告1件、専決処分事項1件、条例制定2件、条例改正ほか7件、人事案件2件、決算の認定5件、補正予算4件であります。

陳情については、お手元に配付のとおり、「米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情」、「日本政府に対して、国連の『沖縄県民は先住民族』勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情」、「東海第二原発の再稼働に反対し廃炉を求める陳情」の3件が提出されておりますので、報告いたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、1件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成30年度4月分、5月分、平成31年度4月分、令和元年度5月分及び6月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

6番 川 田 議員

7番 襟 川 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（高橋祐二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から13日までの11日間といたしたいと思いますが、こ

れにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から13日までの11日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（高橋祐二君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、5番、森議員の登壇を許可いたします。

5番、森議員。

〔5番（森 雅哉君）登壇〕

○5番（森 雅哉君） おはようございます。議席番号5番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

本町の環境問題に対する取り組みについていろいろとお聞かせいただきたいと思います。さて、環境問題というとなかなり範囲が広くなり、漠然としたものになる場合がありますが、主に自然環境の汚染を防ぐという観点で考えてみたいと思います。汚染といいますと、大気汚染や水質汚染などの問題がありますが、騒音や振動など生活の快適性にかかわる快適性の侵害、家庭や企業から出る廃棄物、森や林の自然破壊や増えていく多様な化学物質による自然界への影響なども考えられます。そのような中で、まずは本町におけるごみの問題について環境下水道課の課長にお尋ねいたします。今ある最新のデータでは、千代田町のごみの量は群馬県内において順位は何番目でしょうか。

○議長（高橋祐二君） 栗原環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗原弘明君） ご質問にお答えいたします。

千代田町におけるステーションで回収される燃えるごみの量であります。平成28年度実績では1人1日当たり723グラムで群馬県下35市町村中35位と最下位でありましたが、平成29年度の集計では715グラムで、順位としてはランクを1つ上げ34位となり、最下位を脱することができました。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。やはり千代田町は、ずっとワーストのほうをさまよっている状況であると思います。

次の質問なのですが、本町では生木の処分費用を負担したり常設のリサイクル回収場所を設置したりと、いろいろと努力をされています。最近の事例だけでもよいのですが、具体的にどのようなことを行っているかを教えていただけますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 栗原環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗原弘明君） ご質問にお答えいたします。

具体的な事例であります。千代田町ではごみ減量化に向けた施策として平成29年の7月より一般家庭から出る剪定枝や草などをステーションでの回収だけでなく、民間のリサイクル業者に搬入できるようにいたしました。また、平成30年度よりちよだスマイルポイント事業として古着、食品残渣、廃食用油やプラスチック類などの回収を役場敷地内と温水プールで行い、リサイクルできる品目を増やすことによりごみの減量化に努めております。そのほか、毎年拠点回収としてステーションで回収できない粗大ごみの回収を行っております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。町の役場のところは私もすごく活用させていただいて、とてもいいと思います。

今町でやられているものについて、その効果や今後何かやっていくとか対策などありましたら教えてくださいませんか。

○議長（高橋祐二君） 栗原環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗原弘明君） ご質問にお答えいたします。

平成30年度の収集実績では、剪定枝の搬入量が189.6トンとなっております。古着類では10.2トン、食品残渣では4.7トンの回収ができました。

今後の対策ですが、各ステーションから焼却場に出させるごみを見てみますと、時期的なものもありますが、庭草などが大量に出されております。これらは、刈り取ってすぐ袋詰めにされたためか水分を大量に含んでおり、非常に重くなっております。何日か乾燥させるだけで大幅に重量を減らすことができることから、この点について更に啓発活動を行っていきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。確かに水分の問題というのもあると思います。

次の質問なのですが、その水分について生ごみの水分の問題もあると思います。生ごみ処理機に対して補助金も出していると思うのですが、私も利用させていただきましたけれども、町民の補助金の活用状況というのを教えてくださいませんか。

○議長（高橋祐二君） 栗原環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗原弘明君） ご質問にお答えいたします。

群馬県の資料によりますと、ステーションに出されるごみの中で生ごみの量は全体量の32.7%を占めるそうです。このため、町では生ごみの排出量を抑制するため生ごみ処理機の購入に対する補助金を交付しております。平成28年度からは、更なる推進のため補助金額を倍の上限4万円に引き上げました。それまでは、年間1件程度の補助件数でしたが、これを境に平成28年度では7件、29年度では14件の補助実績となり、このまま増えていくかと思われましたが、平成30年度実績では3件と大幅に下がってしまいました。このため、更なるPRを考えております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。補助金の利用が少ないということですが、世帯数から考えるとかなり少ないと思いますので、引き続き続けるか、あるいは別の対策を考えたほうがいいのかということも今後課題になってくると思います。今回町の状況がとてもよくわかりました。ありがとうございました。

次の質問なのですが、教育長にお尋ねいたします。子供たちに環境問題を教えていくことはとても大切だということは既にここにいる皆様や町民にとっても共通認識だと思います。私は、環境問題を考えていく上でベースとなるものの一つが自然環境に対する認識であると思います。単純に言えば、自然に触れることで自然のよさを知り、そしてそのことでそれらを守っていこうという気持ちが生まれることが期待できると思います。水や空気を汚染すると、今の私たちだけでなく、将来にわたって多くの人たちに影響がある問題です。水や空気を汚染に関してなのですが、群馬県にはぐんま昆虫の森という施設があります。学校として予算を組んで、子供たちが体験に行っていると理解しているのですが、それまた自然環境に対する認識が生まれるとてもよいことだと思っています。

それでは、質問をさせていただきます。現時点で自然環境に対する教育方針というものがあればお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

環境教育は、教科書を使用して講義形式のみで実施することは難しいと考えています。実際に自然に触れ親しみを持つことで自然から受ける恩恵に感謝し、持続可能な社会へ結びつけていく心の育成が大切だと考えています。先ほど議員さんがおっしゃったとおりかな、体験学習は大切であるというふうに考えているところです。そして、これからそれらを学校全体で行っていくことが重要なことかなというふうに基本的には考えております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。学校全体で考えていくというのは、やっぱりとても大切なことだと思います。

次の質問なのですが、具体的にどのようなことを今現在行っているのかを教えてください。例えば環境破壊に関すること、自然を維持すること、ごみの分別やリサイクルに関する教育についての取り組みなど、あれば教えてください。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

まず、環境破壊に関する教育の取り組みについては、例えば社会科において高度経済成長に日本各

地で起こった公害問題について学習し、環境破壊がもたらすさまざまな被害を学び、これからの自分たちができることを考えています。

次に、自然を維持することについてですけれども、町の河川美化運動へ参加を促したり、中学校では地域ごとにクリーン作戦を実施するなどして町の環境維持について考え、実行する場面を設定しています。

次に、ごみの分別やリサイクルについては、各校とも常時実施しており、アルミ缶や牛乳パックの回収、またペットボトルキャップを回収し、そのリサイクル活動で発生した利益を発展途上国の子供たちへ届ける運動にも参加しています。更に、町環境下水道課の環境係が西小学校へ訪問し、環境委員の児童へリサイクルや分別方法、自分たちができることなどを伝え、各クラスで実行していく環境学習を実施しております。また、小学校では全児童が緑の少年団に加入し、緑化活動を行うことにより花などの植物を大切に作る心の育成を図っております。そのほかにも授業等を通した環境教育では、総合的な学習の時間や生活科において実際に田畑で作物栽培を行ったり、理科での食物連鎖や生物と環境のかかわり、家庭科での環境美化、ごみの適正処理による快適な生活環境のつくり方、そして国語科での環境に関する読み物教材を通して環境について考えることなどを行っております。たくさんの活動を学校では実施しております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。その活動についてなのですけれども、それは国からプログラムの中で年間何時間とか決まっているものなのか、あるいは裁量の部分があるのかというのを教えていただけますか。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

〔教育長（岡田 哲君）登壇〕

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

今言った活動は、年間指導計画という教育課程の中に位置づけられて行われておりますので、大体このくらいのバランスということで、教科ごとに何時間、何時間という割り振りがありますので、恐らく大体平均的に、余りやり過ぎてもほかの教科に支障が出てくるということがありますので、その辺のバランスをとって学校全体に位置づけられていますので、その時間についての何時間を取りなさいということはありません。学校で選択しています。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。その時間の中で一生懸命いろいろなことに取り組まれているというのはすばらしいことだと思います。どうもありがとうございます。

それでは、次は町長にお尋ねいたします。町内でイベントが幾つかありますが、環境に注目していくこともよいと思います。千代田町は、植木の里として関連業者も多く、町内には緑も多いため、自

然環境に対する取り組みをイベントと組み合わせることも有効ではないかと思います。例えば毎年1月に行われているちよだ利根川おもてなしマラソンですが、参加者へのPRとして東京や埼玉の方々の飲み水である利根川というものをアピールしていくと同時に、利根川のごみ拾いを町民、先ほど言われたように学校の生徒たちも参加されていると思いますけれども、みんなで利根川の環境を守っている緑の多い町という切り口もよいのではないかと思います。首都圏の飲み水を守る町として有名になっていくこともまたよいことではないかと思います。その結果として、もしかすると自然環境のよい千代田町に住みたいという移住を促進することにつながると思いますし、自分たちの飲み水を守りたいという町外の方々が例えばマラソンのボランティアや利根川の清掃に来てくださるようになるかもしれません。そして、ジェットスキーなどを利用している方々もごみを残さずにきれいに使ってくださいることが定着していくと思います。

また、水や環境といいますと、サントリー様も千代田町にありますので、自然環境を守ることに力を入れていくことをアピールすることは無理のない流れだと感じます。そんな中で、ここ数年は町内でホタルの観賞会が行われるようになりました。個人の方が行っているのですが、昨年は生涯学習の一環として町からも補助金が出ています。ホタルについては、きれいな水、きれいな土、きれいな空気、その3つがそろわないと育ちません。夜に見る幻想的で美しい姿を見ると、自然環境を守ってこうという気持ちになっていくと感じます。高橋町長も毎年見に来ていらっしゃるので、状況はよくご存じだと思います。ホタルの観賞会については、暗幕をつくったり、ホタルの幼虫を数百匹も放流したりと費用も手間もかなりかかっています。できれば町のほうでも支援していくことができればと思います。具体的には、7月の少しの期間、できればテニスコートの夜間照明をつけないようにしたり、役場の駐車場をホタル観賞のときに利用できるように告知するなど、町側でも協力できることがあれば協力していくこともよいのではないかと思います。子供たちに自然環境について体験してもらうとてもよい機会だと思います。ホタルの観賞会もそうですが、それだけでなく、町のイベントの中で千代田町として自然環境への取り組みをどんどん行っていくことで町民全体への環境への関心を高めることにもつながりますし、千代田町の環境を守るという考え方を発信していけることになると思います。そういう理由で、各種のイベントと環境問題への取り組みを組み合わせしていくことについてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 環境問題のご質問ですが、千代田町は利根川という全国的にも知名度の高い河川沿いに位置し、その知名度も雄大な景観を生かして、おもてなしマラソンのネーミングにも供されております。この利根川は、東京都民の飲料水にも利用されております。この自然環境を守るため、毎年4月に河川美化運動、7月には利根川クリーン作戦を実施しております。環境美化に努めているところであります。そして、去る7月7日の七夕の夜に桧内地内において住民の方がつくら

れているビオトープにおいてホタル観賞会が催されました。私も議員が述べたように毎年行っております。この観賞会に参加された方は、その幻想的な光の美しさに魅了されたことと思います。昔は、町内でも見られたホタルであります。今では人が保護している場所でないで見られないものになってしまいました。以前私たちの先輩は、ちょうどその町道を真っすぐ行きまして、向こうの古戸館林線に当たる手前に小さい小川があったそうですけれども、あそこでよくホタルが飛んでいるのが見られたというお話をよく私も伺っております。町内でも見られたホタルであります。今では人が保護している場所でないで見られないものになってしまいました。

今回の観賞会は、町内の住宅地の中であり、ホタルを育てるには一方ならぬ苦勞があったことと思います。町としても、この活動に対しできる限りの協力は行っていきたいと考えております。ホタルは、水がきれいな場所でないとし息できないと言われております。水質だけでなく、産卵のためのコケや餌となる貝、さなぎとして過ごす土の水路などがなくなってしまったことや、農薬の使用など多くのことが影響していると思われます。そして、ホタルもそうですが、身近な生き物が生存しているということは、自然がしっかり守られているということであり、環境保全の一つのバロメーターになるのではないかと思います。

また、これらを通じて、先ほど話が出たようにビオトープ、自然循環型の環境教育を行うことはすばらしい考えであると思っております。最近では、アマガエルさえ見かけることが少なくなってきました。これらの身近な生き物を共存できる環境を守っていかなければなりません。そして、これらのことに対して考えてもらうことが環境保全にもつながるものであり、何よりそのことを意識するだけでも立派な環境教育だと思います。町といたしましても、新たな観点から教育環境のきっかけを提供し、そして環境保全に努めていきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） どうもありがとうございます。ホタルの観賞会、あるいは町内の自然環境、そういうものに対しての取り組みについて非常に理解していただいて、これからもいろいろやっていただけるということで期待しております。

次の質問、最後の質問になりますけれども、今後の環境行政のあり方や取り組みについて町長にお聞きしたいと思います。例えば先ほどからお話をさせていただいている自然環境についてですが、もしかすると今後千代田町でもごみ袋の有料化の議論が出てくると思います。ごみ袋が有料化されると、ポイ捨てが増えると言う方もいらっしゃると思います。ポイ捨てをする人というのは、まさしく自然環境への影響がよくわかっていない状況ではないかと思います。まずは、子供のころから意識を向けていくことでポイ捨てはなくなるものだと思います。また、ごみ袋の有料化についても、ごみを減らすことや環境を維持するにはお金がかかることなども小さいころから学んでいくことが大切だと思いますし、家族や地域の単位でもごみ問題を含み環境への意識を向けていくことがとても大切なことだと思います。

それと、世界的に今問題になっているグリホサートが含まれている除草剤ですが、フランスでは販売が禁止されましたが、日本では一般的に使われています。将来的には遺伝子組み換え作物とセットで広がっていくことも懸念されています。それはそれで私たちが住む日本の政府が法律で許可しているものですし、とても便利なものですので単純に反対はできませんが、環境のために使いたくないという人も増えてきています。それらの人々の選択肢を増やすためにも、自然環境への関心を高めていくことはとても大切なことだと思います。

千代田町の今後としては、道路を造成して便利にしたり利根川に橋をかけることや工業団地をつくることでいろいろと地域の活性化を図っていくという重要なプランもありますが、それと一見相反するようなテーマではあるかもしれません。これは、どちらかを選ぶということではなく、両方を行っていくことが将来の町の発展につながると思います。そういう点を含めて、植木の里の千代田町として自然環境への取り組みについてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今後の環境問題ということですが、ごみや環境の問題は多岐にわたっております。身近なところでは、ステーションへの不法投棄や空き家、不耕作農地などの雑草問題、また工場からの音などについても住民が不快に感じれば環境問題になってしまう時代でもあります。それらに対する今後の町の環境行政手法であります。まず太田市外三町広域清掃組合の新炉が令和3年4月より稼働いたします。この計画ですと、現在より一層のごみ減量化を図らなくてはならないことになっており、先ほどの質問の中でもありましたが、環境教育について今でも行ってまいりましたが、身近な生活の中で行えるごみの分別などに重点を置いた減量化に一層取り組みを行っていきたいと考えております。現在も各こども園や人が集まる場所などに出向き環境教育を実施しているところではありますが、このような小さいことがやがて実を結ぶと信じており、また継続していかなければならないと考えております。そして、昨年度はエコ教室として群馬県の環境アドバイザーの方をお願いいたしまして、幼稚園と保育園、リサイクルの仕組みなどについて指導を行いました。子供たちに小さいうちから環境教育等を開催いたしまして、環境について理解を深めていただいているところでもあります。また、太田市では既に指定ごみ袋を導入していて、今後は同じ事務組合でごみ処理をすることになりますので、近い将来にはそのような形になると思いますので、千代田町も大泉町や邑楽町と一緒に導入についての検討を始めているところでもあります。そして、ごみだけでなく、自然循環型社会に対する取り組みも行っていきたいと考えておりますが、市街化や農業生産の孤立化、相反する面もあることから難しい問題でもありますので、議員各位のアドバイスなどもこれからよろしくお願いいたします。

先ほど議員がお話しされましたように、日本で使われている除草剤の関係、メーカー、品目は話しません。これも欧米のほうで販売禁止という品目も出ております。その辺は日本の政府も近いうち

そのようなことを考慮しながら今後検討していくと思っております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。環境問題は、世界的にもかなり注目されて、必ずやっ
ていかなければいけないという状況ですので、高橋町長言われるように小さなことから、そして
継続もとても大事だと思いますので、千代田町でも継続して続けていければと思います。

これで一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋祐二君） 以上で5番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、8番、小林議員の登壇を許可いたします。

8番、小林議員。

[8番（小林正明君）登壇]

○8番（小林正明君） 議席番号8番、小林正明です。それでは、議長の許可を得ましたので、これ
より一般質問に入らせていただきます。

2つ質問ございまして、まず1つ目です。高齢者の交通安全確保についてお尋ねします。2つ目、
高齢者の買い物支援サービスについてお尋ねいたします。

まず、1つ目でございます。高齢者ドライバーによるブレーキとアクセルの踏み間違いによる重大
事故が全国で相次いでおる状況でございます。19年版交通安全白書によりますと、75歳以上の高齢者
が2018年に起こした交通死亡事故は、運転免許証を持っております10万人当たり8.2件で、75歳未満
の3.4件の約2.4倍となっております。19年版交通安全白書によれば、死亡事故の原因ではブレーキと
アクセルの踏み間違いが5.4%でありまして、75歳未満1.1%の約5倍となっている現状であります。
白書は、今後も一層高齢化進展するのに伴い、高齢者の交通安全は歩行者としても運転者としても重
要な課題であるとしております。

つきましては、以下のように質問させていただきます。1、高齢者の交通安全確保について。3つ
でございます。まず1つ目、運転免許証の自主返納者の現状についてお尋ねいたします。千代田町にお
ける返却者数やその理由などをお尋ねしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

千代田町の免許の自主返納ですが、平成29年4月から平成30年4月まで24件であります。平成30年
5月から31年4月まで23件であります。令和元年5月から7月までで18件で、これまでに計65件の自
主返納となっております。令和に入ってから返納者の人数が増えている状況となっております。

理由については、65名の方の理由はおのこのいろいろな理由があると思うのです。その人によって
いろいろな、自信がないとか家族の者に勧められたとか、いろいろ理由があると思いますけれども、

理由までは把握しておりません。多分理由は、議員も想像つくと思うのですが、いろいろあると思いますので、理由のほうはわかりません。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。高齢になりますと、運動神経等々あるいは家族からの提言、そしてお医者様からの提言等がございます。そういったことで、今後運転免許証の自主返納者は増える。そのことについて捉えていきますと、町として高齢者の交通安全確保のための補助は何かあるのかということで次の質問に入らせていただきます。

2つ目です。踏み間違い加速抑制システム、そういった自動車の購入の助成についてお尋ねいたします。東京都あるいは近くでは渋川市、大泉町でそういう例がありますが、町としてどのようなことをお考えなのかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 踏み間違い加速抑制システム購入費の補助ですが、実施する予定であります。先般皆さんにも今定例会でも補正予算として盛らせていただいております。内容といたしましては、対象者は自転車運転免許証を保有している70歳以上の町民で、世帯全員が町税及び国民健康保険税に滞納がないことが条件であります。対象となる装置は、誤ってアクセルペダルを急激に踏み込んだとき、加速を抑制する機能を備えた装置であります。補助額は、上限を2万円として購入費の2分の1を乗じて得た額に100円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額となります。対象者は、自動車検査証に記載されている使用者と補助対象者が一致している車で、乗用車、貨物車は問いません。補助要綱については現在作成中で、本年10月より申請を受け付け、令和2年度末に当たる令和3年3月31日まで受け付ける予定であります。これからは、国内の大手自動車メーカー8社、そういった装置が装備された車になっていくため、時限措置とさせていただきたいと思います。また、予算措置におきましては、本会議の補正予算に計上させていただいておりますので、ご理解の上、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） どうもありがとうございます。町として今後対応していただく、既に予算案として計上した、非常にうれしく思います。

さまざまな理由で運転免許証を返上する、そういった高齢者、運転として自信がなくなった、そして運転するなら万が一踏み間違い防止装置、これは後づけでもやってほしい、そういった声があちこちで聞こえるのも現状であります。今後国の方針あるいは他市町の例を参考に、千代田町としても高齢者に対する、あるいは運転免許証の返納者に対しての移動の足の確保ということでしっかりと対応していただければと思います。

3つ目の質問です。先進安全自動車購入費の助成の考えについてお尋ねいたします。大泉町、太田市等でやっております。そして、その中で、では何が安全基準の車なのかということではありますが、名称でちょっと呼びにくいのですが、セーフティー・サポートカーSワイドという今考え方、これは経済産業省がそういったことで考えていることかと思えます。例えば具体的に少しだけ申し上げます。これH社と申します。H社の安全運転システム、センシング機能ということで読み上げさせていただきます。先進の安全運転システムですね。そこのH社においては11項目ぐらいあるのですが、5つ、6つぐらい読んでみます。1つ、衝突軽減ブレーキ、そして2つ目、誤発進抑制機能、3つ目、標識認識機能、4つ目、車線維持支援システム、5つ目、後方誤発進抑制機能、そして6つ目、オートハイビーム、7つ目、パーキングセンサーシステム。もう一つ言います。8つ目です。歩行者事故低減ステアリング等々、まだあと4つほどありますが、そういったことで安全を確保する、そういった車が今後大変な数で販売されることになるかと思えます。そういったことで、新車購入の場合、そういった先進安全自動車として機能されている車についての補助金等についてのお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先進安全自動車購入費の助成をということだと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたが、これからは国内大手自動車メーカー8社が安全装置を、先ほど議員が述べたようなその辺を考慮しながら、安全装置を取りつけたものを基準として販売していくため、先進安全自動車購入費の助成といった車両自体に助成を町としては行うことは考えておりません。恐らく数年後は、多くの車両に安全装置が搭載されると考えております。逆に、これからはメディアでもいろいろな部分で出ていますけれども、あおり運転とか、事故に対するそれを検証するに当たってビデオとか、そういうのも考慮していく必要はあろうかと思えますが、安全装置については、これは将来的には自動車大手メーカー8社がこれを基準として販売していく方向になろうかと思っておりますので、町としては今のところは考えておりません。車を購入する側が総合的に判断をして、どのメーカーがよろしいか、どの車の車種がいいか、これは買う側が決めていくことと思っておりますので、車両購入も幾つもの助成は今段階では考えておりません。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。先ほどの安全運転支援として後づけの加速抑制装置とか、そして今質問させていただきましたが、先進安全自動車購入の補助について質問したわけですが、これは確かにおっしゃるとおり国の施策でもありますので、今すぐということではないのですが、やはり車を購入するということは、特に高齢者にとって大変な負担になるわけですので、可能な限り町の中の助成金ですから、そんなに期待はしてはいけないのかもしれませんが、今後考え

ていただければと思います。

そして、先ほど町長のお話の中に部分的にありましたが、いわゆるあおり運転等につきましては、今非常にマスコミといいますか、テレビ放映等も含めていろいろ騒がれております。ドライブレコーダーの補助なんかも考える必要があるのかなと思ったり、そしてまた経済産業省が今後超小型車、1人から2人乗りの3輪車あるいは4輪車、ちなみにこれは今T社であるのですが、EV車ですね、電気自動車、こういった補助なんかも考える必要が今後はあるのかなと思ったりします。一つの情報ですが、よろしく検討をお願いできればと思います。

それでは、大きい2つ目の質問に入らせていただきます。高齢者の買い物支援サービスについてお尋ねいたします。高齢ドライバーの運転免許証の自主返納者が増加しております。また、高齢者やひとり暮らし世帯の増加により買い物弱者、いわゆる買い物難民が増えております。特に高齢者の交通事故割合が増えている現在、自動車の運転をやめることで買い物弱者になってしまう高齢者が増えております。買い物の足の確保、移動手段は地域社会の最重要課題であり、十分に配慮する必要があると思います。

つきましては、以下のように質問させていただきます。2つあります。1つ目、買い物支援サービスの現状についてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 買い物支援サービスの現状についてですが、以前にもご案内させていただきました。本町では、買い物代行サービスなどを行うあんしん福祉サービスを行っておりますが、現状では高齢者を直接買い物のできる場所まで送迎するサービスは行っておりません。例にありますひたちなか市の一部地域、磯崎地区において社会福祉法人が所有の車両を利用して、近くのスーパーマーケットなどに高齢者を乗り合いで送迎するサービスを始めております。市は、法人に対し補助金を支給しているようであります。高齢者が直接買い物をすることができるので、とても喜ばれているサービスであると思いますが、その市町村の地域の特性や事業主体となる社会福祉法人などの社会福祉資源の現状と幾つかの課題もあると思いますので、本町において有効かつ可能であるかなどを研究していく必要があるかと思えます。また、社会福祉協議会の町内循環バスを整備したところでありますので、こちらの有効利用もお願いできればと考えております。

また、自治体によってはジェロントクシーというのをJT Bと提携をしながら試験的にやっているところもあろうかと思いますが、その辺も視野に入れながら今後の買い物難民、代行サービスも検討していく必要はあろうかと、このように考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。ひたちなか市ではそういうことをやっているとい

うことなのですが、高齢者支援を全域で進める、これは非常にテーマとして大きくて大変かと思います。先進地の検証をすることによって、私たちが何かそれで自分たちの町に落とし込めることはないのか、またその中でもっと効率的なことがひょっとしたらできるのではないのか、そういった目線でしっかりと今後とも検討いただければと思います。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。買い物支援相乗りタクシーの考え方についてお尋ねいたします。ちなみに、買い物弱者とは、定義を少し読んでみます。我々は、日ごろから車に乗って、何でも、いつでも、どんな時間にも移動できます。そういったことで、買い物弱者とは食料品を販売する最寄りの店まで直線距離で500メートル以上あり、自動車の利用ができない人を想定しており、端的に言えば日常生活の中で買い物に困難を感じている人を総称したものであります。また、先ほども少し申し上げましたが、高齢者イコール買い物難民、そういったことであります。

つきましては、再度申し上げますが、買い物支援の相乗りタクシー等の考え方がありますか、お尋ねいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 相乗りタクシーの考えはということですが、高齢者が年々増加する中、高齢による事故防止等、運転免許の返納者が今後も増加していくことと思われます。これにより、今までと同様な生活を送るには免許返納後の買い物等が困難になってしまう状況があります。例にあります渋川市の新事業、相乗りタクシー事業は市内の75歳以上で買い物にお困りの高齢者を対象に市、社会福祉協議会と民間事業者等で協働をいたしまして、社会福祉協議会が利用者の相乗りできるようアレンジを行い、店舗、協賛金や一般協賛金を募りまして、これを反映して本来のタクシー料金を低く抑えるものであります。高齢化、高寿命化を迎えて各市町村でさまざまな取り組みが始まっております。自治体が持つ地域福祉資源や協力をお願いできる民間事業者など地域性もありますが、今後につながる問題でもありますので、本町においても高齢者等外出サポート事業あんしん福祉サービス、高齢者等歩行補助用電動車等購入補助金や広域公共バス事業など現状行っているサービスとの整合性を図り、費用対効果や社会福祉施設等と連携をしつつ効果のある事業を今後については創成していく必要があるかと思っております。千代田町に合った、国道と鉄道もないところでありますから、今後の推移を見守りながら今後に合ったいろんな部分で買い物難民対策も考えていくことを思っております。先ほどお話をしたジェロンタクシー、これをいろんな部分で、相乗りも含めた中で検討していく必要もあろうかとは考えております。ただ、どのくらいの住民がどのくらい必要かと、その辺も把握していきながら考えていく必要があるかなと思っております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） 大変ありがとうございます。しっかりと考えていただく、うれしい言葉があ

りました。

それにまた発意するようなことで恐縮なのですが、先ほど町長の答弁の中にももちろんあったわけですが、私なりに多少端的にまとめたことを申し上げます。買い物相乗りタクシー、これ渋川市ということでもありますが、高齢者の買い物を支援する相乗りタクシー事業の考えの根本として、やはり買い物に出かけるのが難しい、いわゆる移動困難者とも言えるわけです。特に75歳以上の高齢者を対象に月2回、協力するスーパーと自宅の間をタクシーで送迎する事業、事前に登録して利用を申し込むと三、四人の相乗りになるよう社会福祉協議会が調整するとありました。そういったことで、町としてこれだったらできるのかな、例えば私は直観しておりますが、では現実に行行政側としてどれくらいの費用対効果、そして先ほど町長の答弁にもありましたけれども、それを利用する方が何名ぐらいいらっしゃるのか。これから調べて最適な方法を考えていただければと考える次第です。

そして、少し追加的な話なのですが、今度は太田市の例なのですが、運転免許証返納の高齢者の足元を支える対策として、先ほどこっと町長の言葉に部分的にあったかと思うのですが、デイサービス利用者ととの相乗りで活用すると。すなわちデイサービス、太田市においては人口も非常に大きいわけですから、千代田町と比べてですね。そういったデイサービス用の車がたくさんあるということがあるのかもしれませんが、千代田町においても時間によればみどりちゃん号ですか、そして樹里ちゃん号があるわけですし、その空き時間を利用すればひょっとしたらそういうこともできるのかな、そのように考えるところでもあります。今後検討していただければと思います。

また、隣の明和町においては、高齢者対象の定額タクシーを今実験始めたということを伺っております。これも同じ人口規模ですが、明和町さんと千代田町においては置かれた人口の密度、集積地というのが異なりますので、全てそれが当てはまるかとは思いませんけれども、そういったことも今後考えとして重要なことになるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

さて、それではまとめに入らせていただきます。群馬県警のまとめによると、一部先ほど申したとと重なるかと思いますが、お聞きお願いいたします。75歳以上のドライバーが起こす交通事故で過失の最も重い、第一当事者となった交通死亡事故が2018年は前年を4件上回る15件ありました。75歳未満を含めた64件のうち23.4%を占め、割合としては過去10年間で最も高かったことであります。個人差はあるものの、一般的に加齢により判断力、運動機能が低下するとされ、こうした傾向が高齢者の事故に影響しております。運転免許証の自主返納も広がっており、昨年12月末時点で運転免許証を保有する12万6,295人のうち過去最多の7,055人、前年比1,188人と増加しております。その方が返納したわけでありまして。運転免許証返納者を含む交通弱者の移動手段、支援、高齢者事故対策の一層の充実化が求められている現状であります。また、高齢になっても1人になっても元気で楽しく暮らしたいと誰もが願うものであります。高齢者交通弱者の買い物支援は重要な施策であり、必要であると思います。高齢者の食事面について見ますと、栄養素、カロリーベースにおいて偏りがちであります。これは、ちなみにスーパー等になかなか行けないことも原因とすることであると考えます。交通弱者、

買い物弱者である高齢者の外出機会を増やし、自分で外に出て手にとって商品を選びたいといった声も多々聞くわけであります。また、大変重要なことであると思います。これらのことが認知症予防にも効果があると思います。高齢化社会の最大の課題である健康寿命を伸ばし、健康老人を増やすといった目的にも沿うものであると考える次第であります。

以上で8番、小林正明の一般質問を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で8番、小林議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時15分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時00分）

再 開 （午前10時15分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、4番、大谷議員の登壇を許可いたします。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 4番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

平成30年3月定例会の一般質問において財政の質問をさせていただきました。幾つか質問をさせていただいた中で実質収支比率が5%以下にならない理由は何かという私の質問に対し、歳入歳出を精査し、予算計上額の精度を上げ、適正に保ちたいとの財務課長の答弁がありました。質問時の平成28年度実質収支比率は5.7%であったのが、平成29年度では8.2%に悪化しています。つまり余剰金が増え過ぎたということになります。ちなみに、いい順に申し上げますと、平成29年度は大泉町3.6%、邑楽町5.8%、千代田町8.2%、明和町9.6%、板倉町18.3%であります。実質収支比率は一般的に3から5%が適正な範囲とされています。3%を下回った場合、余剰金が少なく、翌年度の財政運営において不測の事態が生じた場合に弾力的な対応ができない状況が想定されます。一方、5%を超えるような状況は、余剰金が多額に発生したことで収入が当初より相当上回ったか、歳出の不用額が多額に生じた状況を示しており、年度の途中でこうした事態を把握していれば補正予算を編成してその財源を有効に活用できたにもかかわらず、その対応は十分でなかった。つまり適切な財政運営ではなかったといえます。財務課長のご見解をお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えをいたします。

実質収支比率につきましては、余剰金の大きさを図る指標でございます。実質収支額を標準財政規模で割ることにより算出をされます。本町の実質収支比率ですが、ご質問にもありましたとおり、平成28年度が5.7%、平成29年度が8.2%でございました。下げ基調にあった比率が再び上昇に転じた

要因についてでございますが、算出するに当たり分母となります標準財政規模でございますが、平成28年度が30億6,948万6,000円、平成29年度では30億7,227万4,000円と、ほぼ横ばいとなっております。一方の分子であります実質収支額については、平成28年度が1億7,595万9,000円、平成29年度が2億5,068万円となっております、7,472万1,000円の増加をしていることが比率の上昇した主な要因でございます。実質収支額は、決算の余剰金でございますが、歳出から発生する余剰金、また歳入から発生する余剰金がございます。また、繰り越し事業による財源を控除するため、繰り越し事業についても金額に影響をいたします。このように複数の要因が重なり、比率に影響をしております。

まず、歳出でございますが、緊急の補修工事や各種福祉サービスの利用など、支出不足が生じないような程度の予算を確保しておりますことから、決算時に一定規模の不用額が生じます。平成28年度では、2億5,700万円ほどであった不用額でございますが、平成29年度では1億7,500万円程度まで減少していることから、歳出については精査が進んだものと考えております。

次に、歳入でございますが、歳入の予算額を超える収入についても余剰金に影響いたしますが、町民税や特別地方交付税を初めとした各種交付金については、年度末、3月31日において交付額が確定いたしますが、平成28年度においては年度末までに終了ができない事業などがあったことから、3月31日付で補正予算の専決処分を行わせていただき、あわせて各種交付金についても確定した交付額で予算を補正したことから、予算額を超える収入が圧縮されたため、実質収支額が例年以上に減少したものでございます。

平成29年度では、町民税が約4,000万円と大きく伸びております。これは、大手企業の決算による申告納税が年度末、3月末にございまして、幸いなことに業績好調によりまして予算額を超える納付を受けることによるものでございます。また、各種交付金についても、これまでの交付実績や地方財政計画における計上額によりまして推計を行い、予算組みを行いました。予算額に対して5,000万円を超える収入があったことで、前年度より実質収支額が増加したものでございます。

最後に、繰越事業でございますが、平成28年度では翌年度に繰り越すべき財源として4,184万7,000円が繰越事業費繰越金として歳入歳出差引額より控除されておりましたが、平成29年度では1,353万6,000円が歳入歳出差引額から控除されており、この繰越事業費繰越金が減少したことも実質収支額が増加した要因の一つでございます。

以上の要因により、実質収支額が約7,500万円の増となったことから、実質収支比率が2.5ポイント上昇したものでございます。今後は、望ましいとされる3から5%の範囲におさまるよう精査を行ってまいります。歳入予算を強気に計上すると、結果として歳入欠陥を招きかねず、歳出予算を強く削減すると想定外の事態に対応できないといったことも予想されまして、さじかげんが難しいといった部分もございます。しかしながら、決算審査意見書においても過度の余剰金が生じることをのぞくようにとのご意見もいただいておりますので、適正な予算管理を念頭に財政運営を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 上がった要因がうれしい悲鳴で税収も増えたと、いろいろな要因があったそうなのですが、さじかげんはベテランだからなおのこと、来年度はよくなると確信しております。

次に、経常収支比率ですが、本町は平成28年度94.2%が平成29年度93.1%と若干改善しております。ちなみに、いい順に申し上げますと、板倉町90.2%、明和町92.3%、邑楽町92.5%、千代田町93.1%、大泉町94%であります。

そして、実質公債費比率ですが、本町は平成28年度7.4%が平成29年度6.8%と若干改善しております。いい順に申し上げますと、大泉町1.4%、板倉町3.7%、邑楽町6.3%、千代田町6.8%、明和町7.8%であります。若干でも改善したことは、財務課長のご努力の成果だと思います。

以上のことから、実質収支比率の高い板倉町は、その余剰金のため経常収支比率がよい数字になっているのか、実質収支比率の適正な範囲内の大泉町はきっちりし過ぎていて、実質収支比率が最も高く、財政構造の弾力性がないという結果になってしまっているのかわかりませんが、経常収支比率の適正範囲が70%から80%という数字に合致する自治体は邑楽郡にはないということであります。引き続き財務課長には、適正な数値になるよう求めたいと思います。

次に、標準財政規模を上げるにはとの私の質問に対し、ジョイフル本田西側の商業用地への誘致や新規工業団地の販売で税収を増加させたいとの財務課長の答弁がありました。ジョイフル本田西側の商業用地誘致に関しては難航しているということは私も承知しております。

そこで、下中森の工業団地と新規工業団地について町長にお尋ねします。40年近く前にサントリーさんを誘致した際に、先ほど森議員の質問にもありましたが、1に公害を出さない工場であるということ、2に景気に左右されず、継続的な事業推進が期待されるということ。つまり公害を出さず、撤退したり倒産しない優良企業であることが誘致の条件であるということを聞いておりました。これからの工業誘致に関し、町長はどのような企業を誘致させたいのかお考えをお聞かせください。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今現在、下中森地域において群馬県企業局が進めております千代田第二工業団地についてですが、令和3年の8月末に西邑楽土地開発公社への造成地引き渡しを予定しております。その後、企業への分譲については公社が行うこととなります。

誘致企業の業種についてですが、まず考慮すべきは隣接して広がる農地への悪環境のない業種であることが重要と考えております。先ほど議員が述べたように、公害とかその辺のいろいろな問題がない企業を誘致しようと、こう考えております。また、町としては新規工業団地造成事業を進める目的であります新規雇用の創出と安定財源の確保を満たすための業種であることも重要であると考えており

ます。ある程度の雇用が見込め、設備投資額も大きい製造業が理想と考えております。

なお、進出いただける企業においては、永続的に操業を行っていくことが理想でありますので、安定した操業が期待できる食料品製造業や町内を含め周辺市町に関連企業が多く集まる輸送用機械器具製造業もよいかと考えております。いずれにしても、引き続き誘致活動を展開し、優良企業の進出を目指していきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 製造業とかですと、町の雇用も生まれる可能性がありますので、ぜひ強力に推進していただきたいなと思います。

次に、商業用地誘致に関しまして、5年間の固定資産税を減免するジョイフル本田さんを誘致した際の、いわゆる世間で千代田方式などと言われておりますが、それを前提に誘致活動をしているのか、町長のご答弁をお願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） ジョイフル本田西側の商業地の企業誘致については、進出企業決定のご報告ができず、ご心配かけているところでありますが、引き続き誘致活動を行っているところであります。5年間の固定資産税の減免についてであります。商業施設優遇措置の一つである商業施設立地促進奨励金としてふれあいタウンちよだの隣接商業用地に進出した企業に対しまして、商業施設の用に供する土地、家屋及び償却資産に対して課税される固定資産税及び都市計画税に相当する額を初年から5年間、奨励金として交付する制度であります。固定資産税を減免するものではありませんので、よろしく願いいたします。

また、誘致活動の中では、資料の一つとして5年間の優遇措置についても資料提供や説明をさせていただいておりますが、先方から交渉条件の中で土地の値引きなど言われた場合には、交渉条件の中で総括的に判断をしていきたいと考えております。

なお、優遇措置については、ほかに雇用促進奨励金、緑地設置奨励金、地球温暖化対策奨励金となっております。以上、4つの奨励金においては、条件は提示しております。しかしながら、相手方との交渉をしていく中で総括的に判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 引き続き町長にはご努力していただきたいなと思います。

次に、財政力を上げるための方策ですが、1に町税を増やすことだと思います。これは、増税することではなく、町税のパイを広くすることです。平成31年度歳入予算約45億3,500万円のうち町税は約21億6,000万円です。予算に占める町税の割合は約48%です。今年広報委員会で視察に伺った静岡県清水町は、財政力指数0.97で平成31年度予算102億1,900万円の

うち町税が約55億6,700万円で54.5%を占めています。日本一議員報酬が高いと言われ、町会議員です。ね、議員報酬が40万円もある神奈川県葉山町ですが、財政力指数0.90で予算約100億9,000万円のうち町税は約58億3,000万円、57.8%を占めています。平成28年に福祉産業常任委員会で視察に伺った静岡県長泉町の予算も約149億6,000万円のうち町税は約97億1,700万円、65%を占めています。つまり財政力指数の高い優良な自治体は、基幹産業がしっかりしているか、または町税の収入がしっかりしている。つまり長泉町などの交通の便がよいところ、または葉山町のような別荘地、行楽地は地価が高く固定資産税によって支えられているということです。工場や企業の固定資産税ではなく、住民1件1件の固定資産税の割合が高いことがわかります。ちなみに、本町は地価が安いので、住民1件1件の固定資産税ではなく、企業の固定資産税に支えられている町であり、工業団地が必要な理由はここにあります。

そこで、財務課長にお尋ねしますが、下中森の工業団地あるいは新規工業団地、そしてジョイフル本田西側の商業用地誘致が成功したとして、固定資産税の増収により財政力指数をどのくらい押し上げる効果があるとお考えですか、お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えをいたします。

財政力指数については、標準的な地方税収入の75%に地方譲与税、各種交付金等を加えた基準財政収入額を標準的な行政サービスの提供に必要とされる一般財源の額である基準財政需要額で除して算出をされます。数値が1を超えると収入超過となりまして、普通交付税の交付が受けられなくなります。

ご質問の財政力指数の上昇幅でございますが、主に商業用地や工業団地に進出する企業に納めていただく税額によって数値が計算されることになります。従いまして、現時点において具体的な数値を算出することが不可能、できませんので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 確かに計算しろと言ってもなかなか難しい話ですが、何ポイントかでも上がれば町にとってよろしいのかなと思います。

次に、国庫支出金などの補助金についてお尋ねします。町の予算は、先ほど申し上げましたとおり約45億3,500万円であります。そのうち国庫支出金が約3億4,500万円、県支出金が約2億8,800万円、予算全体に占める割合は、率にして7.6%と6.4%であります。先ほどの清水町は、国庫支出金が約10億1,200万円、県支出金が約6億6,000万円、率にしてそれぞれ9.9%と6.4%で、葉山町も国庫支出金が約10億8,100万円、県支出金が約6億2,400万円、率にしてそれぞれ10.7%と6.2%であります。長泉町も国庫支出金が約14億1,200万円、県支出金が約8億6,200万円、率にしてそれぞれ9.4%と5.8%であります。近隣では、大泉町も予算約125億7,000万円のうち国庫支出金は約13億4,000万円、県支

出金は約9億5,110万円で、率にして10.7%と7.6%であります。ちなみに、大泉の町税は約70億6,400万円で、歳入に占める割合は56.2%を占めています。他の自治体を見ますと、およそ国庫支出金は総予算の10%を占めています。本町は、国庫支出金が少ないように感じるのが1点、それと都市計画道路の国庫支出金が6,050万円当てにしていますが、実際にはほとんど補助はありません。決算の数字からすると、国庫支出金の総額が3億円を割り込むことになると思いますが、その2点のご見解を財務課長、ご答弁をお願いします。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

総予算に占める国庫支出金の割合でございますが、平成29年度普通会計決算ベースによる邑楽郡他町の状況でございますが、千代田町6.9%に対しまして、板倉町が6.8%、明和町が7.2%、大泉町が10.2%、邑楽町が12.3%となっております。低い水準に位置しております。邑楽町では、国庫補助を受けて中央公民館の整備を実施したことから、特に高い数値状況となっております。同様に明和町においても国庫補助による道路整備等を実施しております。また、私立保育園、幼稚園の多い大泉町については、施設型給付に係る国庫負担金が他自治体と比較をし多額となるため、数値が高い割合となっております。板倉町では、庁舎の整備に多額の予算を費やしておりますが、その大部分が基金の繰り入れによるものであるため、総体的に国庫支出金の割合が低くなっている状況にあると思います。

このように国庫支出金を受けることができる私立幼保の存在や国庫補助事業によるハード事業の実施が他町の割合を押し上げている要因と分析をしております。平成29年度に実施した群馬県市町村課による行財政診断報告書でございますが、国庫支出金、都道府県支出金が他団体と比べて少ない、国庫支出金、都道府県支出金について積極的な活用を徹底することというような助言をいただいているため、予算編成方針では近隣自治体の分析による国、県補助の積極的活用を方針の一つと定めております。今後についても、国、県補助金について情報収集を行い、積極的活用について検討を実施してまいります。

また、2点目、都市計画道路関係の国庫支出金についてでございますが、国庫補助の内示を受けた金額が予算計上額より縮小している状況でございます。都市計画道路整備事業の補助として予算計上いたしました4,400万円については内示額が3,960万円、都市計画道路の延伸の設計補助として予算を計上いたしました1,650万円については内示額が1,525万3,000円となっております。国庫補助額が不足する部分については、起債の借り入れや一般財源によって対応していくことというふうになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 国庫が少ないというのは、町の財政にもかかわることなので、しっかり精査

して、引っ張ってくるという努力もしていただきたいなと思います。

先ほど国庫支出金とご説明もあったのですが、国庫支出金や県支出金についてシステムとしてお尋ねしたいのですが、普通私どもが考えるときに、町は事業を始める前に補助金が適用になるかどうかというのをあらかじめ調べると思います。適用になりそうな場合は、所管する県や国に対してこういうことをしたいのですけれども、どうでしょうかと、こういう補助金がつくかもしれないから、そういう方向で進めてくださいという内示と言ったらおかしいのですけれども、そういうことをして、いただけるめどがついて町の予算というのを編成すると思います。しかし、懸案の都市計画道路、今萩野課長が大変努力していますけれども、築造中に大震災があって国からの支援が得られなくなりました。災害時に予算を分配するのは、困ったときの人助けで我々も我慢しなくてはならないというのは当たり前ののですけれども、国からの補助を当てにして道路工事なり建物工事なりを考えていた自治体というのは、予算を含めまして計画を変更しなくてはなりません。つまり町の持ち出しが増えるわけです。東日本大震災から8年たちましたけれども、減らされていた期間というのは事業をやめるか、やめるというか中断するか、今町長一生懸命やっていますけれども、単独で町のお金を使って進めようということをやっていますけれども、普通考えるとお金がないときは町の予算持ち出しで何とかしのいでくださいと。国が余裕ができてきたら、その分どうにかしますよというような、普通そういうのがあってもいいようなふうに思いますが、財務課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

国、県支出金には国が地方公共団体と共同で行う事務に対して一定の負担区分に基づいて義務的に負担される負担金や国、県からの委託事務で全額が負担される委託金がございます。一方、国、県の補助金については各自治体が行う事業に対して援助として要望のあった自治体へ交付がされます。一般的な国、県補助の交付までの流れについては、事業実施の前年度に予算の確保のため要望の有無や金額について調査が実施されます。事前調査により補助採択の内示を受けることができた事業について翌年度に事業計画や補助金交付申請などの書類提出や県担当者とのヒアリングを経て補助の交付決定通知を受け事業に着手することとなります。事業によっては、補助金の概算交付を受けられる場合もございます。事業の実施後、実績報告により事業額の清算を行いまして、補助金の受け入れや追加交付、清算、返還などを行って事業は完了するといった流れとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 大泉、太田のようなお金がある自治体でしたら、そのくらい自分のところでやってしまうよで済むのですけれども、千代田町は財政がありませんので、町長も引き続き国に陳情とかお願いして予算を持ってきていただくようご努力していただきたいなと思います。

次に、お隣の明和町と本町についての検証ですが、明和町の平成31年度の予算は約55億円で、平成

30年度は61億1,900万円で、この年は工業団地整備を進めている土地開発公社への貸付金や返済金があったため一時的に増えましたが、過去6年間のそれを除いた平均で約51億円というのが明和町の予算だそうです。町税と地方交付税と町債というのは、予算書を見ますと本町と変わりませんが、国庫支出金が約9,000万円本町より多く、県支出金も約1億円多く、繰出金も約1億6,000万円多く、そして何よりも使用料、手数料という名目で8億1,145万円もあるということで、全体の予算として本町よりも明和町のほうが約10億円多い予算となっております。歳出も教育費が本町の約5億1,200万円に対し約8億700万円、商工費が本町の約2,700万円に対し約3億2,200万円、土木費が本町が約5億2,000万円に対し約8億7,300万円、消防費と公債費は本町と同じようでございます。逆に、民生費は本町は公立のこども園が多いということで、本町が約15億1,600万円に対し約11億7,900万円で、本町のほうが民生費は多いという結果になっております。

そこで、財務課長にお尋ねしますが、同規模の人口も同じような自治体で歳入に約10億円の差、歳出で大きなところでいえば教育費で約3億円の差、土木費で約3億円の差が出ていますが、どのようにお考えでしょうか。歳入の点でご答弁をお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えをいたします。

今年度の明和町の予算が55億1,000万円となっており、本町、千代田町が45億3,500万円となっております。明和町では、平成29年度に土地開発公社へ財政調整基金を財源として開発のために資金貸し付けを実施しております。今年度は、歳入に4億円を返還金として予算計上してございまして、返還を受けた金額を財政調整基金へ積み戻す歳出が予算計上されているため、歳入歳出とも総額が4億円増加をしております。予算については、歳出も歳入に関連いたしますので、両面について本町の差の多いものを申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、歳出でございしますが、工業団地へ進出した企業に対し企業立地奨励金として約2億4,500万円が予算計上されております。こちらの財源は、当該支出企業から納付された税収を活用するものというふうに思われます。ハード事業の予算では、道路新設改良事業の本町の予算計上額が1億8,400万少なくなっております。また、ごみ、し尿処理関係の一部事務組合の負担金では、本町は太田、大泉、館林、3つの組合に加入していることから、本町の予算計上額が1億4,000万円多くなっております。歳出面で大きく差が生じている項目は、以上でございます。

一方の歳入面でございしますが、冒頭にも申し上げたとおり、公社から4億円の返還金が計上されております。その他の差額が大きい項目でございしますが、町税が1億2,000万円、地方交付税が4,000万円、国庫補助金が9,200万円、県支出金が9,600万円、繰入金が1億3,000万円、繰越金が7,000万円と、本町の予算計上額が少なくなっております。総じて町税が堅調で、国、県の補助金を活用し、効率的に事業を計画している予算であるというふうに思われます。本町、千代田町においても、国、県による補助事業の積極的な活用を進めるとともに、商業用地や工業団地の分譲により町税の収入増に努め

てまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

大谷議員に申し上げます。残り時間5分を切りましたので、速やかにまとめに入ってください。

○4番（大谷純一君） 今教育費が3億円少ないと。教育長も明和だったらよかったのになと思って
いるか、それはわかりませんが、そういうところでもうどんどん差がついてきているのです。

以上のことから総括しますと、国のレベルでは高齢化社会と人口減のため慌てて子育て支援を行って
きましたが、出生率も増えることなく、労働人口減少による経済力衰退を危惧するや、外国からの
労働力輸入にかじを切り、地方では出産による人口増が見込めないと考えると、他の自治体との差別
化を図り、サービス合戦で他の自治体の住民を引き抜くことに力を入れているのが現状で、ふるさと
納税も住民が応援したい自治体に納税するのが本来の目的であったのが、返礼品のよしあしで納税を
するような環境になってしまい本末転倒だと危惧しております。ふるさと納税は、小池知事はやめた
いというふうにおっしゃっていましたが、将来的には廃止になるかもしれません。交付税も年
々減らされています。人口増が望めない中、安定的な財源確保のためには、やはり企業誘致して固定
資産税を増やすしか道が本町にはないように思われます。

質問もできませんので、まとめに入りますけれども、そこで執行部の皆様にはやはり先ほど財務課
長おっしゃったように、国と県からの補助金を本当にどういうことで当てにできるのかというのを精
査しまして、今後の町のグランドデザインを考える上でも、また保健センターも建てかえ等々ありま
すから、抜かりのないように補助金を使って町の持ち出しを少なくできるように、予算が浮いたと言
ったらおかしいですけども、そこでやっぱり教育費だとかに力を入れていただきたいなど、このよ
うに思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で4番、大谷議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、橋本議員の登壇を許可いたします。

3番、橋本議員。

[3番（橋本和之君）登壇]

○3番（橋本和之君） 3番の橋本でございます。議長に許可を得ましたので、通告に従いまして一
般質問をしたいと思います。

私の質問は、大きく3つありますが、まずは就労対策について質問したいと思います。7月から8
月初めにかけて新聞報道されていた就職氷河期世代支援プログラムを中心に質問していきたいと思
います。

一般的に就職氷河期世代は1993年から2005年に高校や大学を卒業した方を指し、団塊ジュニア世代
を含んでいます。団塊ジュニア世代とは、1971年から1974年に生まれた方をおおむね指します。ちな

みに、私は1972年に生まれ、1995年に大学を卒業しましたので、就職氷河期世代にも団塊ジュニア世代にも当てはまります。この議場にいる40代の議員も該当しております。就職難やその後に続いた長期不景気を経験した同世代の話をいたしますと、非正規雇用の転職を繰り返したり、転職するたびに労働条件が悪くなっていったり、労働力不足と言われる現在でもいまだに非正規雇用だったり、中にはひきこもりの方もいます。教職員の採用も極端に細り、群馬大学の教育学部を卒業しても、群馬県ではなかなか教職につけなく、教員になりたくてもなれない世代でございました。このことは、岡田教育長が教員人事の答弁で繰り返して回答されていた40代の教職員が極端に少ないということにつながっております。そうやって卒業してから20年前後の月日がたつことになりました。今回の就職支援プログラムは、氷河期世代にとっては支援が遅過ぎた感はあるかもしれませんが、残り少ない絶好のチャンスとして捉えられます。ぜひこの機会を生かしてもらいたい。

そこで、質問でございますが、就職支援プログラムでは各都道府県において支援者が存在する基礎自治体の協力を得て対象者の実態やニーズを明らかにし、必要な人に支援が届く体制を構築するとありますが、県から町に対して具体的なやり方や協力体制の要望があったかどうか、町長にお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） ご質問にお答えいたします。

6月21日に閣議決定された骨太方針2019に就職氷河期世代支援プログラムが盛り込まれ、その後新聞発表等がありました。概要のみが示されたといった状況であります。このため、今のところ県では国の動向を注視している状況であります。町に対して具体的な取り組み方法や協力体制の構築の要請には至っていない状況になっております。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） 回答ありがとうございます。

関連質問をしたいと思います。まだないということで、多分この間、新聞でも来年度の予算にのったところだったかなと記憶しているのですが、最終的には基礎自治体である本町が困っている人に対して面と向かって支援をしていくということになると思いますが、今現在の予定で構わないのですが、町長が考える、こういうふうにしていきたいというようなことがあればお答えいただければと思います。お願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 氷河期の就職問題ですが、今現在このご質問出てくると思うのですけれども、ひきこもりとか、いろんな部分に影響もある、そんな状況かなと思うのですけれども、さて振り返りますと、今現在群馬県内の就職の求人倍率は何倍でしょうか。それを考えてみますと、今年度の、ま

たこれは世代は違うのですけれども、今年度の高校卒業、これ2倍を超えているわけです。通常でいきましても、全体的に見ると1.4倍ぐらいあるわけです。そう考えていきますと、これを支援していくのはもちろん結構なことで、国を含めて、この氷河期にあった就職困難な方たちをサポートしていくことはもちろんいいことだと思うのです。ただし、そこでその方たちはこれから就職をしようと、これから窓口を開いて国、各自治体がいろんなことをサポートしていく状況にあるのです。その中で、本人次第だと思います。その方たちの考え方次第で、これだけ世の中がよくなってきた、いろんな部分である氷河期とまた変わってきた。その時代で本人の考え次第で、我々が幾らいいプログラム等を行ってみても、それをその方たちが活用するかしないか、それはその方たちの考え方次第ですから、もちろん我々は国の政策に基づいていろんな支援をしていきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご回答ありがとうございます。就労支援の質問でございますので、就労支援とすると、主にはハローワークの管轄になると思われま。先ほど町長の答弁にもありましたが、ひきこもりの方ですね、やっぱりその支援が重要になってくるかなと思うのですけれども、ひきこもりの方などは長期間働いてなくて、社会参加から促す方になりますね。そうすると、ハローワークにつなげるまでが重要になってくると思われま。そのところは、やはり町が担当することになると思うのですが、何か対策を今現在あるのかお聞きしたいと思ひます。

また、子育てが一段落して仕事を探している主婦の方や不本意に非正規に働いている方に、その方その方のニーズに合った就労支援や現状よりもよい処遇で働くことができるような支援も必要だと思いますが、町として何か考えがあるかお聞きしたいと思ひます。町長、お願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） ひきこもりや長期無業者になった要因は、人さまざまでありますので、慎重に対応していく必要があると思ひます。

まずは、自分を変えたい、前に進みたいなど、本人のきっかけづくりが必要であり、そのためには何よりも家族の力が大切であると思ひます。本町では、本人や家族の方からひきこもりの相談があった場合は、住民福祉課や健康子ども課が連携を図って面談等の対応を行っております。また、県では心の健康センター、ひきこもり支援センターにおいて悩みを抱えた方との面接相談を行うなどの対応をしております。こういったいろいろな不安を抱えている方の社会復帰を促すには、まずは家族の支えにより不安を解消してあげることが第一優先であり、社会参加や就職活動についてはその後のステップとして関係団体が協力して支援することが大切であると考えております。

次に、自分の時間がとれるようになった主婦の方や不本意に非正規で働いている方に現状よりもよい待遇で働くことができるような支援についてであります。ハローワーク、館林管内の6月の業務

月報における求人等の状況では、有効求人者数が1,870人に対しまして、有効求人は3,736人と有効求人倍率は2倍で、県内でも上位の数値となっております。また、正社員の有効求人倍率でも1.19と全国平均を上回っている状況にあります。求人情報については、ハローワークから町に毎週送られてきておりますので、経済課の窓口でご活用いただければと思います。

また、参考までに自治体職員として働く非正規職員についてであります。2017年に地方公務員法と地方自治法が改正され、2020年4月から自治体の非正規職員に会計年度任用職員制度が導入されることとなります。本町におきましても、その制度改正により給与面等での改善が図られます。そのような状況になっております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご回答ありがとうございます。就労対策への有効策の一つとして、勤め先の確保があると思います。そういう意味では、今進めている新規工業団地に、先ほどこちと質問も出ましたけれども、優良企業を誘致することが望まれます。企業誘致は、直接的には労働場所の創出、つくり出すということですね、間接的には労働者の住環境の整備としてふれあい団地の販売促進まで好循環が期待できます。

そこで、現在の進出企業の募集状況がどうなっているか、お答えできる範囲で構いませんので、ご回答いただければと思います。町長、お願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 工業団地のこれから進出してくところの募集状況ですか。わかりました。

これから進出してくところの企業の募集状況は全くわかりません。わからないのですけれども、千代田町の第二工業団地について、現在群馬県企業局により造成工事に向けた設計業務を行っている段階であります。用地等に関する問い合わせは三十数社から受けておりますが、現段階では工事費が確定しておりませんので、分譲価格が決定していないため進出企業の確定はしていない状況であります。

また、ふれあいタウンちよだ住宅用地については、今年度既に萱野エリア5区画、上中森エリア2区画について契約させていただいております。このような成果は、職員の日々の営業努力のたまものであると確信をしております。また、イベント等を通したメディア戦略も行っております。そのような状況の中で、これからもまた工業団地販売促進に向けてやっていこうと思います。

議員の質問にもありますように、就労支援についても、もちろん先ほど質問があったように工業団地におかれましては雇用促進奨励金もありますので、そのような条件のいい業者を呼んでいきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。新規工業団地は、ジョイフル本田の西商業施設とともに町民が大変期待を寄せている事業でございますので、優良な企業の誘致をお願いしたいと思います。

また、冒頭にお話ししました就職氷河期世代の支援事業もまだこれからの事業ということでございますが、この支援の体制の段階で成果が出せれば無業者の方などが将来的に生活保護受給者になるリスクやその方の年金問題、また国全体の問題である労働力不足など、さまざまな問題の解決にも役立ちますので、期待したいと思います。

続いて、定期健診・がん検診・風疹検査について質問したいと思います。私は、毎年5月に町の定期健康診断とがん検診をあわせて受けています。おかげさまで体重が少し重く、メタボ予備群であるということ以外は異常ありませんでした。今年は、風疹検査も該当したため7月末に検査に行きました。採血だけの簡単な検査でございました。結果は、抗体が通常の人より倍以上ありまして、中学3年生のときに風疹で公欠扱いをしたのですが、間違いでなかったということが確認されました。

そこで、今年度の定期健診、がん検診、風疹検査の現在までの受診状況を教えていただきたいと思います。健康子ども課長、お願いします。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、ご質問にお答えいたします。

本町における町民の方を対象とした基本健診、特定健診、後期高齢者健診、その他各種がん検診の受診状況については、今回の平成30年度決算認定資料にも掲載がありますとおり、過去5年間を比較しても特段大きな増減はございません。また、今年度につきましては、現在事業を実施中でもございますので、確定してございませんが、5月の集団健診を見た場合に各種健診の受診状況も例年並み程度と感じておるところでございます。

なお、国の方針に基づき実施しております風疹の追加的対策事業につきましては、橋本議員のほうで既に受けていただいたという形で感謝しておりますけれども、5月上旬に対象者の方にご案内をさせていただき、抗体検査及び予防接種のクーポン券を送付させていただいたところでございます。各医療機関から県の国保連合会を通じて町に請求がなされる形でございますが、6月末現在の実施状況を見ますと、抗体化検査67件、それからそのうち予防接種が必要という形で接種を受けた方が16件という形になってございます。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） 課長、どうも回答ありがとうございます。風疹検査の受診率が67件ということで、多分対象者の人数からするとそんなに思わしくないのかなという気がしているのですが、風疹検査もスマイルポイントの対象にしてはどうかと思っているのですが、それをまず質問したいと思います。

います。

また、スマイルポイントを導入してから定期健康診断などの受診率が向上したのか、あわせてご回答いただきたいと思います。健康子ども課長、お願いします。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えしたいと思います。

昨年7月よりスタートいたしましたちよだスマイルポイント事業におきます今年7月末までの13カ月の事業実績概要といたしまして、ポイント手帳交付者、こちらは415名、商品券の申請者41名、全事業のポイント押印総数815個という形になってございます。現在スマイルポイント事業で連携しております町内の関係課局及び各施設等の担当職員がこれまでの事業実施状況を踏まえて事業全体の評価、分析をさまざまな側面から行っておりまして、事業内容の見直しや継続の必要性なども含めて具体的な協議を現在重ねておるところでございます。

ご提案のとおり、風疹の抗体検査や予防接種事業などに関しまして、スマイルポイント事業の対象として取り入れることが妥当であるかなどに関しまして、現在検討を行ってございます。また、スマイルポイント事業を開始してからの各種健診事業における受診率の状況でございますけれども、各種健診事業における受診率が現在のところ全て確定してございませんが、全体の傾向を比較考慮した場合に、現時点では総じてポイント事業開始の前後で大きな変化は見受けられていないのが実情でございます。これらの要因を考えた場合に、余りにも昨年7月からという形でございますので、短期間による比較であることから、事業内容の改善が必要な部分や十分な周知が尽くせていない、そういった側面もあるのではないかというふうに感じております。今後とも引き続き魅力的な事業内容を目指しながら事業PRを更に進めていくことで高い事業効果が得られるように努力を行ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご回答ありがとうございます。ポイント事業は、まだ13カ月ということで検証するには少し時期尚早なのかなという形で伺いました。

質問を風疹検査のほうに戻したいと思うのですが、風疹検査は昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性の方が対象になっておりまして、今年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの方が受診の対象となっています。昭和37年生まれ以降の方は、その後の実施となりそうですが、検査に使う無料クーポン、先ほど話が出ましたが、有効期限が抗体検査では、私が受けた検査ですけれども、令和2年2月までで、検査で陰性の方の予防接種が令和2年3月までと短いため、なぜ2回に分けたのかというか、2回に分けずに3年間通しての実施のほうが良いのではないかなと思います。なぜ2回に分けたのか聞きたい。国がやっている制度なのですから。

また、今のところ受診率、先ほどの話も出ましたが、悪いので、実施期間の延長が考えられるのかどうか、あわせてお答えいただければと思います。健康子ども課長、よろしくお願いします。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、ご質問にお答えいたします。

国の方針に基づきます風疹の追加的対策事業についてでございますが、昨年7月以降、全国的に風疹の患者数が増加し、その中心は主に30代から50代の男性ということが背景にございます。そこで、この年代の男性はこれまで公的な予防接種を受ける機会がなかった世代でございます。抗体保有率も低いという形でされております。こうした状況を鑑みまして、今後の風疹の発生及び蔓延を予防するために、可及的速やかに当該世代の男性の抗体保有率を上昇させる必要があるとし、今年度から3年間の時限措置として取り組んでございます。実施方法でございますが、原則的に全国統一とされてございまして、本町でも先ほど橋本議員がお話しされたとおり、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対しまして、5月上旬に風疹抗体検査及び予防接種クーポン券を送付してございます。まず、初めに抗体検査を受検いただき、その結果陰性だった方が風疹の予防接種第5期の定期接種を行うとされてございます。特に国では、事業実施に配慮すべき留意点という形で事業開始当初に受検希望者が集中いたしまして、短期的な供給不足が生じ、医療機関や対象者に混乱を生じさせることを避けるため、3年間をかけて段階的に行うものとしてございます。なお、現時点では国のほうから3年間の時限措置に関する期間延長などの通知等はございませんが、本町としても引き続き国の動向を注視しながら新たな方針が示された場合には適切に対応してまいりたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） 回答ありがとうございます。ご存じのように、妊婦が風疹に感染してしまうと、生まれてくる赤ちゃんに障害が出る可能性があります。風疹検査対象の男性には、風疹に罹患し、妊婦にうつしてしまった場合、知らず知らずのうちに重大な加害者になってしまう可能性があるということを十分に理解してもらう必要があるのかなと思っております。そういう意味では、ぜひ町からも更なる周知徹底というのでしょうか、受診を呼びかけていただくことをお願いしたいと思っております。

続いて、ちよだ利根川おもてなしマラソンについて質問したいと思います。第4回の開催日まで5カ月を切り、ボランティアの募集内容も目にするようになりました。役員会議も何度も行われ、準備も万全に進んでいることと思われれます。現時点で去年と比較して変更点や改善点があるか、総務課長に聞きたいと思っております。総務課長、お願いします。

○議長（高橋祐二君） 石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君） ご質問にお答えいたします。

ちよだ利根川おもてなしマラソンは、令和2年1月19日に開催される大会をもちまして第4回目を迎えることとなります。本年の1月20日に開催されました第3回大会では、1,000名を超える方に参加をいただき、好評のうちに終了することができました。議員の皆様にもボランティアとして参加をいただき、誠にありがとうございました。

さて、昨年度との変更点、改善点についてでございますが、まず現在決まっている主な変更点とし

て3点ほどございます。1点目に、種目として10キロメートル、5キロメートル、それと2キロメートル、従来のものに加えまして別枠でファミリーを追加しております。こちらは、小学6年生以下の子供とその保護者のペアで約1.2キロのコースを走っていただく種目でございます。表彰は特に行わずに、競技性ということより、親子のきずな等を深めてもらうような種目となっております。

2点目に、従来の申し込み方法に加えまして、ふるさと応援寄附金、ふるさと納税での申し込みを追加しております。こちらは、1万円の寄附をしていただいた方に、先着30名なのですけれども、10キロの出場権と東部運動公園内の駐車券を返礼品として送付するものであります。現在のところ、4名の方の申し込みをいただいている状況です。

次に、3点目でございますが、公益財団法人日本陸上競技連盟の公認大会として登録されていない非公認大会を対象に日本陸連が新設したJAAF Run Linkという加盟大会として加盟をいたしました。これは、ストイックに記録を狙って走るだけでなく、走る動機や思いを持ったランナー一人一人と大会主催者をつなぎ、自由なランニングスタイルをサポートし、ランニング人口の増加を目指すものであり、大会運営の手引書の閲覧や大会同士の連携、ロードレースの補償制度の利用ができるなどのメリットがあります。

次に、昨年度からの改善点についてですが、ランナーやボランティアの皆様からいただいたご意見を参考にしながら、官民連携で実施をしております運営委員会及びそれに付随する競技分科会、会場分科会において検討を行っているところであります。特にランナーからご意見の多かったゴール後の動線、飲み物の受け取り、完走証の発行、それから給食、豚汁配布、おにぎり配布といったところの流れなのですけれども、こちらについて競技分科会において検討し、よりよい大会運営が図れるよう改善を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご回答ありがとうございます。いろいろ改善されている様子だったので、毎回毎回ステップアップできてよかったなと思います。これでより参加ランナーの満足度が上がることを期待したいと思います。

続いて、7月に総務産業常任委員会で青梅マラソンの視察研修に行きました。そこで、本町でもすぐに取り入れられて効果がありそうな取り組みについて質問したいと思います。

まずは、ランナー交換が有効だと私は感じました。青梅マラソンもアメリカのボストンマラソンを初め、国内外のマラソン大会と提携をしてランナー交換をしております。今回の視察は、大きなチャンスでございまして、青梅市に依頼をしてランナー交換をするのはどうでしょうか。もちろんその他のマラソン大会とのランナー交換の話も同時に進めていくのですが、ちよだ利根川おもてなしマラソンの上位入賞者に青梅マラソンの参加権を与えるようにすれば、参加ランナーの意欲向上につながり、ちよだ利根川おもてなしマラソンのPRや人気向上にもなると思いますが、いかがお考えになるか、

総務課長、お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君） ご質問にお答えいたします。

青梅マラソンと比較してしまうと、52回の大会の歴史は日本陸連の公認コース、主催者などとても比較にならないかなと感じました。ちよだ利根川おもてなしマラソンは、まだ3回でございます。とても青梅マラソンまでのレベルに達していないというふうに思います。おもてなしマラソンについてのコンセプトなのですが、競技性を指すものではなく、最高のおもてなしで楽しく気持ちよく走っていただき、参加されたランナーの皆さんが千代田町へまた来ようと思っていただくこと、千代田町を発信していくことが最大の目的で始めた大会と認識しております。今後も継続していく中で、橋本議員からのご意見について運営委員会及びそれに付随する競技分科会、会場分科会などで検討して、今後もよりよい大会運営にしていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） 今のところは、青梅マラソンとレベルが違うのではというお話でしたけれども、中には一生懸命走るといふ方もいると思うのです。青梅マラソンってすごくブランド力があるので、一生懸命走って10キロで上位に入ったら青梅マラソンに出場できるのだという、すごくインセンティブにもなるかなという個人的には思っているのですが、次が無理でも、ぜひ検討していただきたいなと思います。また、せっかく青梅市に視察に行き関係ができたので、すごくそういう進めていくのにはチャンスではないのかなと感じていますので、その辺は総務課長、よろしく願いしたいなと思っています。

続いての質問も青梅マラソンで取り入れられているものについて質問したいと思うのですが、ボランティアの方が自前で給食、給水をしている場所もあるとおっしゃっていました。私の地区の上中森では、夏祭りの話なのですが、みこしを巡回するルートで近くの方が休憩のときに自分の畑でとれたスイカやメロン、トマト、キュウリなどを用意し、もてなしていただけます。私は、こういうのをイメージしてお話をさせてもらうのですが、マラソンは真冬ですので、畑でとれるものには限りがあると思いますが、ボランティアの方々はもともとおもてなし精神が旺盛でございますので、一部の区間でも任せてみてはどうでしょうか。ボランティアの方のやりがい向上とマラソンの事業費の軽減にもつながります。衛生面などの課題はあると思われそうですが、検討の価値が十分あるのではないかと思います。どのようにお考えになるか、総務課長、お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君） ご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げたのですが、ちよだ利根川おもてなしマラソンについてはまだ3回で、今大会で4回目ということなので、至れり尽くせりができればいいかなと思うのですが、まだな

かなかそこまでのレベルに達していないのかなというふうに感じています。特に今橋本議員からお話ありました給食、給水についてなのですけども、ランナーが口にするわけですから、衛生面での安全性が一番の問題になってくるかなと思います。そんな関係で、沿道ボランティアの方に任せてやっていただくということは今のところは考えておりません。今後もおもてなしマラソンを継続してやっていく中で橋本議員からのご意見について、先ほど言いました運営委員会、競技分科会、会場分科会の中でも検討はしていきたいなと思っています。また、せっかく橋本議員からそういったご意見、ご提案をいただいたわけですから、議員さんを中心に考えていただければ大変ありがたいかなと感じておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご答弁ありがとうございます。私も第4回ちよだ利根川おもてなしマラソンにボランティアとして参加予定でございます。青梅市のようにマラソンといえば千代田町と言われるようになるよう私も、先ほど課長に言われましたが、知恵を出して貢献をしていきたいなと思いますので、一緒に頑張っていきましょう。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で3番、橋本議員の一般質問を終わります。

ただいまから13時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時30分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、2番、酒巻議員の登壇を許可いたします。

2番、酒巻議員。

[2番（酒巻広明君）登壇]

○2番（酒巻広明君） 皆さん、改めましてこんにちは。議席番号2番、酒巻です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、町施設等の利活用についてと延伸工事後の安全対策についてという大きな2題質問させていただきます。

まず初めに、町施設等の利活用についての質問です。高橋町長が就任されてから約3年半がたとうとするとところでございます。町は、よりよい方向に変わりつつあるのかなというふうに私のほうとしては実感しております。例えばですが、先日行われた140年続いた川せがきでは、昨年から東武トップツアーズとツアーを企画し、町外からお客様を招いたり、マラソン大会の特典としておもてなしシートを用意したり、秋に開催される産業祭では会場変更したり時間変更、内容変更したり、新たに

マラソン大会を開催したりと、本当にいろいろな部分で新たな新しい町が変わりつつあるなというのを実感します。今年度は、子育て支援として子育て世代包括支援センターを開設し、そして東西の保育園、幼稚園を東西認定こども園としてスタートもしました。

そこで、まず初めの質問ですが、旧東幼稚園と旧東保育園を一つにして東こども園という形でスタートしました。スタートするに当たり、建物等は旧東幼稚園と旧東保育園の両園を使用して新しくスタートするというふうにお話を伺っていましたが、開園後の説明では児童数が当初より少なく、旧東保育園のみで対応できるということで、今現在旧東幼稚園は使われていないように思われます。その旧東幼稚園として使われていた施設ですが、昨年までは園児たちが通い、いろいろな部分で修繕や建物等を管理することに費用をかけていたかと思います。この建物を何も使わずに放っておくのはもったいない、この建物を何か生かすという部分を考えていく必要があるのではないかというふうに私は思います。

そこで、町長、この旧東幼稚園を今後どのように活用していくのかお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 旧の東幼稚園舎についてですが、当初旧東幼稚園舎については東こども園の園舎として活用予定でしたが、実際には旧の東保育園舎だけで十分対応できることから、現在こども園として稼働しておりません。また、本町における東部地域のこども園に対する今後の利用者希望者数を想定した場合に引き続き低い出生数が続くものと思われ、将来的にも旧東幼稚園舎をこども園の園舎として利用する予定はないため、遊休施設としての公有財産になるものと捉えております。今後町として旧東幼稚園舎をどのように有効活用していくことが最も望ましいかについて議論を行うための基礎資料とすることを目的に、今年の4月下旬から5月中旬にかけて町の全職員を対象に施設の利活用等に関するアンケート調査を行いました。その結果、児童館や高齢者介護予防などの機能を備えた多世代交流を目的とした複合施設を望む意見が最も多く寄せられました。これらを踏まえて、課長会議の中で検討協議を重ねたところ、多世代交流施設を基本として今後具体的な利活用の方向性を定め、準備を進めていくことで意見の集約を図ることができました。この方針の背景としては、町内の公共施設の配置状況を考えたとき、今後現保健センターと総合福祉センターとの統合により西部地区においては子供から高齢者までの多世代の交流が更に活性化されると見込まれることから、東部地区においても子供から高齢者の方までが身近な場所で多世代交流が可能となる施設形態へのシフトは更なる地域コミュニティの構築や時代の趨勢としても重要な役割を担うものではないかと考えているものであります。このようなことから、旧東幼稚園舎については多世代交流による複合施設の利活用方針や運営形態など詳細な内容を定め、最小限の施設改修も想定しながら、必要な予算確保を行い、できるだけ早い時期に移行したいと考えております。今後議員各位におかれましても、施設利用の具

体的な構想がある程度まとまりましたら、改めてご説明や報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。多世代交流複合施設を考えているということで、新たな地域のコミュニティの場所として町民のためになる施設に生まれ変わることを期待しております。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。先ほど質問させていただいた旧東幼稚園の隣にあります東小学校の児童と幼稚園、保育園の子供たちが使われていたのかなと思われますプールについて質問させていただきます。もともと東小学校等で使われたプール、老朽化に伴って維持管理等を考慮した結果、今現在では東部運動公園内にあります温水プールを利用して事業が行われていると伺っております。今現在老朽化もあって使われなくなったプールなのですが、今までほったからしにしておくとても危険な部分等も出てくるのではないのでしょうか。そのプールの今後、どのように使われなくなった部分を考えていくのか、町長に伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 廃止となった東小学校プールの状況については、昨年2月の全員協議会や3月議会の一般質問でも説明させていただきましたとおり、昭和45年建設のため老朽化が進んでおり、再利用となりますと多額の費用をかける必要があります。また、費用をかけずに災害時などの水利として利用することも考えましたが、水を張りっ放しで置くとボウフラの発生やにおいなど近隣住民に迷惑がかかることが懸念されます。そのため、結論といたしましては財源のめどが立った時点で取り壊しを行いたいと考えております。その跡地の具体的な利用方法については、現在検討中であります。なお、議員のほうからまた有効活用をする中でこうしたほうがよいのではないかというような提案があれば、その辺も検討していきたいと考えております。例えばの話ですが、カーリングとか、そういうことも検討したのですけれども、なかなか場所的には厳しいなと思いますので、何かいい提案がありましたらぜひ皆さんも提案していただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） いずれ取り壊すということで、私のほうも考えて、災害時に私消防団やっているときに水利としてプールの水も使えるよという話は以前聞いたことはありました。ただ、やっぱり老朽化している建物というか、施設のものですから、いつ亀裂が入って、その水が近隣の住宅に流れ出て二次災害等が起きる可能性もあります。いずれ建て壊して、何かまた利活用という部分で考えていく必要はあるのかなというふうに思います。そんな中、東小学校等に関して少し駐車場の数も足りないのかなという部分もありますので、まずは更地にしていただいて、その辺を災害時に使われる

ような場所として考えていくのも一つあるのかなというふうに考えます。あとは、いずれ西小学校のほうもプールに関して老朽化等もありますので、そちらのほうも踏まえながら考えていただければなというふうに考えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。利根川の更なる利活用についてということでお伺いをさせていただきます。冒頭、町は変わりつつあるということで、利根川の川せがきに関しておもてなしシートということで比較的一般の方とちょっと違ったような丸テーブルで、トップツアーズの方とかは花火が見れてよかったなというふうに考えております。そういった部分、あとは8月、私たち議員も参加させていただいた第28回レガッタ大会ですとか、1月に開催されるちよだ利根川おもてなしマラソンといった部分で、やはり利根川というのが千代田町にとって一番の観光資源であるのかなというふうに考えます。先日の町主催第19回千代田町防災訓練でも町長がお話をされましたが、来年本町で利根川河川敷において1都6県利根川水防訓練も行われるというふうにお伺いしております。町にとって利根川の利活用に後押しになる絶好のチャンスと考えます。その訓練後も踏まえながら、今後利根川をどのように利活用をしていくのか、町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

本町では、赤岩渡船や川せがき、町民レガッタなどさまざまな形で利根川を利用しております。また、千代田町付近の利根川は川幅も広く、水深もあるため、赤岩渡船の上流付近では休日には町内外を問わずジェットスキーなどの水上スポーツを楽しむ方々でにぎわいを見せております。このような状況の中、貴重な観光資源である利根川の利活用を図るため、本年1月に役場内で利根川利活用検討委員会を立ち上げ、その後町内の民間事業者を交えて会議を行いました。現段階では、会議を踏まえた中で来年行われる水防演習に向けた整備の中で要望を行ってきました。なかさと公園付近から利根大堰付近まで、町民はもとより町外の方にも楽しんでいただけるようににぎわいと潤いのある水辺環境として整備できればと考えております。

また、計画の策定に当たっては、整備後発生する継続的な維持管理費用等も考慮し、費用を最小限にとどめるための方法なども検討する必要があると考えております。議員の皆様におかれましても、整備や維持管理の費用削減が図れるようなご提案がありましたが、提案をよろしくお願いいたします。

また、水難事故防止については、国土交通省が事務局となり、利根川の水辺等利用団体代表者など24団体が構成員となりまして、動力船や非動力船、釣りなど、水辺等の安全利用や情報交換をする場として利根大堰上流水面利用等協議会があり、平成23年に利根大堰上流の安全で秩序ある快適な利用を目指し、利根大堰水面利用ルール＆マナーが策定されております。参加団体においては、それぞれ周知を行っていただいております。利用者の多いジェットスキーにおいては、PW安全協会を通して、

事故防止のため各ショップ等を通じルール＆マナーの啓発を行っていただいております。また、PW安全協会が事務局となっているシーバードジャパンの活動の一環である水辺の安全確保やマナー向上促進などの活動を町内のジェットスキー愛好家の方々が始めるといった話も伺っておりますので、こういった民間の活動についても支援をしていければと考えております。更には、安全性の確保として利根大堰水面利用等協議会を通じて動力船と非動力船のエリア分けができればと考えております。

最後に、レガッタ大会の今後ですが、以前よりも職員と国交省の折衝の結果で、まずあその会場におかれましては、瀬戸井地区に出入り口が1カ所、またレガッタ会場付近の整備も行われてきました。更なる進化に努めて行っていきたいと思います。また、第1回目のころと気候条件が変化をしてくきましたので、いつも8月の第1日曜日に行っておりますが、この日程等は検討をしていく必要があると考えております。なお、サップやカヌーといったアクティビティーも大変好評でありますので、変化を遂げながら継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 各種団体といろいろ協議を進めているということで、まずは来年行われる1都6県水防演習等が終わった後、また更なる部分で利活用を考えていくというような前向きな発言ということで非常にいいことだなというふうに感じます。私たち町民にとって憩いの場である利根川でもありますので、ぜひともその辺協議検討をこれからも重ねていただけて、よりよい利根川づくりを進めていただければなというふうに考えます。

それでは、次に質問ということで、延伸工事の後の安全対策についてという形に質問を移らせていただきます。千代田町都市計画道路であります赤岩新福寺線の都市計画道路、今年度も補正を組んでという部分で開通にほぼほぼ近づいてきているのかなというふうに考えております。その後、県道からファミリーマートまでの区間の延伸工事を予定しているわけですが、その延伸工事によって、今現在あります保健センターが移転、取り壊しをされる予定になっております。取り壊された後は、当然道を整備して開通というような流れになるかと思います。今現在の町民プラザの周辺の駐車場等も踏まえますと、開通後、形等がいろいろ変わって、駐車場の台数ですとか、その辺変わっていくのかなというふうに考えます。今現在でもイベント時等では駐車場等が足りず、路上駐車等も見受けられます。

そこで、延伸工事終了後、開通した後、今現在の町民プラザ周辺の駐車場スペースや安全対策等に関してどのように町長はお考えになられているかお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町民プラザの駐車場についてですが、障害者用3台、来賓用6台、一般利用者用168台の合計177台分が今現在ありますが、一般利用者の44台分が都市計画道路の延伸により減少

いたします。一方では、保健センターの移転に伴い、建物があつたスペースが駐車場として利用できる部分があるため、新たに29台分のスペースが確保できますので、最終的には15台分減の160台分になると見込んでおります。また、イベントの内容によって600人以上の方が来場することもありますので、大きなイベント時には従来どおり来場者には相乗りや自動2輪、自転車等での来場にご協力をいただくとともに、不足の際には役場駐車場を利用していただきますので、大きな支障は生じないと考えておりますが、状況を見ながら今後検討はしたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 15台分が減少ということで、当然道幅も広がって交通の便もよくなって、乗用車初め、大型ですとかいろんな車の交通量が増えるわけですので、当然町民プラザを利用している方が今より不便になったねという部分を感じないように、しっかりとその辺の整備等も行っていっていただければと思います。あの周辺は西小学校がありまして、子供たちも自転車に乗って遊んだりとかという部分もよく見受けられますので、その辺の対策をよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。その延伸工事が終わった後、プラザ等の周辺も踏まえながら、その先農免道路の部分、ファミリーマートさんからジョイフル本田さんの区間の農免道路ですが、今現在歩行者、自転車等が安全に走れる道路ではない、歩道がないという状況になっているのかなというふうに思います。当然延伸工事終了後は交通の利便性も高まり、乗用車はもとより、大型自動車等が今以上に通行すると思われます。今現在よりも、歩行者、自転車の方は通行する際、危険を感じるのではないのでしょうか。町として、その辺の安全対策についてどのように考えているか、町長にお伺いします。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 都市計画道路赤岩新福寺線及び延伸路線は、本町のまちづくりに欠かすことのできない道路であります。近隣市町を結ぶ町の東西交通軸として重要な広域幹線道路であります。また、農免道路、いわゆる町道27号線、通称広域農道ですが、都市計画道路赤岩新福寺線の延伸路線と接続すると、明和町の川俣駅や国道122号線バイパスから大泉町までの利便性が格段に向上し、相乗効果による地域経済の活性化が図れると考えます。そして、何より利根川新橋の実現に向けた受け皿として、町の将来に必要不可欠な道路でもあり、早急の供用開始を目指し、努力しているところであります。しかし、この広域幹線道路が開通しますと、車の流れが大きく変わることで本町に流入してくる交通量、更には大型車両の往来が増加すると予想されます。そのため、増加する交通量に比例し、交通事故の発生も懸念されるところであります。現状では、広域農道には十分な歩道が設置されておられません。

そこで、広域農道の歩行者、自転車への安全対策として最も有効な方法は両側に歩道を設けることであると多くの方が思っていると思います。しかし、既設の広域農道に新たに歩道を設置するために

は、測量や設計はもちろん、用地買収も必要となります。更に、既設の用水路にふたをかける工事や歩道を新設する工事には莫大な費用がかかりますので、交通量調査などを行いまして、実情を的確に把握するとともに、町の財政状況を考慮しながら順次検討していきたいと考えております。やりたいのはやまやまなのですが、町の財政状況をよく踏まえながら、先ほど午前中も質問があったように、どんとやりますと財政力も悪くなってしまうと。こういうことを考えていきますと、国、県等にいろいろ要望を行いながら、その辺を含めた中で順次行っていきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。財政面等も考えながらということで、これは開通後危険になるというのではなく、今現在でも危険な箇所だと私は思っておりますので、その広域農免道路部分、過去には自動車の事故ですとか自転車の事故等も多く発生している場所でもあります。子供から大人まで多くの町民の方が利用する道路になるわけですから、その辺プラザ周辺含め今後開発していく中でしっかりと歩行者、自転車等の安全対策を考えていただければというふうに私は思います。

これで私のほうからは質問というのは終わりにさせていただいて、あとは少しまとめという形でお話をさせていただければなというふうに思います。千代田町、少しずつではありますが、きょうよりもあしたというような形でよりよい方向に変わっているのかなというふうに感じます。時代の変化とともに町も変化していくことはとても重要で、とても大切と考えます。いろいろな部分ですが、いろんな方から意見や考えを聞き、行動、対応することがとても大切なのかなというふうに考えます。町民のため、地域のため、千代田のため、千代田らしさを変化していくという考えはとてもいいのではないのかなというふうに考えます。そのためにも、今後もオール千代田でしっかりと、よいまちづくりに取り組んでいければなというふうに考え、私のほうからの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で2番、酒巻議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、襟川議員の登壇を許可いたします。

7番、襟川議員。

[7番（襟川仁志君）登壇]

○7番（襟川仁志君） 皆さん、こんにちは。議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問させていただきます。

私のほうから大きく2つありますが、まず防災対策の充実についてということで質問させていただきます。まずもって、おととい9月1日の防災の日の防災訓練におきましては、町長を初め職員の皆様には設営、そして本番、片づけと、ご尽力いただきまして、大変ご苦労さまでした。2年に1度の訓練ではありますが、これをきっかけに災害に対する認識を町民や教育団体とともに深め、これに対処する心構えも改めて準備できたのかなというふうに思います。

近年日本各地で地震や豪雨など、予想外の災害が相次いでいます。最近では九州北部を襲った記録的な大雨、そして川の氾濫、浸水であります。今も懸命に復旧作業が続いておりますが、改めてどんな地域でも起こり得る災害であるというふうに認識させられました。

そこで、防災対策の充実ということで、町長就任以来、企業や各種団体、また近隣自治体との災害協定を活発に結んでいるわけですが、就任後下水道協会や利根川を挟んだ自治体など、新しく締結した内容についてお聞かせいただきたいというふうに思います。また、今後の予定がありましたらお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、私が就任して以来、民間とは延べ28の事業所及び団体と災害時における協定を締結いたしました。その中で下水道協会や利根川を挟んだ沿線の自治体との協定の締結内容についてであります。まず下水道協会との締結内容ですが、昨今の大規模災害発生時、ライフラインとなる上下水道の復旧は早期に対応できましたが、汚水の応急対策が間に合わず、衛生面での課題が残された経緯があります。

そこで、平成29年3月に千代田町と公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部群馬県部会と災害時における応急対応の協力による協定を締結しております。災害時において損傷した下水道管路等の施設に対して応急対策の協力について定め、迅速及び的確に対応することを目的としております。この協定により、千代田町と日本下水道管路管理業協会が緊密に連携する枠組みが構築され、災害に強いまちづくりができるものと考えております。

次に、利根川を挟んだ沿線の自治体との協定内容ですが、まず締結している自治体ですが、群馬県側では板倉町、明和町、大泉町と、埼玉県側では加須市、羽生市、行田市、熊谷市と結んでおります。

応援内容ですが、食料及び生活必需物資、車両の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供、救助及び復旧のための職員の派遣、被災者一時収容のための施設の提供、被災児童・生徒等の一時受け入れなどがあります。利根川を挟んだ防災意識の共通認識を持った両岸自治体でこのような協定を結んだことは大きなメリットと考えております。

また、今後についてですが、ヤフー株式会社さんとインターネットの特性を活用して災害情報をいつ、どこからでも手に入れられるように協定を結んでいこうと考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） 今まですぐに復旧が必要であったライフラインの中に下水道が含まれたということで大変有効かなというふうに思います。また、この利根川という、いつ大雨が降って災害が出て、相互に災害の救助のやりとりができるということでもありますので、今後いろいろな目的のための

協定を増やしていただきたいというふうに思います。

千代田町では、平成28年に地域防災計画を制定して、これを基本として防災対策や防災訓練を行っているわけですが、近年、先ほども申しましたとおり災害の規模や多さ、そして今までも経験したことのないことが多くなっている現状を、国や県でもそれに対応した対策を推進してきていると考えております。災害予防という観点から申しますと、水害に関する件でいうと国土交通省では水害に対するタイムライン、防災行動計画というものを進めております。いつ、誰が、何をするかをあらかじめ時間列で整理して被害の最小化を図るものでありますが、これについての町のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 国交省が推進している水害に対するタイムラインについてですが、これは平成27年9月の関東・東北豪雨をきっかけに策定された水防災意識社会再構築ビジョンの中の一つの計画になります。マイ・タイムラインといって、一人一人が自身のリスクを知り、逃げ方を考えることで逃げ遅れゼロを目指すものであります。このタイムラインをつくるに当たり、国からさまざまな情報が出されています。例えば本年4月より導入された5段階の警戒レベルによるレベル情報をもとに避難を判断する情報にもできます。また、昨年5月には国が管理する利根川や渡良瀬川等で川が氾濫する可能性が高まったときに、スマートフォンや携帯電話へ発信される緊急速報メールも判断材料として活用できます。このマイ・タイムラインに対する千代田町の考えですが、国土交通省利根川上流河川事務所の協力を得まして、今年度中に町民等に作成してもらうことを考えております。現在おおよその実施時期やどのような方に取り組んでいただくかを検討しているところであります。さまざまな方に取り組んでいただき、万が一のときは自分の身は自分で守ることを前提に、みずから行動できるよう普及していきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） 今年度中にマイ・タイムラインを策定するということですので、今まで町民は受け身の形だというふうに思うのです。気象庁や町の情報を得ながら、それをもとに動いていたわけですが、それを町民一人一人がいつ、どういった行動をするのかというのをみずからいつも考えていくということだというふうに思います。町長もこの間の防災訓練のときに、まずは自分の身は自分で守るというお話がありましたので、まず町民一人一人がそういった防災意識を高めていくことが必要だというふうに思います。

続きまして、災害復旧の観点から質問させていただきます。災害に遭った後、避難所などで問題になるのが水とトイレだというふうに思います。水については、今まで一般質問などで飲料水と兼ねた防火水槽であったり、災害用の井戸の普及について提案してまいりましたが、これについては先ほどのいろんな企業や近隣の自治体との災害協定で補えるのではないかなというふうに考える次第です。

が、災害時のトイレの確保についてはどのようになっているのかお聞きしたいというふうに思います。また、昨今では下水道を利用したマンホールトイレなども普及しているようでありますので、その辺についてもお聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 災害時は、トイレに関する問題が多く取り上げられております。阪神大震災では、まだ災害に関する取り組みが進んでおらず、トイレが使えなくなると公園の隅のほうは大変なことになっていたことがあったそうであります。また、近年の災害では水洗トイレで上水道が復旧したので、トイレを使い始めたところ下水道に被害が出ており、亀裂の入った継ぎ目から汚水が漏れ悪臭を放っていたという話もあります。千代田町では、先ほど質問された下水道に関する協定がありますので、迅速な対応がとれるものと考えておりますが、丁寧な対応が必要であることは変わりありません。特に避難所では女性目線も重要であると考えております。対策が十分に進んでいない場所に女性は避難所へ行きたがらない傾向があります。これは、異性の目線への配慮や女性専用の物干し場の確保といった女性専用のスペースの確保がなされていないためであります。若い女性で避難所に行きたくないために友人宅を転々としたという話もあります。もちろん上を見れば切りがないものですが、これは災害の実情であります。

その中で千代田町の取り組みですが、多くの女性にいろいろな活動に参加してもらうことによって、トイレに限らず、さまざまな場面で防災に関する意見を言ってもらい、それを参考に多くの人に理解を得られるための準備を行っております。また、トイレという部分では、以前よりボックストイレを備蓄しておりますが、昨年度は袋とともに追加購入し、災害時に備えている状況であります。また、各地区の自主防災組織訓練においては、家庭専用の簡易トイレのつくり方も実施いたしました。また、マンホールトイレについての考えですが、現在町では下水道マンホールの設置箇所が赤岩、舞木地域とふれあいタウンちよだの上中森、萱野地域にあります。また、マンホールトイレの所有台数は環境下水課に2台あります。避難所のトイレとしてのマンホールトイレの考えですが、千代田町においてはマンホールが道路上に設置されているため、車両の通行等があり非常に危険な状況であります。基本的には、避難所のトイレとして使用することは難しいため、マンホールを公共施設等の安全な場所に設置することも検討してまいります。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） テレビの映像なんか見ると、やはりトイレの衛生状態が非常に悪いというのはいつも目にするわけです。先ほどボックストイレや簡易トイレなどもありましたけれども、やはり囲いがあって、ちゃんと衛生的な、また女性に配慮した形がいいのではないかなというふうに思いますが、先ほどの下水道の復旧がすぐできるような形になったということで、このマンホールトイレも

うまくやれば下水道が通っている避難所にもつくれるのかなというふうに思います。また、そのマンホールトイレについては、いろんなイベントをやるときに使っている自治体も多いようでありますので、災害に限らず有効利用できるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ今後検討していただきたいなというふうに思います。

続きまして、これは関連でお聞きしたいというふうにと思いますが、先日の防災訓練、町民参加型の防災訓練でかれこれ3回目か4回目だというふうに思います。国や県になると、緊迫した実践に近い訓練であったり、また各地域で特色のある防災訓練を実施しておりますが、今後の町の防災訓練のあり方について町長の今のお考えがありましたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今後の防災訓練のあり方ですけれども、今2年に1度防災訓練を行っている状況であります。その中で近年は体験型、参加型の防災訓練となってきました。以前は、防災へりを駆使したような、見せるような防災訓練が多かったと思います。最近は、それを体験型という状況にスライドしまして、3回目だと思うのです。そんな状況で行っております。やはり避難訓練とか防災訓練、これは継続することに意義があると思いますので、ぜひこれを継続してやっていきたいと、こう考えております。

ただ、やり方は、防災訓練もそうですけれども、先ほど質問があったように川せがき、いろんなイベントもその他のイベントも含めた中で継続していきながら変化をしていくことが大切かなと私は考えております。それなので、2年後にまたそれを開催することによりまして、ただしその中身の内容は変化することが必要かなと。今回の反省もよいところも含めた中で、その中で町民目線に立ってよりよい防災訓練にしていきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） ありがとうございます。いずれにしても、想定外の災害が発生しているという現状の中で、災害の少ない千代田町ではありますが、ここでもいつ大きな災害が起き得るというわけであります。防災意識の高い町長を筆頭に、常にいろんな情報を取り入れていただいて対応していただきたいなというふうに思っております。

続きまして、大きく2番の質問で、子供の減少ということで質問させていただきます。少子高齢化が着実に進んでいるわけですが、総務省の発表によると子供の数は全国で1,533万人と、38年連続で減少、子供の割合も12.1%と45年連続の低下という記事がありました。また、3年ごとの年齢階級別では12歳から14歳が322万人、ずっとときましてゼロ歳から2歳が286万人と、年齢階級が下がるほど子供の数は減少しております。千代田町についても同じことが言えるのかなというふうに思いますが、各小学校の児童の入学数の今後の予測はどのようになっているか教えていただきたいと思います。

す。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

令和元年8月現在の入学予定人数となりますけれども、令和2年度入学予定児童は東小学校で28名、西小学校で67名、令和3年度は東小学校で19名、西小学校で61名、令和4年度は東小学校で24名、西小学校で56名、令和5年度は東小学校で10名、西小学校で75名、令和6年度は東小学校で20名、西小学校で49名、令和7年度は東小学校で11名、西小学校で54名となっております。従って、令和7年度時の1年から6年生までの全児童数は、東小学校が112名、西小学校が362名となっています。現在の児童数と比較しますと、東小学校が79名減、西小学校が20名減と予想しております。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） ありがとうございます。年によって上がったたり下がったりはあるのですが、最終的には大きく減少しているというのがわかり取れるというふうに思います。このままいくと、例えば東小学校に限ると、全学年に学級をつくることができないような、そういったことも出てくるのかなというふうに思いますが、これによって教育課程の編成や実施に際して特別な配慮を必要とされる場面があるのかなと思います。そういったことから、学校規模、学校配置に関する議論であったり基本計画というものを進めていかなければならないというふうに思いますが、これについての教育委員会の考え方についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

学校規模をどのように考えているのか、基本的な計画はあるのかというご質問だったと思います。学校教育法施行規則及び平成27年1月に文科省より発出されている公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引では、小中学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とするとの記載があります。また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律においても、この数が適正な規模とされています。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではないとされており、この12学級以上18学級以下という標準数は各市町村において主体的な検討の参考資料として利用することが望まれているところです。本町でもこれらをもとに学校教育の充実と児童生徒に望ましい教育環境を整備することを第一に、各校の歴史的、地理的要件や地域コミュニティなどを考慮した地域特性を踏まえ、地域と十分調整を図り、地域住民の理解と協力を得ながら小学校の統廃合を将来的に検討することが必要になってくると思いますが、現状では内部的な議論にとどまり、基本計画の策定には至っていないというのが現状でございます。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） 学校規模・学校配置に関する基本計画については、内部的な議論だけで今おさまっているということですが、今後どうしても知っていかなければならないというふうに思いますが、例えば小学校統廃合をしなければならなくなった場合の進め方というのはこういったやり方になるのか教えていただきたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

小学校の統廃合を進めるために対象地域と十分調整を図り、地域住民の理解と協力を得ながら進めることが重要になってくると考えています。手順として、他の自治体の例を参考にしますと、初めに学校長、教職員による調査研究会を発足させ、統廃合のメリット、デメリット等を調査します。その後、調査結果をもとに地域や保護者の代表、学校、教育団体等により検討を行い、答申書を教育委員会に提出させていただきます。この答申書をもとに教育委員会で再検討を行い、小学校適正規模・適正配置基本計画を策定し、具体的な統廃合の形や時期などを明記することになります。計画策定後は、町三役、議会議員、行政区長、学校長、PTA会長等を委員として小学校再編準備委員会を設置し、具体的な統廃合の準備を進めていくこととなります。ほかのところではそのように進めているというふうに理解しておりますので、もしそのような統廃合のお話が出た場合には今のよう形で進めていけたらなというふうに考えているところです。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） そういったプロセスで進めていかれると。まだ決まっていない、ほかの町の話だとそういう話だということですが、同じようになった場合は進めていくのかなというふうに思いますけれども、これは町長にお聞きしたいのですが、町長としてはこの小学校統廃合について今のお気持ちをどういうふうに思っておられるのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 現在東部地区のふれあいタウンちよだの販売促進や工業団地の造成事業にも積極的に取り組んでいるところであります。現時点では、まず人口減少を少しでも食い止めているように努力しているところであります。特に東地区におかれましては、集合住宅、俗に言うアパート等がちょっと少ないという状況に至っているのかなと、こう考えております。子育て世代が東部ふれあいタウンを購入していただいても、どちらかというと子育て世代のお子さんたちが少ないという状況に至っているのかなと、こう分析しているわけです。それにいろいろ考えていきますと、働く場所を提供したり、更に人が集うところを提供したり、それで移住を促進した中で、特に東西バランスのとれたような、そのような住空間を提供していければと、こう考えております。

しかし、全国的に少子化が進んでおりますので、本町においても将来的には小学校の統廃合の議論

も始めていく必要があると考えております。先ほど教育長のほうからお話があったように、学校教育法施行規則等をいろいろ読み解きますと、12学級以上の18学級以下という標準を設けております。そう考えていくと、いろいろ鑑みますと、そのような中で小学校だけではなくて、小中一貫校も視野に入れながら議論を進めていく必要があるかなと、このように考えております。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） ありがとうございます。

これ以上の質問はいたしません、まとめさせていただきます。学校というのは、教育の場でありながら地域コミュニティの拠点として地域に開かれた場所でありまして、地域に根差す役割を果たしております。児童生徒はもちろん、地域住民との交流促進を進めることによって、ともに育てられる環境にあるというふうに感じております。小規模校とはいえ、これまで地域コミュニティの拠点としての学校の存在が果たしている役割は非常に大きいというふうに思っております。子供の数や学級数がどの程度であれば学校教育として成り立ち保障されるのか、また具体的な数値だけで検討することの是非を含め、判断基準をどうするのか検証していく必要があるというのを感じました。町のほうも人口増加のための施策をいろいろとやっておるわけでありますので、ぜひ中長期的な議論を進めていただきたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で7番、襟川議員の一般質問を終わります。

ただいまから14時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時02分）

再 開 （午後 2時15分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、1番、大澤議員の登壇を許可いたします。

1番、大澤議員。

〔1番（大澤成樹君）登壇〕

○1番（大澤成樹君） 改めまして、こんにちは。議席番号1番、大澤です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回大きくオリンピックのお話と、こども園、特に西のこども園になるわけですが、交通安全対策ということで質問をさせていただきます。

いよいよ世紀の祭典であります東京オリンピック・パラリンピックが開催まで1年を切りました。前回のオリンピックが1964年、昭和39年に開催をされましたので、実に56年ぶりの開催であります。聖火リレーのルートも発表されるなど、その機運も東京を中心にではあるのかなというふうに思いますが、徐々に高まっているものと思います。国内居住者向けの観戦チケットについても、1回目の抽

せん申し込み、結果発表も終わり、現在は追加抽せんの発表が今月の11日ということで発表待ちというような状況なのかなというふうに思います。

東京で開催ということにもかかわらず、関東では群馬県と栃木県には競技会場がないのです。群馬県においては、ホストタウンも前橋、高崎、太田、沼田、川場村の5地域となっております。本町は、ロンドンオリンピックで銅メダルをとられました松本隆太郎選手を輩出した町でもあるわけですが、今回の東京オリンピック・パラリンピック開催に当たり、どんな取り組みをしていく予定であるのか、お聞かせをいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） オリンピックに向けた取り組みはということですが、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックの開催まであと1年を切りました。群馬県内の聖火リレーについては、来年3月31日と4月1日に行われることが決定しております。その機運が徐々に高まってきていると思います。

さて、東京オリンピック・パラリンピックへの携わりですが、まずは本町からオリンピック・パラリンピックの出場選手が出るよう願っているところであります。出場選手が出た場合には、パブリックビューイングなど開催し、町を挙げて応援していきたいと考えております。その他、具体的に本町はどう携わっていくかは決まっておりますが、町としてできることをすることから始めて、町全体でオリンピック・パラリンピックの機運が高まるよう努力を進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） まだ選手選考も途中ということで、町内から選手がオリンピックに出場するというようなことももちろんあるのだろうというふうに思います。そうすれば、本町もしっかりと選手を盛り上げるべく町としても盛り上がっていけるのかなと思っているところではあるのですが、現状町内から出場する選手いない中で、また先ほどもお話ししたとおり会場もない中で、なかなか千代田町としてもオリンピック、東京開催ということでそんなに遠くもないと思いますし、東京を初め埼玉、茨城、神奈川にも会場ありますので、気軽に参加できるのだと思うのですけれども、町としてこのオリンピックをどういうふうに捉えて、どういうふうに盛り上げていけるかという部分が今町長からお話があったとおり、今後やっていけることをやっていくのだと、そんな感じになってしまうのかなと私もちょっと思っているところでございます。

それでは、次に移らせていただきますが、児童生徒へ競技の観戦をさせてはどうかということでございます。一流選手の競技を目の当たりにすることで、子供たちの心の中に刻まれるものは大きなものがあると考えています。会場での観戦を通じてスポーツのすばらしさ、ボランティアマインドや障害者理解、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚などが育成されることが期待できていると思っています。特に今回のオリンピック・パラリンピックにおいては、自治体、学校単位でチケットを購入

して、次世代を担う若者により多くの会場に足を運んでもらう目的の学校連携観戦プログラムのチケットもありまして、一般のチケットよりも安価で購入ができるのだそうであります。私も生で観戦をしたいなと思いまして応募したところ、ほとんどが外れだったわけなのですが、女子ゴルフの最終日だけ当たりまして、ゴルフを見に行くわけではなくて、千代田町に何か持ってこられることがないかなと、そんな思いで最終日、ゴルフを見に行く予定であります。

そこで、町内の児童生徒を対象にこの東京オリンピック・パラリンピックの観戦機会を積極的につくっていただける考えがあるのか、教育長にお伺いをいたします。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

オリンピック・パラリンピック競技観戦を通じ、次世代を担う子供たちに一生の財産として心に残るような機会を提供することが目的として東京2020組織委員会が特別価格の企画チケットを販売します。スタッフが調べてくれたところによりますと、学校連携観戦チケット税込み2020円以下という値段に設定されているようですけれども、申し込み方法は各学校から組織委員会に本年6月28日までに申し込みを行い、抽せんにより当選した学校が購入できる仕組みになっております。本町の各学校に観戦チケットの申し込みを行ったかどうか確認したところ、3校とも申し込んでいないとのこと。理由としては、会場までの交通手段は原則として公共交通機関を利用することや学校単位の申し込みであっても異なる日程、異なる競技のチケットが割り振られる場合があること。また、熱中症対策などが主な理由となっているというふうに聞いております。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） ありがとうございます。なかなか近そうで遠い東京ということで、公共交通機関を使わないといけない。また、暑さ対策、これはほかの自治体の中でもやっぱり問題になっている話で、炎天下の中に子供を連れていって競技観戦を長時間させることで暑さ対策をどうしていけばいいのか、そんな話も聞こえてきていることは知っておりました。

そこで、これは通告していないのですが、先ほど町長からもお話あったのですが、私も会場に行けないのであれば、総合体育館や町民プラザを使ってパブリックビューイングという形で多くの、これは子供たちだけではなくて、町民、町外の人もプラザなり総合体育館に観戦に来てもらって、ともにこの東京オリンピック・パラリンピックの感動を共有しようではないかと、そんなことでずっと町長就任以来おっしゃってられます交流人口の増加であるとか、そういうところにつなげていく、そんな考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） パブリックビューイングということですが、先ほど私も最初の答弁の中に町

から選手等が出た場合と述べさせていただいたのですけれども、その辺も含めた中で時間等のそういうことも考えながら、これからまだ先がありますから、その辺も含めて検討はしてまいりたいと考えております。

しかしながら、先ほどの答弁の中にもありましたように、学校の先生、熱中症対策、行くまで、帰り道の交通機関の制限とか、その辺を考えた中で、私的には子供たちには現場へ行って一流選手の競技を見せたいなという思いはあります。そんな中で先生たちの結論がそのような結論だと思いますので、できればPTAさんのほうからもそういうのを先生方に言っていただいて、先生方の意識改革も努めていただければと私は考えております。といいますのは、子供たちは将来いろんなことを目標に掲げながら、やはりどんな競技でも一流選手の競技を見ることによって、それを更なる目標に向かって子供たちは頑張れるのだと、私はそういう認識でおりますので、ぜひともPTA通して先生方にもそういうお話をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

大澤議員に申し上げます。通告に沿って質問してください。

○1番（大澤成樹君） 失礼しました。

先ほど町長からもお話ありました。私もそういうふう to 思います。やっぱり生で、現場で選手の姿を見ることで、今も夢に向かってこの千代田町でいろんな競技に励んでいる方もいらっしゃると思いますし、今はやっていないけれども、その観戦チケットをもらった関係で観戦に行った。それをきっかけにそのスポーツに取り組んでみよう、そんなきっかけをつくるチャンスでも、今回のオリンピック・パラリンピックってあるのかなというふうにも感じております。先ほど教育長のお話の中で、もう締め切りが過ぎてしまっているということでございますので、改めてPTAからお願いしたところ、チケットを購入することはできませんが、何とか子供たちにそういった形のものを見せられる機会をつくってあげたいなというふう to 思います。

ただ、オリンピックの期間が7月22日から8月9日ということで、千代田町は毎年8月18日は川せがきというものがありますので、なかなか日程的にもパブリックビューイングも難しいのかなというのは感じていたところではあるのですが、それも町の事業の一つというか、もうこの次はいつ来るかわかりませんので、来年はやらないけれども、再来年やってみるかというわけにはいかないのだというふう to 思っていますので、一考していただければというふう to 思います。

次に、聖火ランナーについてお伺いします。これも最初に町長からお話ございました。県内では3月31日、4月1日の2日間、聖火リレーが県内を練り歩く形になります。近隣自治体では、館林を初め大泉町、また太田市がコースになっております。群馬県及びプレゼンティングパートナーの4者で募集をしていました聖火ランナーについては、こちら8月31日をもって募集期間終わっておりますので、これから応募はできないわけでございますが、聖火ルートから外れている、コース外の20市町村から1名ずつのランナー選出ができるというふう to 伺っております。この20市町村から選ばれる1

名というのは、群馬県のほうで募集した中から選ばれるのか、改めて千代田町のほうで選ぶのかをお聞かせいただきたいのと、千代田町で選ぶのだとしたら、どんな方法で選考するのもあわせてお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 群馬県内の聖火リレーについてであります、先ほど答弁させていただきましたとおり、議員も述べられたように来年3月31日と4月1日、2日間で実施されます。本町については、聖火が通過しないため、町推薦の聖火ランナーを1名選出するよう依頼がありました。そのため、先日の課長会議において協議した結果、ロンドンオリンピック銅メダリストの松本隆太郎さんを推薦することに決定し、本人からも快諾をいただいたところであります。なお、それ以外でまた一般枠としては、町のほうからも一般町民のほうから応募がありました。その中で、名前は出せませんが、1名の方を推薦したところであります。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 秋口以降の発表ということに多分オリンピック委員会のほうでなっているというふうに思いますので、それ以降になったら個人名がわかってくるのかなというふうに思っておりますが、改めて千代田町としてこのオリンピックに携わる部分として薄いのかなというふうに思いますが、もちろんこれから選手選考の部分も含めて、ただ聖火ランナーについては町民が200メートルであります、トーチを持ってランナーとして走るわけでございます。そこについては、町として何かお考えがありますか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 町としては、町村会を通じまして各外れたところ、この辺でいいですと明和、板倉、千代田、邑楽町という町で、町独自でやってみようかという首長間の意見もありました。そんな中で、それをやるのはいろんな制約等々があるわけです。そんな中で、今現在は県のほうの了解はいただいていないという状況にあります。しかしながら、何かしらのイベントもやってみたいなどは考えていますので、その辺は聖火リレーに関してではなくて、オリンピックに向けてのいろんなできることをできる範囲の中で何かしらやっていきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） できることをできる範囲の中でというお言葉をいただきました。私もできることをできる範囲の中でしっかりとやっていきたいと思っておりますし、なかなかこのオリンピックを通じて千代田町を発信していくということは難しいのかもしれませんが、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。こども園の園外活動についての安全対策について伺いをいたします。ここ数年、ドライバーの運転ミスによる交通事故が相次ぎ、幼い子供が犠牲になる事故が多発しています。とりわけ今年5月に滋賀県大津市で起きた事故は信号待ちをしていた保育園児の列に車が突っ込み、園児など16人が死傷するという多くの人に衝撃と悲しみを与えるものであります。このような痛ましい事故をきっかけに、厚生労働省は保育所外で活動する際の移動経路の安全性や職員の体制など、再確認の徹底を市町村及び保育所に緊急に取り組むよう指示を出しているそうであります。常任委員会のときに東西こども園、管内視察でお邪魔させていただいたのですが、そのときにも先生方から今点検をしているところだというお話聞いたのですが、点検の結果、どういう状況であったのか、茂木健康子ども課長、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

本町の認定こども園におきます事故防止や安全対策につきましては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などにに基づき対応を行ってございます。今回の滋賀県大津市の交通事故に係る事案を受けまして、本町におきましてもすぐに5月上旬から中旬にかけて東西の両こども園の園長指揮のもとに各年齢児ごとの職員が連携し、ふだんの散歩コースの全経路の危険性、職員体制、それから注意事項などに関して話し合いを行い、安全管理の徹底に関する対策の再認識を行いました。また、先ほどもお話が出ましたように、6月中旬に国のほうから県を通じまして、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等と題しました調査がございまして、既に本町では確認を済ませてございまして、移動経路の一部変更等を行うことで十分対応することができますことから、現時点において道路管理者や地元の警察等に協議を行い、緊急的な対応が求められるような重大な危険箇所はないものと認識してございます。なお、園児の生活は、家庭を基盤として、地域社会を通じて次第に広がりを持つものとされております。本町のこども園の運営方針の中では、園児の成長過程に応じたさまざまな散歩や遠足といった体験活動を通して、そういった体験活動が大変重要であると位置づけてございます。今後とも園児の移動に関する交通安全対策に関しましては、万全を期することにより、こども園の敷地内だけではなく、園外における身近な地域でのさまざまな体験や交流活動が持てるような取り組みを積極的に推進し、保育教育活動の充実に努めてまいりたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 緊急に対策に取り組まなければいけない箇所はなかったという報告いただきまして、安心したわけでございますが、日々交通事情、また道路事情も変わる部分もありますので、改めて園外保育をする中で感じたところはどんどん変更していく。一部道路の変更があったというようなお話もあったようでございますが、特に対策することはなかったということでございますが、安全のための教育という部分についても重要なのかなというふうに思います。東西こども園での安全についての教育、取り組みについて、茂木健康子ども課長、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

昨年度までは、町内の保育園と幼稚園におきましては別々に大泉警察署の協力を得て交通安全教育を実施しておりましたが、こども園になりまして、基本的には同様の対応を予定してございます。今年度におきます東西こども園での交通安全教室につきましては、2回ほど計画をしてございます。既に4月に3歳児から5歳児を対象に腹話術などによる交通安全講話や横断歩道の渡り方などを学んでございます。また、今年度もう一度年明けの1月下旬から2月上旬にかけまして、改めて交通安全に関するDVDの視聴や講話、横断歩道の渡り方などの実技指導を大泉警察署の協力により行う予定となっております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） ありがとうございます。年2回行っているということで、もちろん私もこの園外保育については大変すばらし活動だというふうに思っておりますし、この散歩、園外保育を通じて交通安全を学ぶ、道路の歩き方や信号の見方、横断歩道の渡り方などを年齢ごとに覚えていく大変貴重な機会だというふうにも思っておりますし、先ほど課長からお話がありましたように、腹話術だとか紙芝居、絵本なんかを使って子供たちが積極的に見ていただけるようなものを使うことで子供たちに飽きさせずに交通安全を覚えていただく、交通ルールを守れるように、そんな理解が深められるような取り組みがしっかりとできている、そんな答弁だったように感じましたので、今後もしっかりと継続してやっていただければいいのかなというふうに感じました。

最後に、今町は都市計画道路赤岩新福寺線の延伸に向けて取り組んでおります。延伸に伴い、先ほど来お話ありましたが、現在の保健センターが町総合福祉センターのほうへ移転する予定となっております。過去にも一般質問の中で役場の東の通り、町道7号線ですね、次の都市計画道路ということでなかなかあそこの道路の整備をとということのお話はないようでございますが、改めて保健センターが福祉センターに移転するに当たり駐車場の確保も必要になってくるのかなというふうに思います。その駐車場確保及び整備をするときに、一緒に公園をそこにつくったらどうかなというふうに考えています。西のこども園の近隣に公園ができることで、子供たちの安全確保、そして近くに公園があることで今以上の園外活動の時間を確保することができるのではないかなというふうに感じておりますが、町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

年間を通じて日常的に行われる散歩は、全ての園児が毎回楽しみにしております。各クラスの保育教諭は、園児の年齢や季節に応じて最適な散歩コースを選定し、公共施設や公園などの芝生広場や簡

易遊具で遊んだり学んだりトイレ休憩や適宜水分補給なども行っております。議員もご存じのように、公園のほうは近隣公園、児童公園、都市公園とかさまざまな公園がいっぱいあります。そういう中で、人口何千人に対して何平米の公園が必要とか、そのようなことをいろいろ勘案した中で、特に東のこども園におかれましては近くに運動公園があるということが言えると思います。西こども園については、歩いて30分かかるようなところしかないわけでありまして。その前の図書館の芝生広場で遊んだり、更には向こうの町民プラザまで行って遊具も設置させていただきましたけれども、あそこに行って遊具で遊んでくるというような状況かなと思っていますので、そのようなことを踏まえた中で町内に数多くの公園が今現在もあるのはあるのです。園児にとっても理想的ですが、今後総合福祉センターの集約化、複合化事業に合わせた駐車場用地の確保と一緒に公園整備の可能性なども模索していくほか、舞木の区画整理地内の公園予定地もありますので、町の地域性や財政事情なども考慮しながら今後も引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 検討していただけるということで、舞木の区画整理内で本年度1つ公園ができます。あと残り2つ、公園もあるということで、本日は財政状況が許せばなんていうお話も町長から何回も出てきているわけですが、子供たちの安心、安全ということも考慮していただきながら、公園自体は改めてつくるわけですが、複合化工事とともにということの中で公園整備ということも移行していただければというふうに思います。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で1番、大澤議員の一般質問を終わります。

続いて、9番、柿沼議員の登壇を許可いたします。

9番、柿沼議員。

[9番（柿沼英己君）登壇]

○9番（柿沼英己君） 9番、柿沼英己です。最後になりました。簡潔に進めたいと思います。議長の許可を得ましたので、始めます。

最初に、千代田町子ども・子育て支援事業計画について質問したいと思います。この計画は、5年に1回ということで、平成27年から令和元年までということで、ちょうど計画が終了する、そういう切りのいいところでもあります。この計画は、質の高い幼児期の教育、また保育の総合的な提供、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るという意味で計画されたものであります。また、この計画に当たっては、子ども・子育て会議が主体となっており、現在では認定こども園の先生方、また子育てサークル、また保護者、また教育委員会、また担当課が主体となって運営していると思いますが、これについては各年度において点検、また評価等を行っていると思うのですが、まず最初に少子化を食い止めるということで出生率とか、千代田町は何か出生率がいいという話も聞いております。また、この5年の間には認定こども園に移行して、また学童保育クラブは新築を初め、

大変充実しているというふうに客観的に思いますけれども、改めて子ども・子育ての支援事業の点検について伺いしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 千代田町子ども・子育て支援事業計画では、5年を1期とする計画であります。平成27年度から平成31年度までの計画期間として今年度が最終年度となっております。これまで計画に基づく各種事業の推進に当たっては、単に継続的に事業展開するだけでなく、施策の拡充についても積極的に取り組んでおり、例えば福祉医療制度では高校生の入院費用の助成を拡大し、第3子以降の保育料無償化では県の補助規定を上回る範囲で無償化を実施、または幼保一元化に関しましては検討とされてきた計画内容を推し進め、今年4月に東西こども園の開園を実現いたしました。更に、ハード面では保育サービスの充実のため、学童クラブ室を新築、増築し、低年齢幼児向けの保育園舎の増築等にも取り組んでまいりました。なお、千代田町人口ビジョンとして平成28年3月に策定された計画の中に本町の少子化を食い止める上では子育て環境等を改善することで出生率を回復させることが望ましいと考えられています。本町の特殊出生率は、この10年間で国や県の平均を下回る年が多く、将来の人口バランスを考えると出生率の増加は本町にとっては大きな課題と言えます。こうしたことから、町の最上位計画である千代田町総合計画を初めとした各種事業計画などの整合性を図りながら、引き続き千代田町子ども・子育て支援事業計画の取り組みを確実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） 総合計画の面からも、しっかり取り組みたいということでお話をいただきました。

子ども・子育て支援事業計画、ちょうど5年目に当たりますけれども、改めてその評価について伺いしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 千代田町子ども・子育て支援計画における事業の推進状況などは、毎年定期的に児童福祉や幼児教育に関する学識経験者、子育て団体代表、事業従事者、保護者代表等の14名の委員で構成された千代田町子ども・子育て会議を開催し、事業報告等を行っております。その会議の中におきましては、現行計画におけるさまざまな意見交換や感想などを含めた事業評価、検証をいただいておりますが、おおむね高評価をいただいているものと実感しております。千代田町子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業の2つに分け、事業の需要量の見込みやその確保の方策について定めており、おおむね計画どおりの進捗状況ですが、時間外保育事業についてのみ職員の人員体制が難しく、11時間を超える保育サービスの提供は実現で

きておりません。その他計画期間中での事業の新規追加や一部内容の見直しなども行っており、例えば利用者支援事業の中に今年度4月より母子保健型の子育て包括支援センターを呂宋郡内5町でも先駆けて開設するなど、全体的に積極的な事業への取り組みを進めることができているものと確信をしております。

○議長（高橋祐二君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） 子育て支援事業計画、子育て支援会議のほうで見直しや課題等について議論されていると思うのですが、議員からは出席していないので、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 見直しや課題、今後の計画ということですが、現行千代田町子ども・子育て支援事業計画は今年度末で計画期間の満了を迎えることから、新たな計画の策定を現在進めております。具体的には、昨年度に町内小学校以下の子供を持つ全ての保護者を対象にニーズ調査を行いました。子育て支援に関する生活実態や要望等に関する集計、分析を行いました。また、本年度では現計画における現状分析と課題整理として関連分野の実施状況を把握するため、役場町内の関係課局や各施設に対して関連施策の評価調査シートの作成を依頼し、その結果をもとに必要な聞き取り調査を行っております。現在のところ、課題の把握や整理について作業を進めているところであります。なお、先ほど述べました保護者アンケートの結果では、子育てしやすい社会に必要なと感じる対策として、児童手当や税金、教育費の軽減など経済的支援や子供が安心して放課後過ごせる居場所づくりの充実といった支援策を望む意見が多く寄せられており、こうした要望に町としてどこまで対応できるか、一つの大きな課題と考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） 保育士がもう少し足りないとか、あるいは子育てしやすい環境を今後もやっていきたいというような課題等がお聞きできました。

最後に、今後の子ども・子育て支援計画の方向性についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 千代田町の将来を担う子供たちは、社会の宝であります。また、町の宝でもあります。子供たちが安心して育つことができ、安心して子供を産み育てることのできる環境を整備していくことは本町としても最重要課題の一つであると認識をしております。昨今の子育て環境を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化を続け、広範、多岐にわたり複雑化の一途をたどっております。しかしながら、本町としても国や近隣自治体の動向なども注視しながら、地域性や財政事情等も踏ま

え、しっかりと将来を見据えながら子育て支援策を地域全体で一丸となり、たゆまざる前向きな姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、議員が先ほど述べられたように、保育園、幼稚園一元化することによって先生たちも多少幾らか減になったり、いろいろなこともあると思いますが、子供たちの子育てに影響のないように行政としてはしていかなくてはならないかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） 先日町長のほうから千代田町が群馬県で所得水準がナンバーワンだと言われました。分析してみますと、ゼロ歳児保育が始まって約12年、夫婦共稼ぎで、奥様が正社員でそのままお勤めいただくと、そういう形で2馬力で働けるという町で、そういった目に見えないところが所得水準ナンバーワン、そういうのが一つきいているのかなというふうに思います。今後も女性が働きやすい町ということでPRできるのかなというふうに思います。そういった意味で、ゼロ歳児から学童保育まで切れ目のない子育てサービスというのをしっかり今後もやっていただきたいというふうに思います。

次に、2問目の質問なのですが、小規模農村整備事業や多面的機能支払交付金事業について質問したいと思います。これについては、先日8月27日、28日と、農業委員会と認定農業者の合同の研修会ということでつくば市のほうに遊休農地の解消ということで農地再生ということで農業委員会の蛭間会長を筆頭に勉強してきたものであります。こういった意味で、多面的機能支払交付金事業等を通じて遊休農地の解消等を勉強してきたわけでありまして。また、千代田町は小規模農村整備事業等を活用して農道の整備、用排水路の改修してきた実績があるわけですが、そんな中で舞木の土地改良、また赤岩の土地改良等、もう大分たっているの、どれぐらいたっているか経済課のほうで調べていただいたら、舞木の土地改良が一番古くて昭和36年ごろ、また赤岩の土地改良、これは昭和四十四、五年ごろですか、これはうちのおやじとか当時の組合長とかが一緒になって農水省だとか行政を巻き込んで、坂村代議士等を頼んで動いていたのを小学生ながら見ていた覚えがあるのですけれども、そういった土地改良事業、区画整理、農業用排水施設、農道、そういったことで大分年月がたっていると。そんな中で、平成の最初のころ、用水の施設を改修したというようなお話も聞きましたけれども、その間農業者の高齢化、あるいは農業人口の減少等を通じて農地の利用集積が進んでいると。また、一方で農業のそういったインフラが老朽化してきているという事実があるわけでございます。

そんな中で、最初の質問なのですが、農業用施設がかなり水利を初め老朽化してきていると。これを改修、修繕しながら長寿命化が必要ではないかなというふうに思うのですけれども、それについて見解をお伺いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 町内の農業用施設については、整備から年数が経過して経年劣化等が進んでいるものもあります。個人的な要望は別ですが、広く公共的な使用に供する農業用施設の経年劣化に対しましては、区長や農業委員さんなどの地区の要望をもとに地域のバランスを見ながら必要となる修繕や改修などを行い、施設の長寿命化を図っていきたいと考えております。

また、実施に当たっては、県・農村整備センターなど、管轄する関係機関と連携を図りながら、国や県の補助事業を活用し実施するなど、特定財源の確保により町の財政負担の軽減を図っていきたいと考えております。

なお、議員もご存じのように、多面的機能支払交付金事業ですが、本町では木崎クリーンクラブが補助を受けて実施をしております。この事業では、日々農家の皆さんが個々に行っている除草作業などについて地域で活動することにより、交付金の対象となるだけでなく、地域の水路の補修や修繕、更新などについても交付金対象となります。地域の実情に合わせて活用できるフットワークの軽い事業であります。議員におかれましても、ぜひともこの補助事業が活用できるよう地域のリーダーとなって地域の取りまとめにご尽力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） 次に、農地の区画拡大等の圃場整備事業についてお伺いします。

つくば市といいますか、茨城県の農地を見てきたのですけれども、非常に区画が大きいというような印象を持ちました。千代田町においても数件、県なりの補助事業を入れてやったという実績ありますけれども、非常に使い勝手が悪いというか、大きな面積でないと大区画にできないというような実情があるわけです。そんな中で、前橋市は市単独で大区画の圃場の整備事業の補助金設置をしていると。事業費の2分の1を補助していると。35アールをめぐり、それ以上の大区画にする場合、畦畔の除去あるいは取水口の整備、排水路の整備ですとか、そういったものを大区画にしていく方向性を前橋単独で補助しているということでもあります。こういったことを通じて農業の生産性の向上あるいは農業競争力の強化につながっていると思うのですが、それについて町の大区画にしていく方向性についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

農業従事者の高齢化や後継者不足など、担い手不足の問題が加速化する中で効率的な農業経営をいかに取り組んでいくかが農業政策において重要となっております。将来限られた人財で多くの圃場を担っていくといったことを見据えた場合、圃場の大区画化は効率的な農業経営と農業生産性の向上を図る上で効果的な選択肢の一つであると考えております。このため、国では農地耕作条件改善事業により畦畔除去について補助金を設けており、本町でも平成27年度と28年度にこの事業を活用し、受益者が事業費を負担することなく大区画化に取り組んでおります。一方で、前橋では市の単独事業とし

て国の補助要件よりも小規模な面積要件で畦畔除去による大区画化の補助事業を展開しておりますが、補助率が2分の1で農業者が事業費を負担しなければならない内容となっております。

先日私も同行させていただきまして、茨城のつくば市、関さんという株式会社を立ち上げた農業法人を見させていただきました。60ヘクタールとおっしゃっていたと思うのですが、60ヘクタールの農業、米中心にやっておりますと。あそこもなかなか、行って機械等も見ますと幅が3.5メートルだったと思うのですが、その幅が3.5メートルのでかいトラクターを見まして、初めて私も3.5メートルの幅のトラクターを見させていただきました。事業を大区画にして約60ヘクタール、関さんの場合は60ヘクタールだったと思うのですが、千代田町も将来を見据えた中で若い農業後継者が100ヘクタールぐらいを目標にそういう農家の方が若手を中心に出てくれば、これからその辺を踏まえた中で町としてもいろいろな話の中でその辺を考慮しながら相談していく必要があるかなと、こう考えております。それらを踏まえた上で、本町におきましては町財政の負担軽減の観点から引き続き国庫補助事業を有効に活用した大区画への取り組みを今の現在では進めていければと考えております。

○議長（高橋祐二君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） 国、県の補助金を有効活用しながら進めていくというのは正しい方策ではないかなというふうに思います。

そんな中で、町の全般的な方針をお伺いしたいのですが、いろんな交付金事業を通じて農業生産基盤を保全していくということについて最後にお伺いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

皆さんご存じのように、千代田町の農業は米麦を中心としたものであります。国が長期にわたり実施してきた米の減反政策も終了するなど、今までどおりの農業では非常に行き先が不透明な時期を迎えているのではないかと思います。千代田町における今後の農業のあり方を考えた場合、担い手不足の解消、農地の担い手の集積、集約化が重要となります。そして、農業生産の方向性としては、米麦の品質向上やブランド化、露地野菜、施設野菜への取り組みなど、視野を広く持って意欲のある農業者への支援をしていきたいと考えております。

また、先ほどから申し上げておりますが、国や県では農業関係の補助金や交付金など設けておりますので、こういった事業を有効に活用していきたいと考えております。農業環境の整備に努めていきたいと考えております。

なお、農家の方は生産だけでなく、これからは6次産業も目指しながら新たな開発を進めていきながら、商品開発を進めていきながら、農家の方も生産から販売までということも考えていく必要があるかなと。そのような考えを持った方には、町としても全面的にできる限りのバックアップはして

いきたいと、こう考えております。

○議長（高橋祐二君） 9番、柿沼議員。

○9番（柿沼英己君） 今後も地域農業の発展と農村の振興というのを大事な視点としてやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（高橋祐二君） 以上で9番、柿沼議員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（高橋祐二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす4日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（高橋祐二君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 3時16分）

令和元年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

令和元年9月4日（水）午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 報告第 3号 | 平成30年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 2 | 承認第 5号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（字の区域の変更の一部訂正について） |
| 日程第 3 | 議案第22号 | 千代田町森林環境譲与税基金条例の制定 |
| 日程第 4 | 議案第23号 | 千代田町空家等対策の推進に関する条例の制定 |
| 日程第 5 | 議案第24号 | 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第25号 | 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第26号 | 千代田町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第27号 | 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第28号 | 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第29号 | 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第30号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第12 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第13 | 諮問第 3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第14 | 認定第 1号 | 平成30年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第15 | 認定第 2号 | 平成30年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第16 | 認定第 3号 | 平成30年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第17 | 認定第 4号 | 平成30年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第18 | 認定第 5号 | 平成30年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

○欠席議員（なし）

町		長	高	橋	純	一	君
副	町	長	坂	本	道	夫	君
教	育	長	岡	田		哲	君
総	務	課	石	橋	俊	昭	君
財	務	課	柿	沼	孝	明	君
住	民	福	森		茂	人	君
健康	子	ど	茂	木	久	史	君
環境	下	水	栗	原	弘	明	君
経	済	課					
農	業	委	坂	部	三	男	君
事	務	局					
都	市	整	荻	野	俊	行	君
会	計	管	高	田	充	之	君
兼	会	計					
教	育	委	宗	川	正	樹	君
事	務	局					
監	査	委	白	石	正	躬	君
農	業	委	蛭	間	泰	四	郎
		員					君
		会					
		長					

– 64 –

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程につきましては、議事日程のとおり、日程第13まで議了し、日程第14から日程第18までは町長の提案説明及び監査委員からの監査報告を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、各課長、局長からの決算説明については、この後設置予定の決算審査特別委員会においてお願いしたいと思います。

○報告第3号の上程、説明、報告

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第3号 平成30年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。報告第3号 平成30年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

各比率の概要であります。まず健全化判断比率について、算定すべき4つの比率のうち、実質公債費比率が平成29年度より0.3ポイント下がり6.5%と好転しております。その他の比率においては、各会計が黒字であったこと等により算定されておりません。

また、資金不足比率についても、下水道事業特別会計において資金不足は発生しておりませんので、算定されませんでした。

よって、早期健全化基準を超える比率はありませんので、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものであります。

詳細については財務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） では、報告第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の決算につきまして、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表するわけでございますが、事前にそれぞれ算定した比率及びその根拠を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告が義務づけられておりますので、ここに平成30年度決算の状況につきましてご報告するものでございます。

お手元の報告書をご覧くださいと思います。めくっていただきまして、上の表になります。平成30年度健全化判断比率でございますが、この比率には上から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つがあり、表の右の欄には、それぞれ早期健全化基準が設定されております。これら比率のうち1つでも早期健全化基準を超えますと財政健全化団体となりまして、財政健全化計画を策定して改善を図ることとなります。また、下の表の平成30年度資金不足比率につきましても、右の欄のとおり経営健全化基準が設定されており、この経営健全化基準を超えた場合には、経営健全化計画を策定することになります。

なお、各指標については、標準財政規模に対する割合として算定されますが、この算定に使われます標準財政規模については、町の一般財源の標準的な規模をあらわしているものでございます。

それでは、各指標につきましてご説明を申し上げます。まず、実質赤字比率についてでございますが、この比率は標準財政規模に対します一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。平成30年度決算では実質赤字は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この比率は一般会計に特別会計及び企業会計を含めた全ての会計を合算し、標準財政規模に対する町全体の赤字の程度を指標化することによって、財政運営の深刻度を示すものでございます。平成30年度決算では、全ての会計において黒字となっておりますので、比率は算定されませんでした。

3番目の実質公債費比率でございます。この比率は、3カ年の平均であらわすものでございますが、一般会計や各特別会計等が負担する借入金の返済額及び一部事務組合の借入金返済額のうち、本町の負担分の額も含めまして標準財政規模に対する割合を指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。この比率を単年度で見ますと、平成28年度は7.0%、平成29年度は6.7%、平成30年度は6.0%で、3カ年を平均しますと6.5%で、前年度より0.3ポイント減となり、好転しております。これは、平成14年度に借りました都市再生推進事業による一般単独事業債や平成19年度に借りました臨時財政対策債の償還が平成29年度に完了したことなどから、元利償還金の額が減少したことが主な要因でございます。

続きまして、一番下、4番目の将来負担比率でございますが、この比率は町の各会計における借入金の返済を初め、一部事務組合の借入金返済額の本町の負担分など、将来において支払いが見込まれる負担等の標準財政規模に対する現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する割合がどの

程度かを示すものでございます。

平成30年度決算では、将来の負担見込み額に対しまして、充当可能財源が上回っておりますので、比率は算定されませんでした。

最後に、下段の平成30年度資金不足比率でございますが、これは公営企業の資金不足を公営企業の料金収入などの事業規模と比較をして指標化し、経営状態の深刻度を示すものでありまして、本町では下水道事業特別会計のみが対象となっております。平成30年度決算においては、資金不足は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

これらの結果から、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものでございます。

なお、各指標及び算定根拠につきましては、去る8月6日に町監査委員の審査を受けましたので、その意見書を報告書に添付させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。また、これらの指標につきましては、この後、町民の方への公表を行い、本町の財政の健全性をご理解いただくとともに、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいことを申し添えまして、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 以上で報告を終わります。

○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第2、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（字の区域の変更の一部訂正について）を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分は、令和元年6月議会において議決をいただきました字の区域の変更について、変更地番の一部に誤りがあり、これを訂正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

詳細については都市整備課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） それでは、承認第5号について詳細説明を申し上げます。

お手元の議案書の２枚目の訂正前後の対照表をご覧くださいと思います。令和元年６月議会にて議決をいただきました群馬県企業局による千代田第二工業団地造成事業区域の字の区域の変更につきまして、議決後に変更に係る登記事務手続を前橋地方法務局太田支局にて進めていたところ、変更地番の一部に誤りがあることが判明いたしました。

表中、右欄の訂正前をご覧くださいと思います。大字下中森字六反畑のうち、531の１及び531の２が誤っており、正しくは左側の欄の訂正後のとおり、532の１及び532の２となります。

今回の字の区域の変更につきましては、造成工事の着手に先立ち、事業区域内の字を統一、整備するものであり、一部地番の変更ができないことが事業工程に影響することから、専決処分にて一部訂正をさせていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第５号 専決処分事項の承認を求めることについて（字の区域の変更の一部訂正について）、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、承認第５号は原案どおり可決されました。

○議案第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第３、議案第22号 千代田町森林環境譲与税基金条例の制定を議題いたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第22号 千代田町森林環境譲与税基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国では、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止、国土保全、水源の涵養機能など、多面的な機能を維持していくため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律を施行いたしました。これにより、県や市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に活用できる財源として、森林環境譲与税が創設され、令和元年度より譲与が開始されます。

この森林環境譲与税については、目的税として森林整備等に必要な施策に充てる必要があります。国では、間伐などの森林整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や啓発に関する費用に充てることと規定していることから、本町においても適正に森林環境譲与税を管理し、その財源に充てるため、新たに基金条例の制定を提案するものであります。

詳細については財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第22号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもございましたとおり、令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始されます。使途については、間伐などの森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に要する資金に充てなければならないこととされていることから、これを基金に積み立て、必要に応じて活用するため、千代田町森林環境譲与税基金条例を制定し、条例でその管理等に関する事項を定めるものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明させていただきますので、議案書の条例文をご覧くださいと思います。第1条の趣旨では、千代田町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めております。

第2条の設置では、森林整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、基金を設置することを規定しております。

第3条の積立額では、基金として積み立てる額は、町に譲与される森林環境譲与税の額とすることを規定しております。

第4条の管理では、基金に属する現金の管理方法について定めております。なお、第2項に、確実有利な有価証券にかえることができる規定も設けております。

第5条の運用益金の処理では、基金の運用から生じる収益は、この基金に編入することを定めています。

第6条の繰替運用では、財政上必要があると認める場合、歳計現金に繰りかえて運用できることを規定しております。

第7条の処分では、基金の処分について定めております。

第8条の委任では、必要事項は町長が別に定める旨を規定しております。

次のページになりますが、最後に附則では、本条例の施行日を公布の日としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 基金の条例については、私疑義がないと思うのですが、その森林環境税と譲与税について何点かお聞きしたいと思うのですが、これは2024年から個人住民税均等割の納税義務者から1,000円目的税として徴収される予定となっております。全国で約6,000万人いるという、私調べたのですが、そうすると約600億円ということになっています。本町では現在のところという、まだ先になりますので、ちょっと完全な数字はわからないと思いますが、幾らぐらい納めることになるのかというのが1点と。

その譲与基準というのが50%が私有林、人工林の面積で、あと20%を林業就業者数、30%が人口で譲与するということになっていますけれども、本町はこの私有林、人工林面積というのがどのくらいあるものなのか。

それと、多分林業就業者というのを私聞いたことがないのですが、いるのかいないのかというのと、それがその担当課長にお聞きしたいのと。

町長にお聞きしたいのが、この税金というのが目的税で納めているにもかかわらず、譲与するというのが交付税的な観点から譲与税という形になっているのですが、本来森林を保護するために都市部の人からもお金を徴収して、将来のその森林のために集めていこうというのが、実際はその森林が多いと人口が多いというところで、横浜市が全国で1位なのですよ。横浜市というのが1億4,068万円。次に浜松市というのが1億2,000万円、大阪、次が和歌山の田辺、静岡とかって続くのですが、その中でも林業がないというところに多く行っているのです。その辺も私から見ると、この税金というのはどうなのかなと。だから、納めるのはやぶさかでないのですが、本当に林業のために使われるのかというのがちょっと疑問がありまして、その点町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

私のほうからは、最初質問のございました均等割1,000円の税金を、すぐではないのですが、令和6年度から課税をして、国のほうの特別会計、剰余金の会計のほうに納めるというような形で決まっております。今年度から譲与が始まりますが、これについては国の特別会計でお金を借り入れまして、

それで県や市町村に交付されるといった状況で、実際課税が始まるのは令和6年度からという状況でございます。

千代田町で課税になった場合にどれくらいの人数と金額なのかなというご質問なのかなというふうに思うのですが、現状の今年度の状況でちょっと説明させていただきますので、実際の金額とは差があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

今年度の均等割の課税人員ですが、5,735人の方に課税をさせていただいております。これで1人1,000円の均等割でございますので、税額としますと573万5,000円というような現状の推測なのですが、数字となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 坂部経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

まず、私有林、人工林面積でございますが、平成29年に林野庁のほうが実施しました森林資源の現況調査におきます私有林、人工林の面積におきましては、本町では13.26ヘクタールという数字が提示されております。

また、林業者についてでございますが、平成27年の国勢調査におきまして、本町における農業、林業従事者数が293名、そのうち農業従事者が292名ということで、差し引きいたしますと1名の方が林業に携わっているということで担当としては認識しています。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

国のほうではこの森林環境譲与税については、国土の保全と水源の涵養機能などということをやっております。日本の国土の約3分の1が森林で覆われているということなのです。そう考えていきますと、日本の全体が森林で覆われているのですけれども、それを各自治体に基金のほうを譲与していくという状況になろうかと思うのですけれども、国の国土の全体を示した中で、それを環境のほうにいろいろな部分で寄与していこうという状況かと思います。

そんな中で、日本の国土の約3分の1は森林に覆われているということなのです。特に群馬県におかれましては、皆さんご存じのように、緑の県民税とダブルでそれを我々は、名目は違うのですけれども、それを納めるという状況になるのですけれども、それを先ほど説明があったように、目的税として令和6年から課税をしていくという状況になろうかと思います。

また、そんな中で千代田町だけではなくて、国内全体を国のほうはいろんな部分で環境を捉えた中で皆さんでこれから日本の国、国家に対して環境にそれを少しでも役に立てていこうという状況かなと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） そういう答弁しかできないところが重々承知なのですけれども、千代田町が、先ほど財務課長からお話がありましたけれども、570万ちょっと納める形になって、現状多分その戻ってきているというのが50万ちょっとだと思いますけれども、そうすると570万ですから500万以上はよそのどこかの林業に役立つような形になるかと思います。

やっぱり私が言いたいのは、本当に林業のためにお金を使ってもらいたいということなのです。例えば上位、多くもらえるところの100位以内で林業関係がゼロという自治体が名古屋市が8位で、川崎市が21位で、さいたま市が31位、世田谷区63位、大阪の堺が84位なのです。結局どういうことかという、人口割という面が多いですから、人口が多くて森林が多ければどんと来てしまうのです、林業をやっていないなくても。ということもちょっとやはり本来は国会議員が決めることなのですけれども、要は町村会とか国会にも働きかけて、この税金ちょっとおかしいのではないかなというのを私思いますので、その辺は町長のほうからそういうふうに思っただけければ、そういう認識でいてほしいなと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 千代田町森林環境譲与税基金条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第4、議案第23号 千代田町空家等対策の推進に関する条例の制定を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第23号 千代田町空家等対策の推進に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年5月に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本町における空家等対策の推進に関して必要事項を定めるものであります。

条例の主な内容といたしましては、空家等対策計画の策定、空家等対策協議会の設置、危険な状態にある空き家等に対する緊急措置について定めるものであります。

詳細については都市整備課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 議案第23号について詳細説明を申し上げます。

今回提案させていただきます条例につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、町における空家等対策の推進に係る必要事項を定めることにより、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものでございます。

お手元の議案書の条例文をご覧いただきたいと思います。詳細につきまして条項順に申し上げます。

第1条につきましては、条例の目的について定めたものでございます。

第2条については、条例において使用する用語の定義でございます。

第3条につきましては、当事者間における解決の原則を定めております。

第4条から第6条につきましては、町の責務、空家等の所有者等の責務、町民の役割について定めたものでございます。

第7条につきましては、空家等対策計画の策定についてでございます。

次のページをお願いいたします。第8条は、千代田町空家等対策協議会の設置について定めたものでございます。

第9条については、空き家等のデータベースの整備等により、情報把握のための措置を講ずるものでございます。

第10条は、所有者等による空家等の適切な管理の促進等について定めたものでございます。

第11条につきましては、空家等及び空家等の跡地の活用等のために必要な対策を講じることが定められております。

第12条につきましては、緊急措置について危険な状態を回避するために、必要な最小限度の代執行について規定するものでございます。

第13条は、委任を定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項はこの条例の施行期日を令和元年10月1日とするものでございます。

第2項につきましては、必要な準備行為ができる規定を定めるものでございます。

第3項につきましては、お手元に配付した資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。空家等対策協議会の委員の報酬を定めるため、千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、別表第1条関係に空家等対策協議会委員の報酬として日額7,100円を追加するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 条文について何点かお尋ねしたいと思います。

第10条の2行目の最後のところに、「助言その他必要な援助を行う」とありますが、この援助という中身は具体的にどのようなことを指しているのかということと、第12条に緊急措置とあります。これは多分空き家が崩れかけていて壊れそうなときに、町がかわりにそれを取り壊すとかということを行っているのだと思いますけれども、そのことにおいて第3項において、「当該措置に要した費用を徴収することができる」とあります。これはできるということは、するかもしれないし、しないかもしれないという意味が含まれると思います。これ壊すというのは税金で壊すわけですから、使った税金をその所有者なりに請求するというのは至極当然のことと思いますが、ここを徴収することができるのとあるのはどうしてか。

第4項に、これが本人がわからないとか、連絡がつかないという場合、この限りではないと。そこで附則がありますけれども、そういうことがあるのであれば普通は税金を使った場合には、最初に取り立てると。それで人がわからない場合はやむを得ないというのが筋かと思いますが、その2点をお聞かせください。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えします。

まず、条文の第10条関係なのですが、助言その他必要な援助を行うということなのですけれども、一応条文の法第12条のところで、国の上位法の中で、まず市町村は所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらに対し情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとするという上位法のほうでうたわれている中で、まず条文化したものでございます。

今後なのですけれども、その援助の内容ですが、失礼いたしました。今後その空き家をどのように活用して、除却等をするだとか、そういうノウハウにつきましては、今後町の空き家対策の計画等を策定した中で必要な援助を考えていくことになろうかと思います。その援助的な内容なのですけれど

も、例えばその所有者が、管理人とかが遠方等に住んでいた場合に、こちらに残っている空き家の状況がどの程度かというのをちょっとわからないものに関して、例えばその写真を撮って、こんな状態だよとかという形で、こちらに出向くそういった旅費代ですけれども、その辺などを考慮するような援助等というような考えで考えております。

それから、次の第12条関係で、その3項なのですけれども、最後の費用を徴収することができるということで、議員のおっしゃられるように、税金使ってというところもありますので、行政側としたら回収するのは当然かなという中なのですけれども、その第4項にもあるのですけれども、確かに管理人や空き家についてはいろいろ調べた中でどうしてもその管理人や所有者がわからないという中で、その回収するのを誰から回収するかという、そういう回収できない可能性もちょっと出てくることから、徴収することができるという条文にはなっております。当然税金使って対応した場合は、何とか徴収しないといけないのですけれども、何分その当てどころがない場合にはどうにもならないというのもありますので、そういった部分で徴収することができるというような内容でございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） ちょっと確認なのですけれども、第10条の援助というのは金銭的援助も含まれるということでよろしいのでしょうか。

それと、徴収することができるの文言なのですけれども、まずは徴収を試みるということでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えします。

第10条のその援助について、金銭面についてですけれども、まず金銭面については考えていません。お金の援助というのは考えていません。そういった最終的なその援助については、今後協議会等を立ち上げた中で確定して決めていくものとなりますが、とりあえず援助というのは金銭的なものとしては、ちょっと受けとめておりません。

第12条についてですけれども、徴収をすることができるということで、やはり大切な税金を投入することになりますので、まずはいろんな方法で徴収するという方向で対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 千代田町空家等対策の推進に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第5、議案第24号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第24号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和元年6月14日に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、地方公務員法が改正されたことに伴い、千代田町職員の給与に関する条例を改正するものであります。

改正の内容であります。これまでの、職員が成年被後見人または被保佐人となった場合には、当然に失職することとなっておりましたが、今回の改正により、当然に失職することがなくなるというものであります。

また、あわせてその他の文言の整理を行うものであります。

なお、本条例の施行期日については、改正後の地方公務員法の施行期日が令和元年12月14日であるため、同日を施行期日とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第6、議案第25号 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第25号 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が定められたことにより、省令の内容に準じて定めている町の条例についても所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、条例中、第10条第3項において、政令指定都市で実施する研修を修了した者も、放課後児童クラブの支援員の対象者に追加するものです。

なお、この条例の施行期日については、公布の日から施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第7、議案第26号 千代田町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第26号 千代田町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和元年5月31日に公布されたことに伴い、千代田町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例についても所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、また「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」へそれぞれ文言を改め、内閣府令と同様の内容とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 千代田町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第8、議案第27号 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第27号 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和元年5月31日に公布されたことに伴い、千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についても所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、幼児教育・保育無償化に伴う食事代の取り扱いの変更及び用語の変更や新規追加などの基準の一部を改正するものであります。

詳細については健康子ども課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、議案第27号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、国の内閣府令が令和元年5月31日に公布されたことに伴いまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正になったことを受けまして、町条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

お手元に議案第27号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、こちらに

基づきましてご説明を申し上げます。なお、下線の箇所が改正部分で、右側が現行、左側が改正案となっております。

それでは初めに、具体的な改正内容に触れる前に、千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の趣旨についてご説明をさせていただきます。市町村が施設型給付費の支給対象として確認する教育・保育施設でございます認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業でございます家庭的保育事業、小規模事業、それから居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の運営基準を定めているものが本条例の内容となっております。

今回の改正の概要といたしましては、幼児教育・保育の無償化が開始されることに伴い、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更などが本条例の根拠となる内閣府令の用語の変更や利用する施設及び児童の年齢により新たに創設された子供の区分等の法律改正に伴う用語の整理、条、項、号のずれに伴う改正となっております。

これまで認定こども園や幼稚園、一部の私立幼稚園は除きますが、保育所等では、食事代として3歳以上の幼稚園的利用子供の御飯などの主食費と、それからおかずなどの副食費、また3歳以上の保育所的利用子供の主食費については、各家庭からの費用徴収が可能となっておりました。別の言い方を申し上げますと、これまで3歳以上の保育所的利用子供の副食費、おかずについては、保育所の利用料金に含まれておりまして、副食費名目で費用を保護者の方から徴収することが従来まではできませんでした。しかしながら、今年の10月1日より幼児教育・保育の無償化に伴いまして、国の考える無償化の枠組みの中から食事の提供に要する費用が除外されることになりました。このたび原則といたしまして3歳以上の保育所的利用子供の副食費、おかずにつきましても、各保護者からの費用徴収がこの10月より可能となったものでございます。

では、1ページ目をご覧いただきたいと思います。まず、第2条第1項中の第9号から11号までは、支給認定、支給認定保護者、支給認定子どもの名称定義をそれぞれ教育・保育給付認定、それから教育・保育給付認定保護者、また教育・保育給付認定子どもにそれぞれ表記を改めるものでございまして、当該条例の全体にわたりまして該当する全ての箇所において改正となります。

また、新たに第12号から第16号までは用語の定義が追加されるものでございまして、満3歳以上教育・保育認定子ども、特定満3歳以上保育認定子ども、満3歳未満保育認定子ども、それから市町村民税所得割合算額、負担額算定基準子どもに関する定義を各法令参照先として明確に定めるものでございます。

また、改正条文の17号から3ページ目の上段にある第29号までは、新設されたことによる号ずれの改正となります。

次に、第3条でございますが、子供の保護者の経済的負担の軽減への適切な配慮が追加された内容となっております。

また、第5条につきましては、利用者負担の内容に関し明確に条文を指し示すように文言を改めて

ございます。

少し飛びまして、5ページをお開き願いたいと思います。第8条でございますが、受給資格等の確認についてでございますが、より明確に表現を改める内容になってございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。第13条でございますが、利用者負担等の受領に関して、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定の保護者からの利用者負担額等に関する内容に改めてございます。

7ページ下の第4項第3号については、次の8ページに続いてございますけれども、利用者負担額の受領に関して、これまで主食の御飯などに関してのみの費用徴収が可能としていたものを満3歳以上の教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育認定保護者と同一世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が定められた基準未満である場合には、副食の提供、それから満3歳以上の教育・保育給付認定子どものうち、小学校第3学年修了前子供が同一世帯に3人以上いた場合に該当する副食費の提供などに関する基準を新たに定めたものでございます。該当する場合には食事提供に関する費用を負担するものから除くこととされてございます。

続きまして、9ページをお願いしたいと思います。第14条では、施設型給付費の額に関する通知等という形で教育・保育給付認定保護者に対する市町村の通知に関する表現を改めたものでございます。

少し飛びまして、18ページお願いしたいと思います。第38条については、内容及び手続の説明及び同意に関する表現を明確にするために一部改めてございます。

第39条第2項から20ページの第42条第4項までについては、満3歳未満保育認定子どもに関する規定といたしまして、明確な表現に改めるものでございます。

また、第43条第1項及び第2項につきましては、利用者負担額等の受領に関する内容を定めたものですが、文言の整理による表現を改めたものでございます。

それから、少し飛びまして、次の24ページのほうへお願いしたいと思います。第51条第1項から26ページの第52条第3項にかけては、基本的な条文趣旨は変わりませんが、本条例の根拠となります内閣府令にあわせて表現を改めるものでございます。

27ページの附則でございますが、附則の第2条につきましては、特定保育所に関する特例について文言の整理をし、第3条の施設型給付費等に関する経過措置をこのたび削除するものとなってございます。

最後に、議案書のほうにお戻りいただきまして、議案書の最終ページの最下段になりますが、附則といたしまして、この条例の施行期日は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 千代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第9、議案第28号 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第28号 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消費税率の引き上げに伴い、千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例について、使用料金の税率改正を行うものであります。

詳細については環境下水道課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 栗原環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗原弘明君） それでは、議案第28号について詳細説明を申し上げます。

平成28年11月18日に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が成立し、消費税率が10%の引き上げ及び軽減税率制度の実施時期が令和元年10月とされました。この

法律に基づく消費税率の引き上げに伴い、千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例においても使用料金の消費税率を８％から１０％に変えるための改正を行うものでございます。

お手元にあります資料、千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例新旧対照表をご覧になっていただきたいと思います。こちらは使用料金の体系表であります、おのおの使用水量別の料金の消費税率を８％から１０％へ改正したものであります。

また、この税率の引き上げに対する経過措置といたしまして、まず千代田町の上水道の検針が奇数月に行われることになっており、条例適用後に行われる最初の料金が確定するのが１１月となり、９月検針後から１１月の検針日までの間の使用水量がコミュニティプラントの使用料金として賦課されるわけですが、適用開始前の９月と開始後の１０月にまたがることから、１０月１日前から継続してコミュニティプラントを使用されている方につきましては、改正前の税率が適用となり、８％とするものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第２８号 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第２８号は原案どおり可決されました。

ただいまから１０時半まで休憩いたします。

休 憩 （午前１０時１１分）

再 開 （午前１０時３０分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第10、議案第29号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第29号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消費税率の引き上げに伴い、千代田町公共下水道条例においても、先ほどの議案第28号 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例と同様に、使用料金の税率改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第11、議案第30号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第30号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、都市計画道路3・4・70赤岩新福寺線の道路築造工事の工事請負契約の締結に関して、予定価格が5,000万を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については都市整備課長から説明させますので、よろしくご審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） それでは、議案第30号について詳細説明を申し上げます。

本工事は、去る8月1日開催の入札審査会において業者選定及び承認をいただき、8月21日に12社の指名競争入札による電子入札を実施したものであります。参考までに指名業者を申し上げますと、荒井建設株式会社、石川建設株式会社、小曾根建設株式会社、関東建設工業株式会社、河本工業株式会社、新和建設株式会社、株式会社徳川組、原工業株式会社、本田建設株式会社、真仁田土建株式会社、本島建設株式会社、柳瀬建設株式会社、以上12社でございます。

入札の執行の結果、落札額8,850万円に消費税を加えた金額で、契約の金額は9,735万円でございます。契約の相手方は、新和建設株式会社でございます。なお、落札率は98.53%です。

工事につきましては、お手元の資料をご参照いただければと思います。赤岩工区につきましては、県道赤岩足利線のフードショップクリバラ様交差点北から西小学校の西側の道路より南に延びております町道1―278号線までの部分です。舞木工区は、石田食堂様西側の南北道路で町道1―193号線西から主要地方道足利千代田線のセブンイレブン様西側付近に接続するまでの区間です。

主な工事概要は、昨年度Ⅰ期工事完了区間の舗装工事と赤岩工区の県道赤岩足利線県道取り付け部分及び舞木工区の主要地方道足利千代田線の県道との取り付けの2カ所の部分の道路築造工事を行います。

契約日及び工期につきましては、議会の議決の日から令和2年3月23日の予定です。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 少々質問させていただきたいと思います。

前回のⅠ期工事をやったときに、砂利まででアスファルトが乗っていない状況でしたよね。そのと

きに上水道の工事をするので、切り張りになってしまうので、アスファルトをやっていないというご答弁だったかと思うのですが、その工事はまだやっていないのだと思うのですが、これからいつごろやっていくのかということと、資料がこれ出しても問題ないかと思うのですが、この舞木の道路のところの真ん中に電柱が立っていますよね。その取る工事とかもいつやるのか。

それと、私の一般質問で、信号機を最低3カ所は必要ではないかということも申し上げたのですが、その協議というのはどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

水道工事、歩道部分に水道を布設するのですけれども、水道の発注については東部地域水道企業団のほうの発注になります。今現在、工事発注して、業者さんのほう、水道業者さんのほうで工事着手に向けた準備をしているところでございます。工期の終わりにつきましては、本工事の歩道部分の舗装を施工する前には終わらせていただく予定でございます。

それと、道路上にある支障物件の電柱についてなのですけれども、電柱の所有者がこの沿線上にN T Tさんの電柱ですとか、東電さんの電柱があります。N T Tと東電さんと双方の担当者のほうで立ち会いをしまして、電柱を移設する計画設計等を実施して、これこれこういう費用がかかりますとかということで回答いただいていますので、道路施工の終了までには移設していただく予定になっております。

それから、信号機についてなのですけれども、警察、公安委員会との協議を進めている中で、いただいている回答の中で群馬県が非常に信号機が多いというところで、今年度ですか、今年度の信号の群馬県内に設置が10基程度というような話なのです。今現在信号が多いので、1基新設するのに対して2基廃止するような、そんな回答をちょっといただいているのですけれども、うちのほうも安全第一ですので、そういう諸事情はわかるのですけれども、何とか信号機の設置をということでお願いしているところなのですけれども。それから、あと新規路線につきましては、まず供用を開始して、それから交通量調査ではないのですけれども、車の台数に応じてその信号機の設置というやり方というふうになくなってございます。

そういったちょっと協議をしている中で、何とか早期に信号を設置していただくようにまたお願い等々、あと仮に間に合わない場合の安全対策等を考えながら、供用に向けて頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） クリバラさんのところの信号を北に移設するという、それが1が1で変わらないわけなのですけれども、この権現地内、舞木の、小学生等々が横断で渡ると。そこでないというのもこれも困るもので、あとはそのセブンイレブンに接続するところが、要は主要県道から丁字路に

なるところですね、そこもないとなると、これはもうどうにもならなくなるので、これがないでは済まされないで、その辺は重々協議していただきたいなと思います。

それと、電柱の件なのですが、施工までは施工まではで今答弁があったのですが、アスファルトを敷いてから抜くというわけにもいかないで、その前には完全にやっていただくように段取りはつけていただきたいなと、このように思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 議員のおっしゃるとおり安全第一ですので、その辺は十分、せっかくいい道路ができて、そこが継ぎはぎとか、そういったふうにならないようにと。あと、やはり子供の事故とか、小学生の列に車が突っ込む等の事故が各地で発生していますので、その辺は十分考えながら供用に向けて頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

○諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第12、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に推薦理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員であります大谷恵氏の任期が令和元年12月31日で満了することから、法務大臣に対し再度大谷恵氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

大谷氏におかれましては、在任中も人権擁護委員としての役割を認識し、熱意を持って積極的に人権相談や人権啓発など、各種の人権擁護活動にご尽力をいただいております。その功績は顕著であり、今後も人権擁護委員としての活動に大きな成果を期待できるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり適任者として町長が推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、諮問第2号は原案どおり適任者として決定いたしました。

○諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第13、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に推薦理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理

由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員であります酒巻守氏の任期が令和元年12月31日で満了することから、法務大臣に対し新たに池田博一氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

今回推薦いたします池田氏におかれましては、社会福祉法人の理事として活躍されており、広く社会の実情に通じております。また、民生委員児童委員の職を2期にわたって精励され、高齢者や児童の見守り活動を通じ、地域の住民からの信頼も厚く、その経験と人格から人権擁護委員としての活動に大きな成果を期待できるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり適任者として町長が推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、諮問第3号は原案どおり適任者として決定いたしました。

○認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（高橋祐二君） お諮りいたします。

日程第14、認定第1号から日程第18、認定第5号までを一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、認定第1号 平成30年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第15、認定第2号 平成30年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第16、認定第3号 平成30年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、日程第17、認定第4号 平成30年

度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第18、認定第5号 平成30年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、以上5件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 認定第1号 平成30年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 平成30年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成30年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成30年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成30年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

私からは、平成30年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

さて、平成30年度の我が国の経済は、企業収益や雇用環境の改善が続く中、個人消費の持ち直しの動きも見られ、景気は緩やかながらも回復基調で推移しているものの、通商政策に端を発する貿易摩擦のリスクの高まりなど、海外における経済情勢の不確実性により、先行きは不透明な状況が続いております。

このような社会経済情勢の中、本町におきましては町民皆様の安全安心な生活と福祉及び教育環境の向上を図るべく、予算の執行に努め、各会計において決算を迎えることができました。

それでは最初に、平成30年度千代田町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算額は、歳入総額47億8,866万664円で、歳出総額44億5,916万5,390円となり、差引額は3億2,949万5,274円となりました。これから翌年度への繰越額7,230万4,000円を差し引いた実質収支額は2億5,719万1,274円と黒字決算になりました。景気は回復傾向にあるものの、依然厳しい地方財政の中にあつて、一応の成果と結果を報告できますことは、議会を初めとする職員並びに関係各位のご協力のたまものであり、心から感謝を申し上げる次第であります。

それでは、決算の概要を申し上げます。まず、歳入であります。自主財源の根幹をなす町税におきましては、個人の所得環境は改善されつつありますが、企業収益が伸び悩んだことから、町民税が減収となりました。固定資産税においても、土地及び家屋ともに減収となったことから、町税全体についても2,191万の減額となっております。

地方交付税についても、2,751万6,000円の減でありました。これは、地方消費税交付金及び基準となる平成29年度の法人税割の伸びにより、基準財政収入額が増加したことが主な要因であります。

地方交付税の振替財源であります臨時財政対策債についても、国から示された発行額が減少したこ

とから、300万7,000円の減額となっております。

財源内訳になりますが、自主財源比率が64.6%であり、前年度に比べ2.3ポイント増加しております。財政健全化判断比率については、全て早期健全化基準を下回っております。経常収支比率についても96.8%と、前年度より3.7ポイント上昇しているため、財政の弾力性の確保に引き続き努めてまいります。

次に、歳出の概要を申し上げます。まず、予算現額に対します執行率は94.8%であります。平成30年度は、総合計画に基づく各種施策に取り組んでまいりましたが、特に総合戦略を中心とした地方創生に向けた具体的施策について引き続き推進するため、4つの基本目標に基づく各種事業を積極的に展開するとともに、平成29年度からの繰り越し事業でありました小規模農村整備事業、農地整備事業、都市計画道路整備事業、東小学校施設整備事業などにも取り組んできたところであります。

主な事業といたしましては、都市基盤の整備のため、都市計画道路の整備を引き続き実施するとともに、都市計画道路延伸の設計業務に加え、延伸上に位置する保健センターの移設・複合化についても検討を行いました。

子育て・教育環境の充実では、こども園開園を見据えた施設整備や東小学校校舎のLED化のため照明改修工事を実施いたしましたほか、適応指導教室事業の拡充、放課後こども教室や千代田未来塾を新規に実施するなど、ハードとソフトの両面から教育・保育環境の充実を図りました。

衛生環境の向上では、ちよだスマイルポイントを新たに実施し、健康増進とりサイクル率向上を一体的に図ったほか、各行政区にある資源ごみ回収ステーションにおける回収品目の充実を図り、ごみ排出量の削減に取り組みました。

農業振興対策では、上中森地区において農道整備工事を行うため、小規模農村整備事業による測量・設計・用地買収などを行いました。

その他、高齢社会対策や健康づくりの推進など、行政全般にわたる事業に積極的に取り組んでまいりました。

今後も総合計画に基づくまちづくりを基本に、総合戦略に掲げた各種事業を確実に実施するため、行財政改革を着実に推進し、将来の安定した財源確保と健全財政に引き続き努めてまいります。

次に、平成30年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える最も基本となる医療保険の基盤としての役割を担っております。しかし、自営業者の方のほか、無職の方や退職者など被用者保険の対象とならない原則75歳未満の方を加入対象としていることから、被用者保険の加入者に比べ、加入者の平均年齢が高いため、医療費負担が大きく、また平均所得が低いといった特徴があります。

本町の国民健康保険事業については、医療費抑制を念頭に事業運営に当たっておりますが、加入者の高齢化の進行や医療技術の高度化などにより、1人当たりの医療費は依然増加傾向にあるため、安定的な財政運営や効率的な事業の取り組みに努めているところであります。

このような状況の中、決算額は歳入総額14億1,011万3,177円、歳出総額は13億6,237万2,804円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の4,774万373円となりました。歳出は、予算現額に対しまして96.1%の執行率でありました。平成30年度から国民健康保険は県と町の共同運営になりましたが、引き続き住民の皆様が安心して医療が受けられる国民皆保険制度を堅持していくため、相互扶助制度の趣旨や公平な税負担の啓発を推進してまいります。

次に、平成30年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度より運用が始まり、県に設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村が連携して事業運営を行っております。町では、保険料の徴収、各種申請の受付、被保険者証の引き渡しなど、高齢者の方の安定した医療が守られるよう被保険者と広域連合との橋渡しの役割を担っております。

このような状況の中、決算額は歳入総額1億2,118万301円、歳出総額1億1,853万2,323円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の264万7,978円となりました。歳出では、予算現額に対しまして96.6%の執行率でありました。

今後とも、更に制度の理解を深めていただくため周知を図るとともに、関係機関と協力しながら医療費の適正化や健康意識の高揚に努めてまいります。

次に、平成30年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、40歳以上の全ての人が被保険者となり運営しております。介護保険制度が社会保障制度として定着する一方で、介護サービスや地域支援事業の利用者数の増加に伴い、事業費も増加する傾向にあります。今後、更なる高齢化の進行が見込まれることから、サービス提供体制の確保と保険料負担のバランスを考慮しながら、安定的に事業を運営する必要があります。

このような状況の中、決算額は歳入総額9億9,685万5,705円、歳出総額9億4,297万4,921円となり、差引額及び実質収支額ともに同額の5,388万784円となっております。歳出は、予算現額に対しまして97.4%の執行率でありました。

平成30年度は、計画期間を3年とする第7期介護保険事業計画を策定し、保険料を改定した初年度となりましたが、歳入面の安定を図りつつ、介護給付費の適正化や介護予防事業などの取り組みにより、事業費の抑制に努めてまいりました。今後も引き続き介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。

最後に、平成30年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から、欠かすことのできない施設として、平成12年7月に供用を開始し、順次、管網の整備を推進し、事業認可区域の早期完了に向け、供用区域の拡大を図っているところであります。

このような状況の中、決算額は歳入総額2億2,143万6,132円、歳出総額2億1,212万2,433円となり、

差引額及び実質収支額ともに同額の922万3,699円となりました。歳出は、予算現額に対しまして93.3%の執行率でありました。平成30年度の事業では、管渠築造工事を推進工法で79メートル、開削工法で355.4メートルを実施いたしました。

今後も下水道への接続の促進を図り、快適な生活基盤整備の早期実現を目指すとともに、引き続き計画的かつ効率的に事業の推進に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計の決算内容について総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 続いて、白石監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

白石監査委員。

〔監査委員（白石正躬君）登壇〕

○監査委員（白石正躬君） それでは、平成30年度歳入歳出決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成30年度千代田町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について、去る8月6日、7日及び8日に審査を実施いたしました。詳細につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書のとおりでございます。

結論といたしましては、一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算関係諸帳簿、証書類は整備されており、計数的にも正確でありました。基金の運用も含め、総体的にほぼ健全な行財政運営がなされており、予算も効率よく執行され、行政目的が達成されたものと認めるものであります。

主な財政指標については、町の財政力を示す財政力指数が0.803、町の全体の公債費返済の負担の重さを示す実質公債費比率が6.5%となっており、両指標については前年度より改善がなされております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.8%で、前年度より3.7%上昇しており、財政構造が硬直化しつつあると判断できるため、早目の改善策を講じる必要があります。

歳入については、自主財源の根幹となる町税の収入額が前年を割り込んでおり、今後も税収入の上積みが見込めない状況にあつて、町税の収入未済額は、前年度より1,300万円以上の圧縮が図られたことが、各種未納対策への取り組みの結果が数値としてあらわれたものと判断いたします。引き続き収入未済額の圧縮に向けた積極的な取り組みを望みます。

一方で区画整理組合に対する債権放棄については、早期事業完了を後押しする町当局の苦渋の判断と理解いたしますが、今後においては町税を初めとした行政負担の公平性を保つため、債権の回収について最大限の努力がなされるよう要望いたします。

歳出については、各種団体へ支出した補助金の使途が適正でないと思料される事例が見受けられたため、適正な使途となるよう町の指導を実施することとあわせて、累積繰越金が多額の団体への運営補助について適正な補助額に是正されるよう望みます。

加えて歳入予算を超える収入や歳出予算の不用が見込まれる場合においては、精査による予算額の補正を行い、決算時に過度の余剰金が生じないよう適正な予算管理を念頭に置いた財政運営が行われるよう望みます。

結びに、各種事業の展開に当たり、第5次総合計画を柱とした計画的な実施に努めるとともに、第7次行財政改革大綱による行財政の合理化、効率化を図りつつ、住民福祉の増進と魅力あるまちづくりのため、より一層努力されることを期待して審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 次に、上程されております決算認定5件につきましては、前もって協議しましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、12名全員による特別委員会を設置しまして審査していただくよう決定いたしました。

名称につきましては、平成30年度決算審査特別委員会ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、名称は平成30年度決算審査特別委員会ということで決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長指名ということで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議がないようですので、議長から指名いたします。

委員長には9番、柿沼議員、副委員長には6番、川田議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されたわけですが、上程されている認定5件は、一括して特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、一括して特別委員会に付託することに決定いたしました。

審査につきましては、この会期中の3日間で実施していただくようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の3日間で実施していただくことに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（高橋祐二君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから12日まで休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、12日まで休会といたします。

なお、あす5日木曜日は総務産業常任委員会、6日金曜日は文教民生常任委員会、9日月曜日は平成30年度決算審査特別委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

○散会の宣告

○議長（高橋祐二君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時19分）

令和元年第3回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年9月13日（金）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成30年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第 2 号 平成30年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 3 号 平成30年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 4 号 平成30年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 5 号 平成30年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 2 議案第31号 令和元年度千代田町一般会計補正予算（第3号）
日程第 3 議案第32号 令和元年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 4 議案第33号 令和元年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 5 議案第34号 令和元年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 6 議員派遣の件
日程第 7 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	大 澤 成 樹 君	2 番	酒 巻 広 明 君
3 番	橋 本 和 之 君	4 番	大 谷 純 一 君
5 番	森 雅 哉 君	6 番	川 田 延 明 君
7 番	襟 川 仁 志 君	8 番	小 林 正 明 君
9 番	柿 沼 英 己 君	10 番	細 田 芳 雄 君
11 番	青 木 國 生 君	12 番	高 橋 祐 二 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 純 一 君
副 町 長	坂 本 道 夫 君

教 育 長	岡 田 哲 君
総 務 課 長	石 橋 俊 昭 君
財 務 課 長	柿 沼 孝 明 君
住 民 福 祉 課 長	森 茂 人 君
健 康 子 ども 課 長	茂 木 久 史 君
環 境 下 水 道 課 長	栗 原 弘 明 君
経 済 課 長 兼 会 長 農 業 事 務 局 長	坂 部 三 男 君
都 市 整 備 課 長	荻 野 俊 行 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	高 田 充 之 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	宗 川 正 樹 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君
農 業 委 員 会 長	蛭 間 泰 四 郎 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	荒 井 稔
書 記	荒 井 美 香
書 記	久 保 田 新 一

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○認定第1号～認定第5号の委員長報告、討論、採決

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられております認定第1号から認定第5号までの案件については、本定例会2日目の9月4日に決算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、委員長より一括報告していただきます。

特別委員長、柿沼議員。

〔決算審査特別委員長（柿沼英己君）登壇〕

○決算審査特別委員長（柿沼英己君） おはようございます。委員長報告を申し上げます。

決算審査報告。令和元年第3回千代田町議会定例会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、事件名。認定第1号 平成30年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第2号 平成30年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成30年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成30年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成30年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定。

2、審査経過。付託年月日、令和元年9月4日。審査年月日、令和元年9月10日、11日。

3、審査結果。認定第1号から認定第5号について、全員賛成により原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（高橋祐二君） ただいま一括して委員長より報告がありました。

本案件は、12名全員による特別委員会で審査されておりますので、委員長への質疑を省略し、これより1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

初めに、認定第1号 平成30年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 平成30年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成30年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 平成30年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成30年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 平成30年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成30年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 平成30年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成30年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第5号 平成30年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第2、議案第31号 令和元年度千代田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。議案第31号 令和元年度千代田町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,060万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,566万円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、今年度新たに譲与が開始されるため、森林環境譲与

税を追加いたします。

地方特例交付金や地方交付税については、本年度の交付額が確定いたしましたので、追加をするものであります。

商工費国庫補助金には、プレミアムつき商品券補助金を追加いたします。

特別会計繰入金では、介護保険特別会計、下水道事業特別会計の剰余金が確定したことから、一般会計へ繰り入れを行います。

繰越金でも、額が確定したことから、追加いたします。

町債には、保健センター複合化事業の設計業務に充てるため、公共施設等適正管理推進事業債を新たに追加いたします。なお、この設計業務については、令和２年度までの債務負担行為も設定させていただきます。

次に、歳出であります。総務費には、前年度剰余金の確定に伴い、財政調整基金、減災基金、義務教育施設改築基金へ積み立てを行います。なお、新たに譲与が始まる森林環境譲与税基金へも積み立てを行っております。

また、高齢運転者の事故防止のため、自動車の誤発進防止装置設置費補助金も新たに追加いたします。

民生費には、障害者福祉施設整備補助金を追加いたします。

衛生費にも、保健センター複合化事業の設計委託料を追加いたします。

農林水産業費ではクビアカツヤカミキリムシ対策の事業費を、商工費でもプレミアムつき商品券の事業費を追加いたします。

詳細については、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第31号につきまして詳細説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長の提案理由の説明があつたとおりでございます。

第２条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の補正は第２表の債務負担行為補正で定めておりまして、４ページのほうをお願いいたします。債務負担行為は、地方自治法に基づき、次年度以降にわたる債務について、事業名、期間、限度額について設定するもので、今回保健センター管理運営事業として保健センターの移設、複合化のため、令和２年度までの期間において設計業務を行うため、限度額２,５００万円の債務負担行為を設定させていただくものでございます。

またページ戻りまして１ページになりますが、１ページの第３条、地方債の補正につきましては、またページが飛んで申しわけないのですが、５ページ、６ページをお願いいたします。左側、起債の目的欄にあります２事業について、起債の借入限度額を設定させていただきます。

まず、臨時財政対策債につきましては、借入額が確定したことから、6ページにございます補正後の限度額に変更をさせていただくものでございます。

また、公共施設等適正管理推進事業債では、先ほど債務負担行為補正でご説明いたしましたが、保健センター移設、複合化に向けた設計業務の費用に充てるため、2,250万円の限度額について新たに設定をさせていただきました。

それでは、補正予算の主なものにつきまして事項別明細書によりご説明をいたします。10ページ、11ページをお願いいたします。説明に当たりましては、右側説明欄をもとにご説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。初めに、歳入でございます。2款地方譲与税、3項森林環境譲与税でございますが、今年度より森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進に充てる財源として新たに譲与されることとなったことから、追加をさせていただくものでございます。なお、配分基準につきましては、私有林人口面積が5割、林業就業者数が2割、人口による配分が3割とされており、基準となる数値は農業センサスや国勢調査などをもとに算定をされ、本町では50万1,000円を追加させていただきます。

9款1項1目地方特例交付金でございますが、交付額が確定しましたので、501万8,000円を追加いたします。

次に、10款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税につきましても交付額が4億6,649万3,000円と確定いたしましたので追加をさせていただきますが、当初予算において4億円が計上されておりますので、差額について追加をさせていただきます。今年度の普通交付税の交付額は、昨年度と比べまして2,955万7,000円、6.8%の増となっております。これは主に法人町民税が減少したことが主な要因となっております。なお、財政力指数については0.803で、昨年度と同じとなっております。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金の1節には障害者総合支援事業費補助金を22万円新たに追加いたしますが、これは就学前の障害児の発達支援のための施設入所利用料が無償化となることから、システムの改修に伴う補助金について計上をいたしました。

12ページ、13ページをお願いいたします。14款2項6目商工費国庫補助金の1節にプレミアム付商品券事業費補助金を1,100万円追加いたします。これは、本年10月から消費税10%への引き上げに伴う低所得者及び子育て世帯への支援策として、額面以上の金額で買い物ができるプレミアムつき商品券を発行、販売いたしますが、プレミアム分に対して国より交付されるもので、新たに追加するものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金の4節に子ども・子育て支援事業費補助金を575万円追加いたしますが、10月から幼児教育・保育料無償化への対応としましてシステム改修などの費用に充てるため、県より交付されるものでございます。

4目農林水産業費県補助金の2節には「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業費補助金を追加いた

しますが、農業用機械などの購入費用に充てるため、農業者1名分について県より補助されるもので、補助率については30%となっておりますが、上限となる200万円を追加いたします。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金及び4目下水道事業特別会計繰入金では、決算により両会計の余剰額が確定したことから、合計で2,504万5,000円を追加いたします。

14ページ、15ページをお願いいたします。19款1項1目繰越金でも、一般会計の前年度の余剰金が確定したことから、1億2,719万1,000円を追加するものでございます。

20款1項町債、1目臨時財政対策債につきましては、普通交付税の代替としての起債でございますが、発行可能額が確定いたしましたので、2,488万6,000円を追加いたします。

4目衛生債では、公共施設等適正管理推進事業債を2,250万円新たに追加いたします。これは、保健センター移設、複合化に向け、設計業務に係る事業費に充てるため借り入れるもので、充当率につきましては事業費に対し90%、普通交付税への算入率は50%となっております。

ページをめくっていただきまして、16ページ、17ページをお願いいたします。続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。なお、歳出につきましても右側説明欄をもとにご説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の基金積立金では、それぞれ基金条例に基づきまして積み立てを行うものですが、財政調整基金につきましては、前年度余剰金の2分の1を超える額を積み立てをすることとなっておりますので、1億3,000万円を追加いたします。

減災基金積立金には、後年度の起債の償還に必要な財源を確保するため、5,000万円を追加いたします。

義務教育施設改築基金積立金にも5,000万円を追加させていただきます。

また、新たに条例を制定させていただいた森林環境譲与税基金積立金には、今年度譲与された50万1,000円を追加させていただきました。

その下、8目交通安全対策費には、高齢者運転によるアクセル踏み違い事故が相次いでいることから、後づけできる安全運転支援装置の導入費用に対する助成として、自動車誤発進防止装置設置費補助金を40万円新たに追加いたします。なお、助成基準につきましては、購入費の2分の1で、上限を2万円としております。

2項徴税費、2目賦課徴収費の賦課徴収費には、町税の還付金について不足が見込まれることから、町税過誤納金還付金及び還付加算金を200万円追加をいたします。

18ページ、19ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費の一般経費に、システム改修委託料及び障害者福祉施設整備補助金を追加いたします。まず、システム改修委託料では、歳入の項目でもご説明いたしましたが、就学前の障害児の発達支援のための施設入所利用料が無償化となることから、帳票類を管理するシステムについて改修が必要となり、22万円を追加いたしますが、全額が国から補助されるものでございます。その下、障害者福祉施設整備補助金では、

本町に障害福祉施設として、障害者の能力に応じた就業の機会の提供や、障害児の体に応じた訓練を行う施設が開所されましたが、その施設への施設整備補助金として170万円を追加いたします。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費の子ども・子育て支援事業に575万円を追加いたします。これは先ほど歳入の項目でも申し上げましたが、10月からの幼児教育・保育料無償化への対応といたしまして、事業に必要な消耗品や備品の購入、システムの改修も必要となることから業務委託料も追加いたしますが、その全額が県より補助されるものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。4 目児童福祉施設費の子どものための教育・保育実施事業に、子育てのための施設等利用給付事業費として50万円を追加いたしますが、幼児教育の無償化により新たに行われる給付事業でございますが、本町の方が他の市町の幼稚園を利用し、延長保育などを利用した場合、その施設への費用を負担するため、新たに計上をいたしました。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目保健衛生施設費の保健衛生施設事業に、保健センターの移設、複合化のための設計業務の委託料を2,500万円追加いたします。財源については、起債を充てるとともに、事業年度が2カ年にわたることから、債務負担行為の設定も行わせていただきました。

下段になりますが、6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費では、次のページになりますが、22ページ、23ページをお願いいたします。一般経費には、農業者1名の方へ農業用機械購入費の補助として、「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業補助金200万円を追加いたしますが、全額が県より補助されるものでございます。また、1 事業飛んで下でございますが、クビアカツヤカミキリムシ対策事業に160万円を追加いたします。これは、被害木への樹幹注入を実施するために必要な薬剤の購入費でございます。

5 項農地費の農地整備事業には利根加用水のパイプライン第2期機能保全対策事業に必要な設計調査費について、本町の負担分として、利根加用水地区水利施設保全事業負担金62万5,000円を追加いたします。

7 款1 項商工費、2 目商工振興費ではプレミアム付商品券事業について補正をさせていただきますが、4月に補正予算の専決処分により、事業に係る事務費については販売を商工会、換金業務については金融機関を見込み、予算を計上させていただきましたが、販売から換金まで全て商工会で行っていただけることとなったことから、手数料を減額し、委託料を追加するなど予算の組み替えを行うとともに、商工会活動費助成金に1,100万円を追加いたします。これは、プレミアム分が5,000円となることから、2,200名分を見込み、計上をしております。

24ページ、25ページをお願いいたします。10款教育費、4 項社会教育費、1 目社会教育総務費の生涯学習推進事業には、下段に備品購入費として47万7,000円を追加いたしますが、町民プラザにおいて主に小学生を対象とした吹奏楽教室を今年度より実施をしておりますが、この教室において使用するトランペット7台分を購入するものでございます。

下段になりますが、12款1 項公債費でございますが、1 目元金及び2 目利子ともに、平成30年度に

借り入れた起債について当初予算では見込みで計上しておりましたが、償還額が確定したことから、説明欄に記載の額を減額させていただきます。

次のページをお願いいたします。最後になりますが、14款1項1目予備費でございますが、1,259万9,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

なお、28ページ、29ページには、今回の補正に係る債務負担行為に関する調書、またその次のページには、今回の補正によりまして増減を行いました地方債の年度末現在高の見込額につきまして添付をさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、酒巻議員。

〔2番（酒巻広明君）登壇〕

○2番（酒巻広明君） おはようございます。16、17ページの8目交通安全対策費として自動車誤発進防止装置設置の補助金ということで40万予算を組んだということで、先ほどの説明があったのですが、これは新車時で各社この装置を取りつけたものを発売しているものもあって、そのほかに後づけでという形で、全社ではないのですが、一部ディーラーと、あとは開発メーカーさんがこの装置を販売しているのかなというふうに思います。その中で後づけのみの方が対象になるのか、新車時購入をされた方も対象になるのかというのをちょっとお聞きしたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君） 一般質問でもこれはあったのですが、今回対象としているのは後づけのものに限ります。新車時のものについては、町長からも答弁があったとおり、今後そういった車になっていくので、車両自体に対する補助金、助成というのは考えておりません。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 今回は後づけのみということで、ディーラーのほうも調べると2社ほどですか、今扱っている。車種も限られていることで、大半が社外品のものがあるのかなと。金額的に数万円から数十万円というような形で、一部カー用品の量販店さんが扱ったりとか、あとはいろんなところから販売をされているみたいです。地元にも自動車組合というのがありますので、その辺を有効に使っていただいて、誤発進のこの装置を広めていただければなと思います。ただ、設置したからといって過信しないでいただいて、安全運転に日ごろから心がけていただいて、誤発進による事故が減っていけばいいのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

4 番、大谷議員。

[4 番（大谷純一君）登壇]

○4 番（大谷純一君） 3 点質問があります。1 つは、「はばたけ！ぐんま」ので200万円、30%補助とあるのですが、ざっくり、もとの値段が700万円ぐらいという形になるかと思うのですが、この200万円補助というのは、1 つは何を買うための、トラクターだったりコンバインだったりとあるのですが、よく機械器具屋さんで買ったり、農協さんで買ったり、農家さんしていますけれども、見積もりに対して出ると思うのですが、定価に対する30%の200万なのか、値引きをした価格の30%補助で200万なのかというのを1 つはお伺いしたいと思います。

それと、今回2 日目の森林環境譲与税の条例のときもご質問したのですが、基金をためて50万ずつためる。これからちょうどだんだん上積みしてくるという予定だと思うのですが、この基金でためるとことは結構なのですが、実際どのようなときにこのお金を使うことになるのかということを知りたいと思います。

それと、私有林と人工林とあるのですが、私有林は私の山だと思うのですが、これは保安林は適用されないというお考えでよろしいのか。それと、人工林というのは、言葉のごとく解釈すれば、後から人工的に植えた林ということになりますけれども、例えば千代田町で人工林というのはどういうところの場所のことを人工林というのかお尋ねしたいと思います。

3 点目が、生涯学習の費用でトランペット7 台とありましたが、これは吹奏楽部と違って、かなり廉価なトランペットになろうかと思うのですが、47万ですか、7 台ということは7 万弱ということになろうかと思うのですが、多分、私もちょっと楽器屋さんへ行ってトランペットを見ているのですが、安いもので3 万、4 万とあるのですが、それよりもちょっと高いという認識で見ているのですが、そういうふうには要は初心者用の入門編のようなトランペット。本格的に吹奏楽部でやるような楽器ではないということになろうかと思うのですが、その認識でよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 坂部経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

まず、「はばたけ！ぐんま」の関係でございますけれども、こちらは農業用機械ということで、トラクターとロータリーを購入する予定でございます。補助事業の金額につきましては、見積額のほうで算出しております。

それと、森林環境譲与税の基金をためてということなのですが、千代田町といたしましては、今後出てくる公共施設の木質化に伴う事業に充てる予定でございます。

それと、済みません、森林環境譲与税の私有林につきましては、県のほうから出ております森林簿というのがあるのですが、その中で人工林、天然林という形で分けがありまして、その中の

人工林の数値を計上してございます。

それから、人工林とはどういうものなのかというところなのですけれども、県のほうの中で人工林の定義につきましては、植栽または種まきをして生育した林で、植栽による木の種類や種まきによる木の種類の本数の割合が50%以上のものというふうに定義になっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） それでは、トランペットの関係のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど大谷議員のほうもおっしゃられたとおり、1台約6万8,000円程度のものを7台購入をさせていただく予定でございます。大体このトランペットの一応レベルといいますか、それが初心者向けが大体三、四万というところもございます。本当に安いのですと、プラスチック式の2万円とかというのもございますけれども、やはり長く使っていく、これから使っていくということで、ただ中学生が使っているものよりも少し安い、ちょうど初心者と中学生が使っているもののちょっと中間程度のものということでご認識いただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） トラクターの件なのですけれども、見積額とさっき課長おっしゃいましたけれども、定価の見積もりではなくて、値引きした金額の見積もりという認識でよろしいのでしょうか。

それと、人工林というのは、例えば、例を挙げて申しわけないのですけれども、中島の桜並木というのは人工林に当たるのでしょうか。具体的に、例えばどういうところの林のことを言っているのだよというのを先ほどお伺いしたつもりなのですけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 坂部経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） 済みません。見積もり額につきましては、定価ではなくて販売額、その販売店さんの販売額が見積額として上がってきております。

それから、人工林の関係なのですけれども、まず天然林、人工林の区分けの前提として森林というところがあると思うのですけれども、桜並木につきましては皆さん概念的に感じるような森林ではないということです。新福寺の里山ですとか、あとは防風林とかに指定されているそういった森林の中の人工林という形になりますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 新福寺の里山が今人工林だというお話だったのですけれども、新福寺の里山って保安林なのですが、あれは人工林ということで、人工に植えた林という認識なののでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 坂部経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） 済みません。私も今新福寺というふうにちょっとお答えしたのですけれども、森林簿に載っている各地区ごとの表があるのですけれども、ちょっとそ

れが今手元にないのですけれども、そういった形で、そのものが地域によって、ここは天然林ですよ、ここは人工林ですよというような形で分けがありますので、ちょっと一概に、済みません、私のほうであの辺というイメージでちょっとお答えしてしまったのですけれども、ああいう形の中で人工林と天然林ということで分かれているということで、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

5番、森議員。

[5番（森 雅哉君）登壇]

○5番（森 雅哉君） 済みません、クビアカツヤカミキリの160万なののですけれども、これは多分今あるものに少し余裕を持たせた数字ではないかと思うのですけれども、今後また発見して増える。ちょっと発見の時期というのが、これからも発見できるのかどうか分からないのですけれども、これからも発見されるのを見越しての金額かどうかをお聞きしたいのと、ちょっとこれは財務課長なのかもしれませんけれども、今回の薬剤とかトランペットとかもそうなののですけれども、これらの金額というのは消費税の8%で考えていらっしゃるのか、あるいは10%。8%だったら、もう今月中に、きょう決まり次第全部買ってしまうのか、あるいは間に合わなかった場合は予備費みたいなのが出るのかどうか、その辺教えていただけますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 坂部経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

クビアカツヤカミキリの対策事業ということで薬剤の購入をさせていただくのですけれども、今回7月に、町の公共施設に植えてあります桜の木の本数の調査をさせていただきました。約410本あるのですけれども、その410本につきましては、被害を受けているもの、被害を受けていないと思われるものについて、その総数が410本ですので、今回その410本分に薬剤注入、樹幹注入ができる本数を見込んでおります。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

今回補正に上げさせていただきましたトランペットなどの購入費の消費税部分ということなのですが、財政を担当する者とすれば、今月中に発注をして、たとえ2%でも安い価格で購入していただきたいという気持ちではおります。ただ、今回補正をして、発注をして購入する時期までちょっと期間がないものですから、それでも8%で予算計上しておいて、2%分が足りないということでまた流用なり補正なりでお世話になるということもちょっとあれですから、予算ですので、一応推計で多目に見積もってあるというような形で認識はしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 令和元年度千代田町一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第3、議案第32号 令和元年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第32号 令和元年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,035万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,257万円とするものであります。

補正の主な内容であります。歳入では、国民健康保険税を本算定による賦課額の決定により増額し、繰越金では職員給与費等繰入金を追加するものであります。

また、繰越金では、前年度決算に伴いまして追加いたします。

歳出については、総務費及び基金積立金を追加するものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第32号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書からご説明したいと思いますので、補正予算書7ページ、8ページをご

覧いただきたいと思います。まず、歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税及び2目の退職被保険者等国民健康保険税では、現年課税分につきまして、本算定によりまして4月1日現在に遡及して賦課額が決定いたしましたので、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分をそれぞれ追加ないし減額をさせていただきました。また、滞納繰越分につきましては、前年度までの滞納繰越額が確定いたしましたので、それぞれを増減するものでございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。6款1項1目の一般会計繰入金ですが、職員給与費等繰入金は、歳出の1款1項と連動しているものですが、職員人件費の補正に伴いまして増額するものでございます。

次に、7款1項1目のその他繰越金におきましては、前年度事業の確定によりまして、2,774万円を増額するものでございます。

おめくりいただきまして、11ページ、12ページをお開き願いたいと思います。次に、歳出でございますけれども、1款1項1目の一般管理費では、職員人件費及びレセプト点検員の社会保険料を増額し、6款1項1目の基金積立金では、前年度繰越金が今回多く見込めましたことから、国民健康保険事業の安定運営に資するために基金として積み立ていたしたく、追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 令和元年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第4、議案第33号 令和元年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第33号 令和元年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,400万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,648万8,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、財政調整交付金の交付決定に伴う減額、歳出の追加に伴う国県支出金等の財源を追加し、繰越金では前年度決算に伴う繰越金を追加するものであります。

歳出については、総務費では介護保険システム改修委託料を追加するほか、基金積立金、諸支出金を追加するものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第33号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書からご説明したいと思いますので、補正予算書7ページ、8ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございます。1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、財政調整交付金の交付決定及び事業費の見直しによります財源補正に伴いまして追加するものでございます。

3款2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、介護給付費財政調整交付金交付決定に基づきまして減額するものでございます。

また、2目及び3目の地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業の見直しによります財源補正に伴いまして追加し、4目介護保険事業費補助金につきましては、10月の介護報酬改定に対応するため、介護保険システムを改修する事業費を歳出において計上する必要があり、その財源として介護保険システム改修事業費の2分の1を追加するものでございます。

4款1項支払基金交付金、次に9ページ、10ページをお開きいただきまして、5款3項県補助金及び7款1項一般会計繰入金、2目及び3目の地域支援事業繰入金につきましては、法定繰り入れ分として一般会計予算から介護保険特別会計へ繰り入れるものとなっております、地域支援事業の見直しによります財源補正に伴いましてそれぞれ追加するものでございます。

また、5目その他一般会計繰入金につきましては、事業費の見直しによります財源補正に伴いまして追加するものでございます。

次に、８款１項１目繰越金につきましては、前年度決算の余剰金額の確定によりまして追加するものでございます。

続きまして、お開き願ひまして、11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。次に、歳出でございますが、１款１項１目一般管理費につきましては、10月の介護報酬改定に対応するために、介護保険システムの改定による電算業務の委託料を追加するものでございます。

次に、２款保険給付費につきましては、これより18ページまで続くのでございますけれども、各項目におきまして、介護給付費財政調整交付金の減額補正に伴ひまして国庫支出金の財源補正を行っております。

続きまして、19ページ、20ページのほうをお開き願ひたいと思います。４款１項４目高額医療合算介護予防サービス費相当事業費につきましては、８月１日から翌年７月31日までの介護保険と医療保険の自己負担額の合算が限度額を超えた当該事業該当者がございましたため、この金額につきまして追加するものでございます。

４款３項包括的支援事業・任意事業費につきましては、事業費の見直しによりまして事業費を追加するものでございます。

続きまして、１枚めくっていただきまして、21ページ、22ページをお開き願ひたいと思います。５款１項１目基金積立金につきましては、前年度繰越金が今回も多く見込みましたことから、介護保険事業の今後の安定につきまして、介護給付費準備基金といたしまして積み立てをいたしたく追加するものでございます。

次に、７款諸支出金、１項２目償還金につきましては、前年度分の国庫支出金にかかわる精算返還金を追加するものでございます。

また、３項１目他会計繰出金につきましては、前年度決算の確定によりまして、一般会計繰入金の余剰分を繰り戻すため追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 令和元年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、原案どおり決す

ることに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第5、議案第34号 令和元年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第34号 令和元年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ922万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億3,756万8,000円とするものであります。

補正の主な内容について申し上げます。歳入では、前年度の剰余金額が確定しましたので、繰越金を追加いたします。

歳出については、諸支出金において、先ほどの歳入でありました繰越金を一般会計へ繰り入れるため追加するものであります。

また、予備費については、収支の均衡を図るため1,000円を減額いたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 令和元年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決

することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○議員派遣の件

○議長（高橋祐二君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、3件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、3件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（高橋祐二君） 日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（高橋祐二君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 令和元年第3回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今月3日の開会以来、本日までの11日間にわたり、平成30年度の決算認定を初め、提案申し上げました全ての案件について原案どおりご決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、今定例会初日の一般質問や休会中に開かれた各常任委員会において議員各位からいただきましたご意見等につきましては、可能なものからその実現に向け、努力してまいりたいと思います。

さて、群馬県政では12年ぶりに新たなリーダーが誕生いたしました。7月28日に就任された山本知事は、県民の幸福度を上げ、新たなプライドを醸成したいと、就任当初から精力的に公務に当たられ

ております。また、国政においても今月12日に内閣改造が行われ、政治の安定性を重視した体制での国政運営がスタートいたしました。更に、国民生活の面では来月1日より2014年4月以降となる消費税増税が行われ、軽減税率制度が導入されるものの、適用品目の取り扱いが複雑な点があるため、生活への影響が懸念されるところであります。

このような本町や住民生活を取り巻く環境が次々と変化していく中で行政として大切なことは、町民と一緒に将来を見据えた町のグラウンドデザインを考え、その実現に全力を尽くすことでもあります。これから町の次期総合計画の策定作業が本格的にスタートいたしますが、総花的な内容にならぬよう、戦略的な視点で、千代田町の将来にとって必要な施策を積み上げてまいりたいと思います。もちろんその中で町が抱える課題の対応が求められるわけですが、それぞれの課題に対ししっかりと向き合い、全員で知恵を出し合いながら解決の糸口を見出していきたいと思います。中には停滞感を否めないものもありますが、町が発展していくための伸びしろであると発想を変え、あらゆる角度から行政課題の解決に取り組んでまいります。

先日町内で撮影が行われました荻野吟子さんの生涯の描いた映画「一粒の麦」の上映会が町民プラザで開催されました。完成した映画を見て、まさに時代を切り開いた不屈の精神は今を生きる私たちへのメッセージであると感じました。令和元年の今、経済が成熟し、人口が減ってくる中であって、全国の自治体では限られた予算の事業の選択を余儀なくされておりますが、本町ではこうした難局だからこそ国民の声に耳を傾け、町民が主役のまちづくりを目指す所存であります。私を初め議員各位も残された任期が半年となりました。私は、1期4年で町民のために何をし、どのような効果があったのか、町民の幸福度は上がったのか自問自答を繰り返しながら、残された任期を不屈の精神で、皆さんとともに町、町民の目線のまちづくりに全力を尽くしてまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位にはくれぐれもご自愛いただき、各般にわたり、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（高橋祐二君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3日から本日までの11日間にわたり、令和元年第3回千代田町議会定例会が開催されたわけですが、平成30年度決算審査を初め、上程された諸議案に対し終始熱心にご審議賜り、滞りなく議了しましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

本会議では、8名の議員により一般質問が行われました。また、決算審査特別委員会では、2日間にわたり各会計について審議されたわけですが、町長を初めとする町当局の皆様には懇切丁寧にご回答いただき、前向きな議論ができたと考えております。今後とも有効な予算執行に努めていただき、

税の収納率の更なる向上にご尽力をいただきますようお願いいたします。

また、監査報告をいただきました白石代表監査委員におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。

さて、まだ記憶に新しい先月に九州北部を襲った記録的な大雨では、河川の氾濫や浸水などにより、佐賀県や福岡県において甚大な被害がもたらされました。また、議会中の8日深夜には猛烈な台風15号が関東に上陸し、本町においては高橋町長初め担当課の職員の皆様も庁舎内に待機していただき、朝方まで町内をパトロールしていただいたことに心から感謝申し上げます。千葉県ではまだ多くの世帯で停電しておりますことにお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。

本町におきましては、過日行われました町防災訓練では、各行政区の区長さんを初めとする多くの町民の参加により、開催することができました。参加された方々には、今回の九州北部の災害を教訓に実際の災害さながらの訓練を行うことができたとともに、災害時の鉄則である「自分の身は自分で守る」ということを学ぶことができたのではと思っております。

また、町の活性化については、大変多くの皆様にお越しをいただいた川せがきを初め、これから実施されるイベントを含め、更にたくさんの方にお越しいただけるような活気を持ち続けていただけるようお願いいたします。議会としても、おもてなしの心を持って協力していきたいと思っております。

結びに、朝晩涼しくなり、季節は日一日と秋が深まってまいりますが、皆様には健康に十分留意されますとともに、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、令和元年第3回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間ご苦労さまでした。

閉 会 （午前10時10分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和元年 月 日

千代田町議会議長 高 橋 祐 二

①署名議員 川 田 延 明

②署名議員 襟 川 仁 志